

熊谷市史研究

第 3 号

熊谷市史研究
第3号

巻頭写真 昭和初期の片倉製糸工場関係写真
(江戸時代)妻沼村田惣反別絵図(妻沼荒井家文書)
元禄4年(1691)飯塚村鎮守八幡宮社地神木出入訴状(飯塚川田家文書)
享保6年(1721)高札(妻沼内田氏所蔵資料)

座談会 荒川の流路と遺跡
—荒川新扇状地の形成と流路の変遷—……………考古専門部会 1
一二世紀における熊谷市周辺の武士の所領形成
—中条氏・成田氏を中心に—……………鎌倉 佐保 57
鎌倉時代末期の板碑の一事例 —「築道型」の分布と特性—…諸岡 勝 71
熊谷氏の系譜と西遷について……………大井 教寛 115

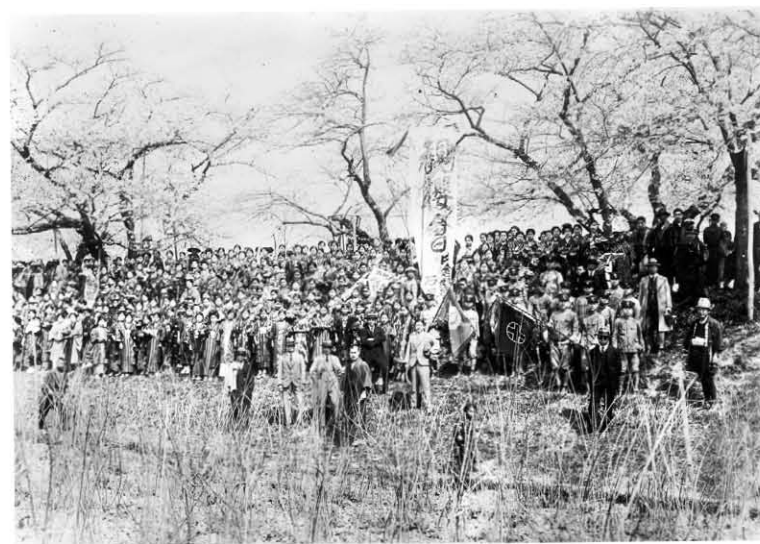
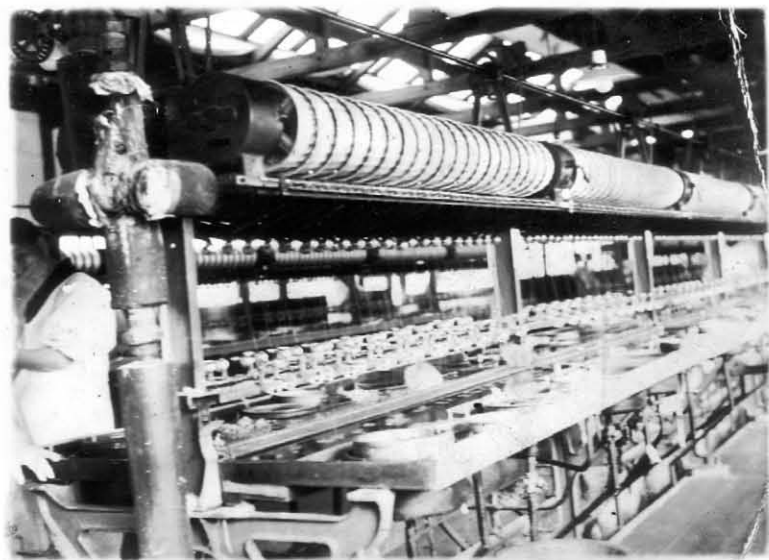
熊谷市史編さん委員会・編集会議・専門部会 報告
I 編さん委員会報告……………132
II 編集会議報告……………133
III 専門部会活動報告……………134

寄贈文書・資料の紹介
I 妻沼荒井映吉家文書について……………田尻 高樹 144
II 飯塚川田恒雄家文書について……………151
III 妻沼内田隆英氏資料(高札)について……………162

市史編さん室 事務局活動報告……………163
編集後記……………180

平成23年(2011)3月
熊谷市教育委員会

熊谷市教育委員会

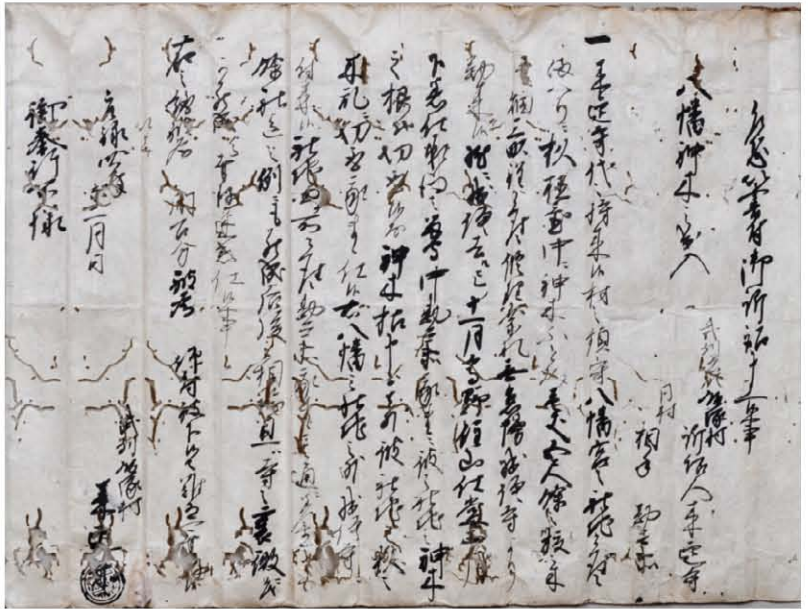


昭和6年 片倉製糸紡績株式会社 石原製糸所
工場内部の製糸機と作業風景

※ 詳細は、176頁参照

昭和5年 片倉製糸紡績株式会社 石原製糸所主催の観櫻会（熊谷堤）

※ 詳細は、176頁参照



元禄4年(1691) 飯塚村鎮守八幡宮社地神木出入訴状 (飯塚川田恒雄家文書)

※ 詳細は、160頁参照



享保6年(1721) 高札 (妻沼内田隆英氏所蔵資料)

※ 詳細は、162頁参照



(江戸時代) 妻沼村田總反別絵図 (妻沼荒井映吉家文書)

※ 詳細は、150頁参照

熊谷市史研究

第 3 号

平成23年（2011）3月

熊谷市教育委員会

座談会

「荒川の流路と遺跡

— 荒川新扇状地の形成と流路の変遷 —

熊谷市史考古専門部会

出席者

- 柿沼幹夫（考古専門部会長）
細田 勝（専門調査員 旧石器・縄文時代）
吉田 稔（専門調査員 弥生時代）
関 義則（専門調査員 古墳時代）
井上尚明（専門調査員 古代）
浅野晴樹（専門調査員 中世）
清水康守（特別調査員 地質学）



司会（柿沼） 熊谷市域を

含む北武蔵の中世以前の歴史を考える際に、荒川がどこを流れていたのかを知ることが、土地の開発史や水上交通に

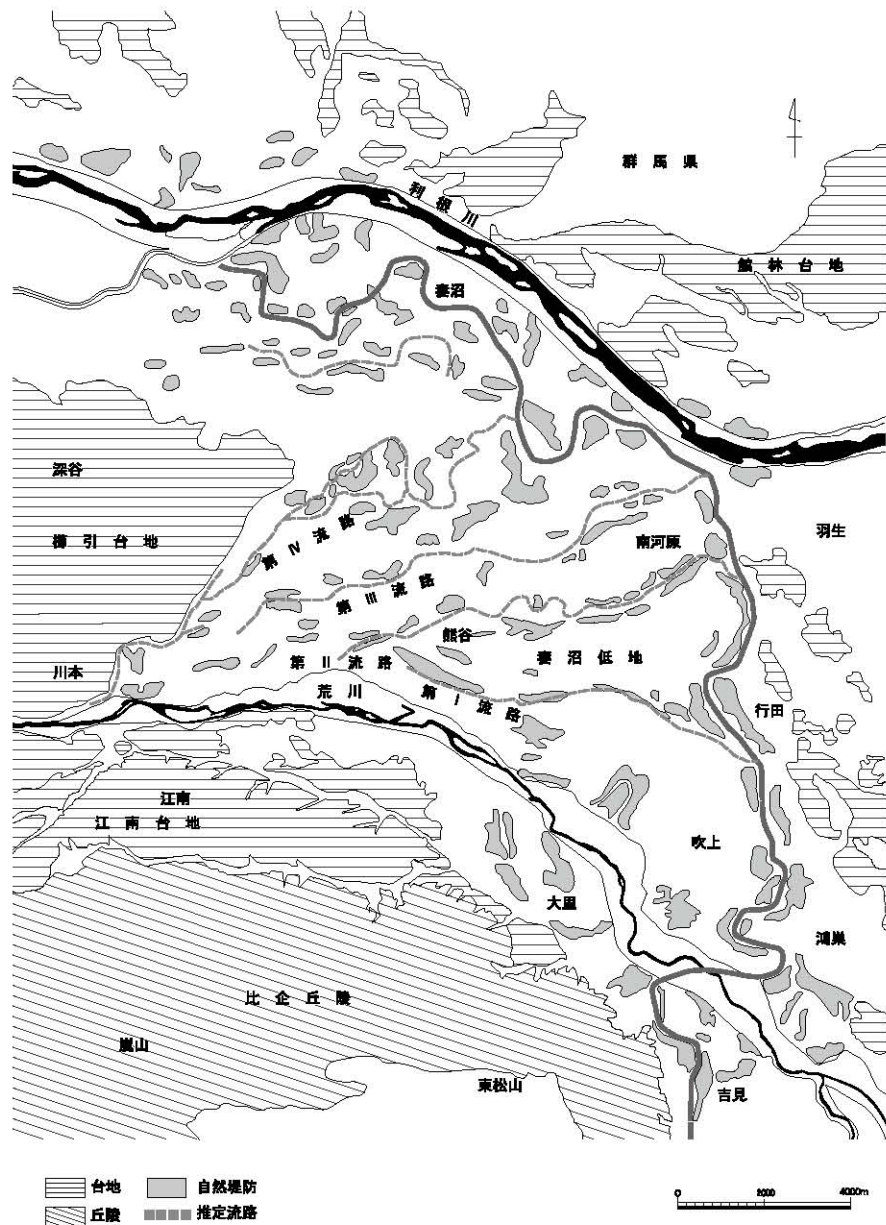
よる交易・流通、あるいは古代における郡域や郡衙中枢

と諸施設の存在、条里制、更には熊谷氏や中条氏、久下氏、別府氏などの中世武蔵武士の動向を探るうえで重要なことは言うまでもありません。

この問題は、近年盛んな環境史の視点を取り入れた学際的な総合研究が必要ですが、本日は、考古部会の専門調査員・特別調査員の方々にお集りいただき、主に遺跡の分布から見た流路の変遷と人々の活動の痕跡について探ってみたいと思います。

荒川は、数千年前までは利根川に合流して現在の荒川低地を流れていたが、あるときに突然荒川低地から中川低地に流路を変えたと言われています。この際に関東山地から平野に運び込まれた土砂が大きな扇状地を形成し、河床面上昇の主因となり、利根川の流れを東の方に押しやったとされており、この扇状地は荒川新扇状地と呼ばれています。まず、地質学の立場から、荒

第1図 熊谷市の地形と代表的な遺跡



川新扇状地の形成のメカニズムについて、清水康守さんからお話をいただきました。と思います。



清水 熊谷市周辺の地形ですが、熊谷市は関東平野の北西部に位置しています。平野の地形は丘陵・台地・低地に区分することができます。そのすべての地形

が熊谷市内でもみることができ、丘陵は市の南部、江南台地の南に比企丘陵が広がっています。台地は、荒川の南の江南台地、北の櫛引台地、利根川の北では館林台地とその西側に点々と分布する台地がまず目につきます。つぎに、東の方へは大宮台地とその北の行田・羽生の小さな台地群が認められます。低地は、高さが最も低いため、河川が流れ、その河川による堆積作用で形成される地形といえます。熊谷市内の低地は妻沼低地と呼ばれます。妻沼低地の東には加須低地、南には荒川低地が位置しています(第1図)。低地には河川が流れており、その河川名を付けて低地の名前にすることが一般的ですが、妻沼低地はどんな河川がいつごろ作ったものな

のでしょうか。

その解明のためには、もう少し細かく地形を見ていく必要があります。妻沼低地の高度分布を見るために良い地図は国土地理院発行の地形図がよいのでそれを使って説明したいと思います。全体を概観するために、五万分の1の地形図を利用してみます(第2図)。この地形に書かれた等高線は20mおきなのですが、補助線を含めて5mおきの等高線を見てみましょう。荒川よりも北側の等高線は、



第2図



国土地理院 1/50,000 地形図 熊谷(昭和29年11月25日発行)及び深谷(昭和30年3月25日発行)を使用して作成

同心円状になっていることがわかります。これは、扇状地地形の典型的な形といえます。扇状地は河川が山地から平野へ出たところに作られる地形ですが、上武山地・奥武蔵山地よりでた荒川がこの扇状地を作ったわけです。それでは、この扇状地の範囲はどのようになるのでしょうか。扇頂は深谷市の植松橋下流1kmで、扇端は熊谷市平戸・今井・奈良を結んだ線の付近になると考えられます。

この扇状地の外側には扇状地よりも勾配のゆるやかな妻沼低地が位置しています。ここには自然堤防地帯で、河川沿いに形成される微高地の自然堤防が多く見られます。自然堤防は洪水時に河川沿いにやや粗い堆積物がたまり、作られるといわれる微高地です。これによって、その外側のところは排水が不良となり後背湿地とよばれる湿地が形成されます。そのため、古くから、自然堤防は畑や農家の住宅地として土地利用され、後背湿地は水田として利用されてきました。

以上のようなことを基に、熊谷市周辺を地形区分したものが第1図です。この図中にあらわしたもので注目してほしいのは、妻沼低地内の流路跡と微高地です。

妻沼低地は大きく扇状地(新扇状地)とその他の低地に分けられますが、全体に微高地が分布しています。ここでは、それらをすべて自然堤防と呼んでおきます。

この自然堤防のうち加須低地との境界付近に分布するものは、やや規模が大きくなっており、2列になっているところがあります。この自然堤防の間にみられるのが流路跡です。妻沼低地の南、荒川低地の北部で明らかになった縄文時代の利根川の流路跡の延長と考えられるものです。そこでわかった縄文時代後期前半の流路跡(新时期流路跡と名付けられた)をたどると、これになります。しかし、旧妻沼町(現熊谷市)に入るとこの流路跡もはつきりとしなくなります。今後の調査の必要な点の1つです。次に、新扇状地にある流路跡は現在も河川が流れる旧忍川、星川、その北には大きな河川はありませんが二つの流路跡があります。この流路跡の新旧は南から北へと新しくなる可能性が強いのですが、今後の早急な検討が必要です。

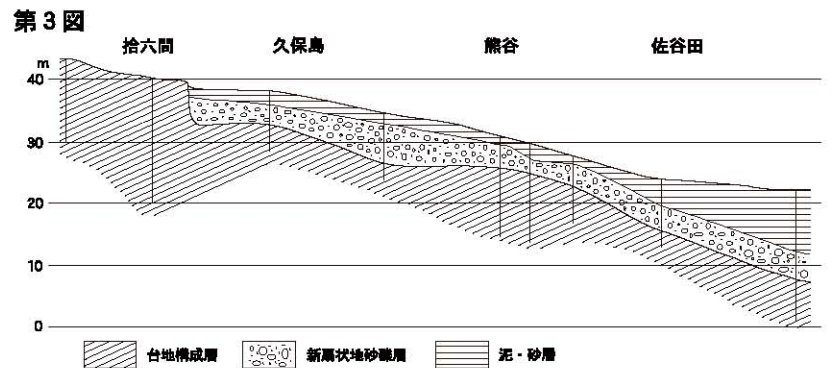
次に熊谷市周辺の地質についてですが、地形と地質は関係が深く、低地をつくる地層は最も新しい地質時代の新生代第四紀完新世に堆積したものです。同様に、

台地は新生代第四紀更新世に堆積した地層でできています。このように形成時期の相違から、低地をつくる沖積層は最も新しく、未固結の軟弱地盤となります。この層厚が厚い埼玉県南部や東京都で、地盤沈下・地震災害など多くの問題を内在する地層となっているのは有名です。一方、台地構成層は関東平野の西縁部の諸台地では、扇状地性の礫層よりなり、この上には赤褐色の関東ローム層が乗ることがわかっています。これらの扇状地は新扇状地に対して、古期扇状地と一括しておきま。関東ローム層は西方の箱根・富士火山、浅間山などの諸火山の火山灰風につて堆積し、風化したものです。

台地の地質については、台地の形成期には何回かあり、熊谷市周辺の台地は武蔵野期と立川期に分けることができます。武蔵野期も細かく分けるとM1～M3までの三時期に区別できますが、ここでは、一括しておきます。武蔵野期に形成された台地は、櫛引台地の西側部分、江南台地・大宮台地・館林台地になります。立川期に形成された台地は、いずれも立川期の後期と考えられます。櫛引台地の東側・江南台地の北に分布してい

る台地です。櫛引台地や江南台地は旧人の時代の洪積世の後期に古い荒川の扇状地や河岸段丘として形成されたところです。

妻沼低地の地質について、妻沼低地は新扇状地と自然堤防・後背湿地の地形のところろに分かれます。この両者の接する所の地質断面図(第3図)を見てみましょう。櫛引台地の立川面部分の断面部分のところから始めてみました。この地質は場所によっては欠如するところもありますが、礫層と



その上に乗る関東ローム層からできていることがわかりますが、ここでは一括しておきます。礫層は古い荒川の扇状地によってこの地形が形成されたことを示しています。その時代は関東ローム層から見て、立川期の後期と推定することができます。

新扇状地は櫛引台地の東に位置しています。これも第3図から礫層があることがわかります。礫層の上には薄い砂・泥などが見られるのが一般的です。この礫層は、東側の自然堤防地帯の地下へと潜っていくことがわかります。自然堤防地帯を見ると、礫層の上に泥や砂の厚い地層が堆積していることがわかります。

この礫層は、妻沼低地の南に位置する荒川低地の北部まで連続し、厚さが薄くなり消失していくことが確認されており。最近、圏央道の工事に伴う遺跡発掘で、川島町平沼一丁田遺跡などでは、自然堤防の泥・砂の上部に縄文時代中期の集石遺構などが見つかっています。川島町柴沼堤外遺跡などではやはり沖積層の上部に縄文時代前期の遺物と遺構が発見されています。

このような事実から、新扇状地の礫層の堆積は縄文時代前期よりも前の、おそらく縄文時代草創期から縄文

時代早期ごろに堆積したものであると推定することができます。

次に、熊谷市周辺の形成史についてですが、以上のような、地形地質のデータから描くことができる、縄文時代以降の熊谷周辺の形成史は、大きく二段階に分けて考えることができます。

まず最初は扇状地の形成が起こるわけです。これは、縄文時代草創期〜早期ごろのことです。利根川は前橋市付近を通り、妻沼低地へと流下していました。この支流であった荒川は寄居町を通り旧川本町(現深谷市)のところから、扇状地を形成していました。本流の利根川も前橋台地の下流で扇状地性の礫を堆積しながら、本庄市、深谷市と妻沼低地を流下していました。この礫層が荒川低地北部川島町内の地下ゼロメートル付近で消失していきます。平らなところに扇状地が出来て礫層がたまる、そのため、礫層の先端から湧水が吹き出さずと潜って薄くなっているといわれています。そして、その上に泥・砂の地層が溜まっていくわけです。現在の扇状地で礫層が地表に出ているところが熊谷であり、現在の

扇状地になつてゐる所になるわけです。その礫層の形成、堆積期は縄文時代のごく初めの時期にあつたといふことです。すなわち、熊谷の扇状地の礫層表面の形成は縄文時代の初めの頃には終わつていたと考えられるわけです。扇状地上を荒川が流れていたのでありますが、それでは、いつどこを流れていたのかというのが引続き問題になるわけです。それを、先ほどざらりと言いましたのが、南から北西のほうに流路が移つた可能性が強いのではないかと考えるわけです。そして、もう一つ自然堤防が扇状地の外側にあるわけですが、その地帯に熊谷では古い縄文時代の遺跡が発見されています。ということは、縄文時代以降その遺跡周辺はほとんど堆積がなかつたわけです。そうしますと、縄文時代後期頃までに低地の地層の堆積が終つた、堆積しても1〜2m位と思いますが、そのようなところが荒川低地から妻沼低地にかけて堆積の主要な時期は縄文後期頃までと考えてよいのではないのでしょうか。自然堤防と後背湿地の形成は、主要な地層は縄文時代に堆積してそれから後の地層は厚いところでも1〜2m位しかないと考えてみたらどうだろうかということについて私が一番

提案したいことです。それで、各時代の遺跡とかそういうものが説明可能かどうか、お考えいただければありがたいと思います。

司会 扇状地の形成は縄文時代後期頃までにすでに終わつていたと考えられるのですか。

清水 私はそう考えるべきだと思います。ただ、流路沿いに1m以内の砂が溜まる場所はありません。

司会 順番に忍川があり星川があつて、第三流路、第四流路というふうに扇が広がつたわけではないのですか。

清水 そうですね。礫層を山が押し出してきて溜める時期というのが完新世の初め頃から完新世の中頃ともいえる、縄文時代の前期頃で終わると思えます。

司会 自然堤防が出来るのはその後ですか。

清水 そうだと思います。ただ、自然堤防という流れに沿つての高まりですが、従来、川が粗い堆積物を急に浅くなる岸のところに溜めていつて造ると地形学の教科書などに説明されていますが、粗い堆積物は荒川低地の北部には調査してもないのです。ということは、逆に言うところ教科書を「いろんなケースがある」と直さざるを得ないと思います。扇状地上に自然堤防が出来る

いうことは地形学ではあまり言われていないんです。

ところが、籠瀬良明さんという地理学者がここを最初に詳細に研究し、扇状地の上に自然堤防があると言ひ出したわけです。それで、籠瀬さんのいう微高地というのが確実にあると思うので、一番初めに言ひ出した籠瀬さんのプライオリティを尊重して微高地と呼んでおこうと思ひます。自然堤防と呼ぶには疑問のある地形だと思ひつています。

司会 扇状地の礫層が作られて、その上を河川が流れて自然堤防のような高まりを造つたということですか。

清水 ほぼ同時に扇状地形成として造つた可能性があるのですが砂や泥を最終的に溜めていつたのだと思ひます。

当初からの問題であつた、妻沼低地における利根川の旧流路がどこであつたか。また、荒川が妻沼低地内で、利根川と全く独立した河川となつたのはいつのことか。すなわち、利根川が、古利根川の流路をとり、荒川が元荒川の流路をとるようになったのはいつのことか。これらのことは、今後もう少し、詳細な調査を進め、時間的にも、空間的にも限定して考えていく必要がある

ると思ひました。

司会 荒川新扇状地の礫層の形成は縄文時代前期には終わつていた。それが利根川の流れを東方させる。荒川が流れを東方させたその時期を考えるのが重要だということですね。

これとからめて、遺跡の形成はいつから始まるのか。荒川が東方へ流れを変える時期を考えるうえで重要な縄文時代の遺跡の所在について、あるいはその性格について、細田勝さんからお話してください。

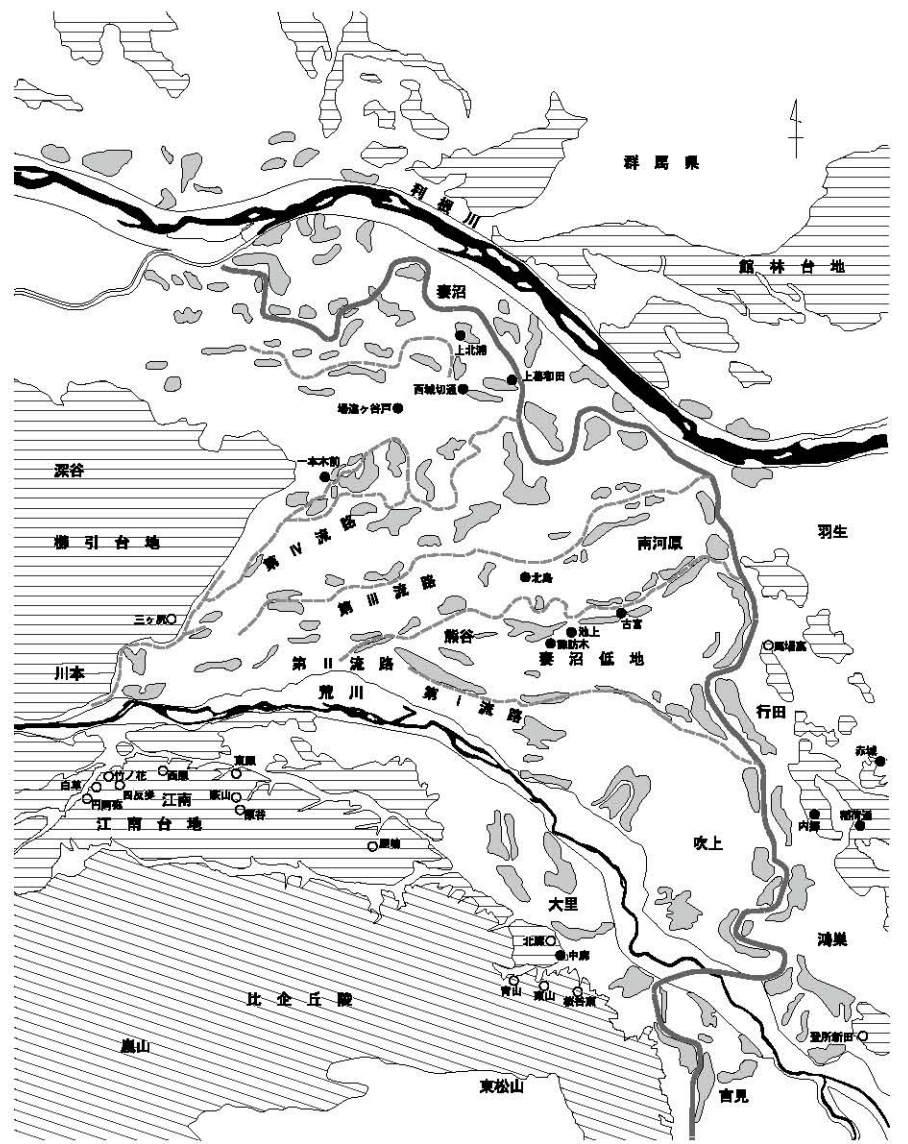


細田 熊谷市周辺の地形は、

清水さんから詳しく述べられました。利根川がもととは荒川の流路を流れていて、荒川は利根川の支流であつたという考え

に関して私は私も全く異論はありません。新扇状地がいつ頃形成されたのか明確ではありませんが、これを遺跡の分布から見ると、新扇状地上に形成された自然堤

第4図 熊谷市及び周辺の遺構分布



台地 自然堤防 旧石器時代～縄文時代中期
 丘陵 推定流路 縄文時代 後期・晩期

0 200 400m

防には、少なくとも縄文時代後期後半以前の遺跡はほとんどないということが、特徴的なことといえます。

まず、古い時期から説明させていただきますが、旧石器時代の代表的な遺跡として、江南台地に白草遺跡、鹿島遺跡があり、いずれも江南台地を開析した谷の縁辺部に位置しています。白草遺跡は旧石器時代終り頃の遺跡で、頁岩製の細石刃が多量に出土しました。石器に使われた石は付近では産出しません。石材を手に入れるため、人々は遠くまで出かけて行ったのでしょうか、それともほかの地域の人々がやって来たのでかしょうか。

大宮台地では、城山遺跡、新屋敷遺跡、提灯木山遺跡があります。城山遺跡は荒川を望む大宮台地の西縁部に、新屋敷遺跡と提灯木山遺跡は、元荒川に面した台地の縁辺部に位置しています。

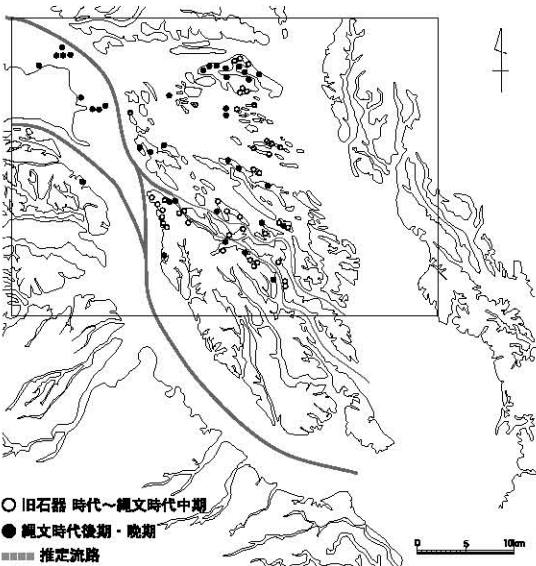
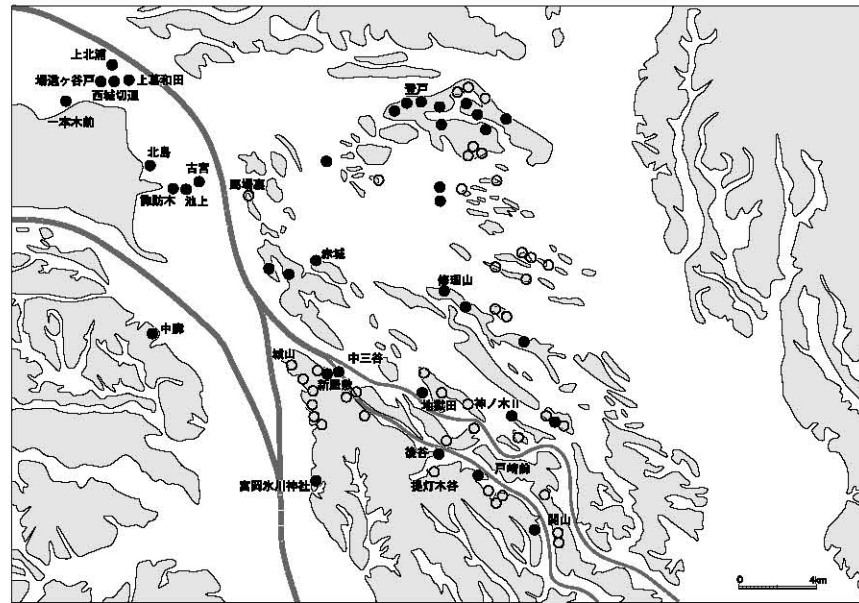
今から約一万三千年前に、狩猟を中心とした遊動型の生活から、ムラをつくり長期間居住する定住型の生活が始まりました。縄文時代草創期と呼ばれるこの時期には、全国的にみても、旧石器時代終り頃より遺跡数が減少する傾向があります。埼玉県でもこの時期の遺跡は多くはありませんが、熊谷市周辺では幾つかの遺

跡が見つかっています。江南台地では四反歩遺跡、原谷遺跡、大宮台地では上手遺跡が挙げられます。原谷遺跡では、爪形文とよばれる、この時期に特徴的な土器が見つかっています。

今から約一万年前、縄文時代早期と呼ばれる頃には、定住型の生活が一般的となり、遺跡数も増えていきます。江南台地では四反歩遺跡、萩山遺跡、桜谷東遺跡、大宮台地では、現在の荒川を望む台地の西縁に城山遺跡、大宮台地を望む台地の縁辺部に新屋敷遺跡、提灯木山遺跡などがあります。また、この頃には、今まであまり遺跡が見られなかった大宮台地の北東部にあたる旧菖蒲町(現久喜市)や旧騎西町(現加須市)、加須市でも遺跡が発見されており、いずれも元荒川によって開析された台地の縁辺部に立地しています。

旧石器時代から縄文時代早期の遺跡分布をみると、大宮台地の北半にあたる行田市や加須市周辺では、遺跡が極めて少ないことがわかります。旧石器時代から縄文時代中期頃までの大宮台地は、現在は利根川によって分断されている館林台地と一続きになっており、北から南に延びる、あたかも舌のような台地を形成

第5図 大宮台地北半の遺跡分布



旧大里町(現熊谷市)の桜谷東遺跡からは、興津式とよばれる東関東地方東部に特徴的な土器が発見されました。恐らく、当時の人々は、東京湾から利根川を遡って、丸木船を利用することで、広域な流通関係を結んでいたのではないのでしょうか。

今から約五千年前の中期と呼ばれる時期になると、遺跡数が増えてきます。特に中期後半にその傾向が顕

していました。このため館林大宮台地と呼ばれています。利根川は櫛引台地や江南台地と、館林大宮台地の間を流れ、荒川は利根川の支流だったと考えられます。館林大宮台地は、元荒川などの河川による浸食がすすみ、恐らく当時も樹枝状の入り組んだ地形となっていたようです。人々は、水などを手に入れやすい台地の縁辺に住んだものと思われませんが、行田市や加須市周辺が集落を営むには適していなかったのか。あるいはのちに触れるように、台地が沈降しているため、遺跡が埋没したため、発見しづらいのかはつきりしません。

縄文時代前期の遺跡立地もそれ以前の時期と変化はありません。基本的には、日当たりがよく、水などが手に入れやすい台地の縁辺部に位置しています。また、川に近い場所もムラをつくる条件の一つだったようです。水上交通の手段として丸木舟が重要な交通手段だったのかもしれませんが。

ここで行田市の馬場裏遺跡について触れてみたいと思います。馬場裏遺跡は、前期前半の関山式期に営まれた集落遺跡です。館林大宮台地の西側では、この時期の最も北に位置し、利根川を望む台地上に立地していた

と考えられます。利根川を挟んだ馬場裏遺跡の対岸にあたる、熊谷市から旧妻沼町一帯には、荒川によって形成された扇状地―荒川新扇状地―が広がっています。新扇状地が形成される以前は、利根川はもう少し櫛引台地寄りの流れていた可能性がります。しかし、扇状地が形成されたことよって、馬場裏遺跡の位置する台地近くまで流れを変えた可能性も考えられます。利根川が流路を変えたことで、旧石器時代から縄文時代早期頃の遺跡は、あるいは消滅してしまっただけの可能性も考えられます。

今から八千年ほど前の縄文時代早期の終り頃から、約六千年前の前期中頃には、汎世界的な気候の温暖化により、海水面が上昇した時期がありました。わが国で縄文海進と呼ばれるこの現象は、当時の人々が海産物を利用した痕跡が、貝塚として残されていることからわかります。かつての利根川流域では桶川市あたりまで、綾瀬川や元荒川流域では伊奈町や蓮田市あたり、大宮台地の東を流れていたかつての渡良瀬川流域では、栃木県の旧藤岡町(現栃木市)周辺まで海が広がっていたことがわかりました。

著で、まさに爆発的な増加といえます。一説には、増えすぎた集落の人口増に対応するため、いままであまり人の住んでいなかった場所にもムラを作らざるを得なかったためだとも考えられています。

ところが、縄文時代後期になると、この状況が変わってきます。

今から約四千年前の縄文時代後期から三千年前の晩期にかけて、遺跡の分布に大きな変化が生じてきます。この頃になると、低地に遺跡が形成されるようになってきます。

旧大里町の中廓遺跡からは、住居跡や貯蔵穴が発見されており、遺跡は江南台地の縁辺部から低地にかけて広がっていると考えられます。当時の人々が、トチやドングリなどを食料資源とするため、水さらしやアク抜きなどを行う目的で、湧水の豊富な低地を積極的に利用したためと考えられます。妻沼低地の自然堤防上に後期以降に多くの遺跡が形成されたことも、このような理由によるものかもしれません。

新扇状地上には、南から旧忍川、旧星川などの4つの河川が流れたことが分かっており、それぞれの河川沿

いに自然堤防が形成されています。これらはかつての荒川流路だった可能性があります。また、旧妻沼町では、新扇状地を迂回するように、利根川の旧流路跡がみられ、同様に自然堤防が発達しています。そして、これら河川の自然堤防上に、縄文時代後期後半から晩期にかけての遺跡が数多く形成されていることが、今までの大きな違いです。今後調査が進めば、新たな遺跡が発見されたり、既知の遺跡でも詳細が明らかになってくる可能性があります。現状では遺跡の分布や形成時期には偏りがあります。第Ⅱ流路と、第Ⅳ流路および旧妻沼町周辺の利根川の旧流路沿いと考えられる自然堤防に遺跡が集中しています。第Ⅱ流路には池上遺跡

や諏訪木遺跡、古宮遺跡などの縄文時代後期後半から晩期前半の遺跡があり、第Ⅳないし旧利根川の流路沿いには、上北浦、上葛和田、西城切通、場達ヶ原、一本木前などの後期後半期の遺跡が集中しています。第Ⅲ流路にある北島遺跡は、弥生時代中期後半の遺跡として有名ですが、縄文時代晩期終り頃の土器も見つかっています。これらの遺跡は、新扇状地の末端近くにあり、自然堤防上から後春湿地にかけて広がっているよう

す。恐らく、湧水があり、水を手に入れやすい環境だったことは間違いないでしょう。それ以前には人が住めなかったか、あるいは利用しにくい環境だったのかも知れません。

ところで、大宮台地の元荒川右岸にある中三谷遺跡では、興味深い調査結果が得られました。台地の先端部から低地にかけて、後期前半期の住居跡などがみつかりましたが、後期後半期から後期末ころまでの間、それらは粘土層に覆われており、生活の痕跡が認められませんでした。次に人が住むようになったのは晩期初頭のころだったことがわかりました。約四百年間、恐らく利根川が現在の元荒川筋を流れていたため、低地近くに生活の場があった中三谷遺跡は、水の影響を大きく受けた環境にあったと推定されます。

鴻巣市にある赤城遺跡は、後期後半から晩期の遺跡で、数多くの住居跡や祭祀跡などが見つかっています。低地からもたくさんのお宝が出土しているため、低地も何らかの形で利用されていたことが明らかです。低地には泥炭層が堆積していましたが、河川の影響を想定させるような状況ではありません。

関東平野には造盆地運動があり、旧妻沼町や羽生市周辺では地盤が沈降しているため、古墳が埋没した例が知られています。恐らく、旧石器時代から縄文時代にかけても、埋没した遺跡が今後発見される可能性が高いと考えられます。このようなことも影響してか、遺跡の分布や発掘調査の成果から利根川の流路を詳細に把握することは現状でも難しいといえます。

司会 細田さんからお話をいただきましたが、遺跡の分布、特に荒川新扇状地上の遺跡についてはどうですか。

細田 荒川新扇状地については、たぶん古い時期、たとえば旧石器時代とか草創期、早期前半に現在よりも西側に台地の縁辺部が延びていたとすると、利根川の流路の変更に新扇状地の形成に伴って削られたり埋没している可能性はあるし、侵食されてなくなった遺跡もあったのでしょう。新扇状地を流れた荒川の流路沿いに形成された自然堤防上に後期後半以降から弥生時代の遺跡が形成されていますが、それ以前の遺跡は残念ながら明確ではありません。

司会 荒川新扇状地形成の最盛期を過ぎてその外縁が居住域として、また生産域として可能な場所となってい

たと考えてよいのでしょうか。

清水 昔から扇状地は水の確保が難しいところで、砂利のため漏水が多いと言われています。そのために、いろんな大規模な土木工事を行なう前は、農業的には大変なところでした。そういうわけで、新扇状地の上にはあまり住まなかった可能性があります。いわゆる、水の湧き出す外縁の下とか近くによく住居跡が縄文期に形成されているという話を聞きますので、そのような可能性が強いと思います。

細田 諏訪木遺跡では住居跡も安定して存在します。

清水 諏訪木遺跡の西側で扇状地が終わると思います。

細田 境界近くですね。とはいっても、調査した限りでは諏訪木の地形・地質は扇状地ですね。

清水 その下はすぐに礫になりますか。

細田 そうではないようです。自然堤防は見掛けほど狭くはないですね。平坦なところもありまして、そこは極端に言えば住居だらけです。それに、貯蔵施設が伴っています。定住型の集落遺跡と見て間違いのないと思います。それ以外に晩期の遺跡はありますが、近くにある古宮遺跡は包含層だけで遺構は見つかっていません。

査範囲が限られていますから、遺構も存在する可能性はあります。遺跡の性格を限定することは難しい状況です。

少し気になっているのは、妻沼地域で分布図の1、4番の遺跡は後期後半の加曾利B式から曾谷式の時期で、晩期の時期があるのかどうかはつきりしないのです。なぜ、この一帯に後期後半の遺跡がこれだけ密集するのか、それと縄文時代では第II流路の星川沿いに後期から晩期の遺跡があつて、第IV流路の先で清水先生が後期の流路と仮定した点線沿いにやはり後期後葉の遺跡があつて、第Ⅲ、第Ⅳのあたりには縄文後期・晩期の遺跡は少ないという印象を受けます。これと、新扇状地上を流れた自然堤防との関係がある意味では示唆的なのかと思います。いつ頃流れが形成されていたのか、新扇状地の形成の時期と遺跡の形成の時期にどのような関係があるのか、もう少し詳しく見ていく必要があると思います。遺跡が漏れているとは思えないですね。

司会 細田さんが書かれた図面は新时期利根川が川島の方へ流れているのと元荒川の方へ流れているのが分岐していますね。先ほどの話では、一つは中三谷が後期後半

から末頃に粘土層の堆積があつた。利根川と荒川が合流した流れが元荒川であり綾瀬川の方へ流れたことがあり、大宮・館林台地を断ち切つたということですよ。それが縄文後期の後半にあるのではないかということですね。

清水 私も前から言っており今の話に賛成ですが、ちょうど後谷遺跡が発掘されているときによく通つたのですが、やはり、利根川が後期後半に流れていたと、いわゆる綾瀬川の流路ですね。それ以降、利根川が大宮台地をぶつた切るように横切つて流れていく時代にきています。

細田 一番気になったのは、川里周辺では、後晩期の遺跡は赤城遺跡だけなのです。この地域では縄文時代そのものの遺跡が非常に少ないところなのです。遺跡の形成に適していなかったのか遺跡が埋没しているのかなとも考えられます。

そもそも、台地の縁辺部にあたるような地形が形成されたのはいつ頃だろうと考えたときに、元荒川・綾瀬川の流域を利根川がないしはその支流が流れたのとほぼ時期を同じくして、現在の加須低地のある一帯に利

根川の支流が流れていたことがあるのではないかと考えられますが、あくまでも推測ですが。

司会 そういう考え方はありますけれども、沈降もからめて古墳時代以降とするのが、清水さんの考えです

細田 地形が沈み込んでいるという状況に加えて、そもそも大宮台地が河川に浸食された地形だったので川が乱流することになった可能性はないでしょうか。

司会 全体的な要素から大宮台地と妻沼低地のつながりはその頃からあつたのでしょうか。

細田 分からないです。

司会 弥生時代ははつきりとあるんですね。入間川流域地帯と元荒川流域地帯では住居形態や土器の様相が違いますので、弥生時代は分かれていたのですね。元荒川でつながる妻沼低地と大宮台地は文化要素が類似しています。縄文後晩期頃にそのようなものがあつたとしてもおかしくないです。

細田 分布に加えて遺跡そのものを詳しく分析する必要がありますね。

清水 新时期利根川の右側のところに小さい台地が行田市から館林市にかけて点々とありますが、東北高速道の

ボーリングデータを見るとほとんどの低地の下にもローム層があり台地があります。ですから、私は、ここは縄文時代まで陸続きの半島状の地形をしていたと思います。大宮台地がこの幅ですとのびていたと思うんです。それに、いくつか綾瀬川の谷とかがありました。ですから、縄文時代は館林から大宮台地はずっと一連の台地と見てよいと思います。

司会 最初、綾瀬川は台地に入り込む谷状地形でその後利根川、荒川が台地を断ち切るように流れたということですね。

細田 これまでのことを要約すると、以下のとおりです。

1 点目として、旧石器〜草創期もしくは早期前半ころまで、利根川は櫛引台地・江南台地の裾を流れていた。

2 点目として、新扇状地は、縄文時代早期末頃には形成されており、このため、縄文時代前期頃、利根川が館林大宮台地を侵食し、やや流路を東に変えた。このため、旧石器から縄文時代早期頃の遺跡が流失したか埋没した可能性がある。

3 点目として、妻沼低地の荒川や利根川が形成した自然堤防上に、縄文時代後期後半から晩期にかけて遺

跡が形成された。それ以前の遺跡が見られないことから、この頃に人々にとって利用しやすい環境が形成された可能性がある。遺跡は新扇状地の末端あたりに集中しており、水が入手しやすい環境を選んで生活の場としていたことがわかる。

4 点目として、中三谷遺跡の調査結果から、後期前半（加曾利B式期）から後期末ころまで、利根川もしくはその支流が、現在の元荒川や綾瀬川筋を流れていた可能性がある。

司会 続きまして、近年、関東地方における本格的な灌漑水田稲作農耕が始まったのは弥生時代中期の中頃といわれ、神奈川県小田原市中里遺跡や千葉県君津市常代遺跡などは低地に所在する開発拠点集落と言われています。妻沼低地もそうした低地占地型集落がまとまった地域として注目されるようになりました。荒川新扇状地を含む妻沼低地の初期灌漑水田稲作遺跡について、吉田さんから説明してください。



吉田 弥生時代の年代幅は、これまでおおよそ紀元前四世紀頃から紀元後三世紀頃までの七百年間と言われてきました。近年、科学的年代測

定法(炭素C14)を用いた年代測定により、弥生時代の開始が約五百年遡ると言われ始めました。今回はこれら二つの年代幅の間をとるとして、弥生時代の年代幅はおおよそ千年くらいということになるでしょうか。

この時間幅を一つの基準とした上で、第6図及び表1の弥生時代遺跡分布図と弥生時代遺跡基礎データ表を参照しながら概要を説明します。

第6図にプロットした遺跡は33遺跡に上りますが、大部分はここ三〇年ほどの間に発見された遺跡です。

近年、低地での遺跡の発見が相次ぎこれまでの台地に立地する遺跡とは異なった、さまざまな発見があり、弥生時代の様相を解明してゆく上で新たな展開を示すものでありました。

ところで、この遺跡分布図を見ても判るとおり遺跡

の分布に偏りが認められます。これらの遺跡の約三分の一は、道路建設工事に伴う発掘調査で発見されたもので、線状に並んでいる状況が明瞭に読み取れます。また工業団地や河川改修工事に伴う調査など、市街地周辺部や中規模河川に沿って分布している状況が読み取れます。

従って、この遺跡分布図が当時の遺跡の在り方を正確に反映しているとは必ずしも言えませんが、それでも遺跡の立地などに特徴的な要素が認められることから、現在わかる範囲で概要を説明します。

まず地形的な立地状況から概観すると、5の桜ヶ丘遺跡、16の三ヶ尻上古遺跡や18の姥ヶ沢遺跡、31の円山遺跡、33の登戸新田遺跡のように台地縁辺部に立地する遺跡があります。また、3、4の上敷免遺跡、13の横間栗遺跡、20の北島遺跡、27の袋・台遺跡のように沖積低地の自然堤防上にも多くの遺跡が分布しています。

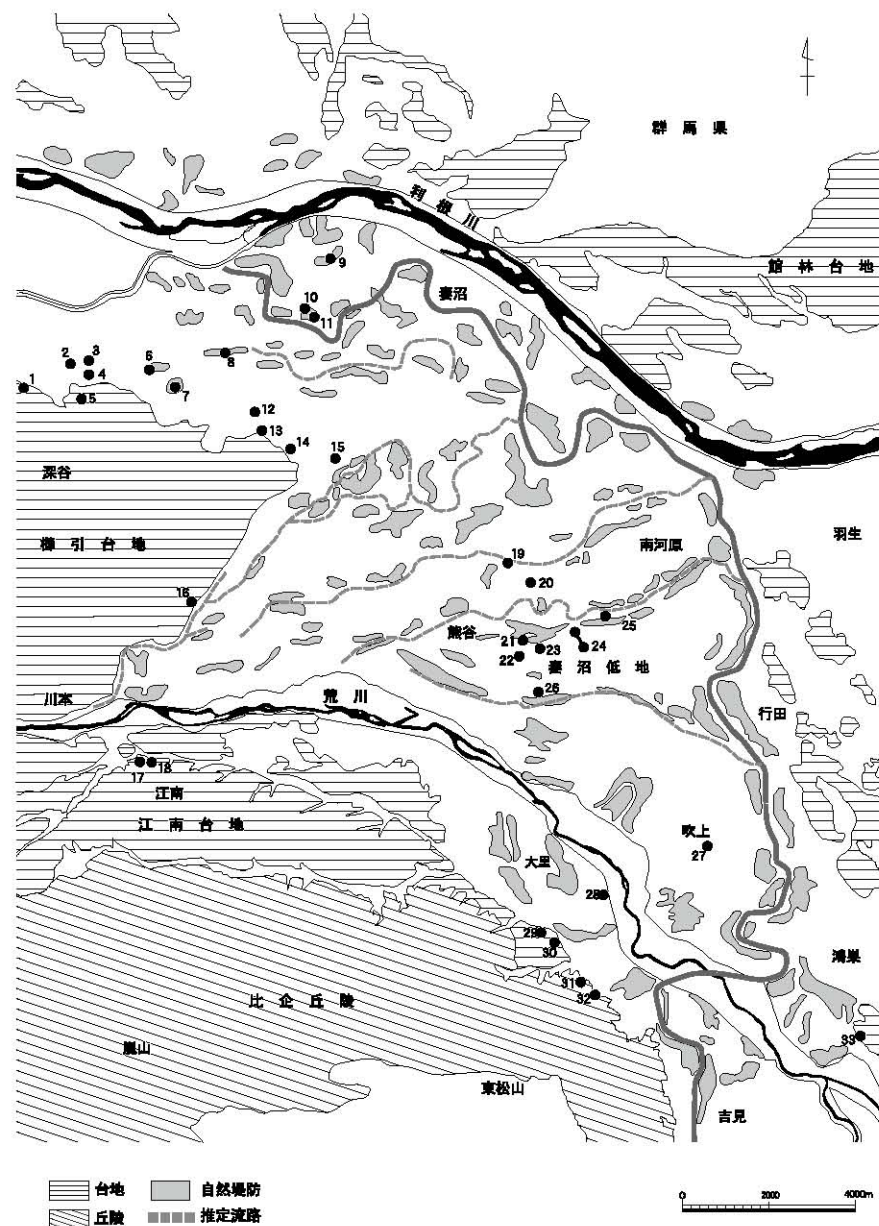
台地縁辺部の遺跡を除いた沖積低地の遺跡分布は、大きく二つの纏まりとなり、それをさらに小さく二つずつに分けると合計四つの纏まりになりそうです。

大きな纏まりの一つ目は、櫛引台地崖線下から、利根

第1表 弥生時代遺跡基礎データ表

番号	遺跡名	行政区	時期	性格	標高	基盤土壌	隣接する河川等	備考
1	堀東	深谷市	中期前葉～中葉	墓域	34m	2次堆積ローム?	福川	自然堤防
2	上敷免森下	深谷市	中期前葉～中葉	墓域	34m		小山川・唐沢川	自然堤防
3	上敷免(1)	深谷市	中期中葉	墓域			小山川・福川・唐沢川	自然堤防
4	上敷免(2)	深谷市	前期～中期後葉	河川包含層・集落	34m	2次堆積ローム	福川	自然堤防・埋没河川
5	桜ヶ岡	深谷市	中期後葉	散布地?	53m	ローム	唐沢川	櫛挽台地
6	明戸東	深谷市	後期後葉	集落	30m		福川・小山川	自然堤防
7	宮ヶ谷戸	深谷市	中期中葉～後葉	集落	31m		福川	自然堤防
8	清水上	深谷市	後期前葉	包含層	29m			自然堤防
9	飯塚北	旧妻沼町	中期前葉～中葉	墓域	30m	ローム台地	利根川右岸	
10	飯塚	旧妻沼町	中期中葉	墓域		埋没ローム?	利根川右岸	
11	飯塚南	旧妻沼町	中期中葉～後葉	集落		埋没ローム?	利根川右岸	
12	関下	熊谷市	後期前葉	集落	28m		別府沼	自然堤防
13	横間栗	熊谷市	前期未～中期中葉	墓域	28m		別府沼	沼地脇微高地
14	寺東	熊谷市	中期中葉～後葉	散布地	31m	ローム台地?		台地東縁
15	一本木前	熊谷市	中期後葉	散布地	28m		奈良川	自然堤防
16	三ヶ尻上古	熊谷市	中期中葉	墓域?	54m	ローム台地	荒川左岸	
17	富士山	旧江南町	後期後葉	集落	65m	ローム	荒川右岸・和田吉野川	江南台地
18	姥ヶ沢	旧江南町	後期後葉	集落	63m	ローム	荒川右岸・和田吉野川	江南台地
19	天神	熊谷市	前期未～後期初頭	散布地	24m	青灰色シルト		自然堤防
20	北島	熊谷市	前期未～後期前葉	集落・墓域	23m	青灰色シルト	星川	自然堤防・埋没河川
21	藤の宮	熊谷市	中期中葉～後葉	散布地	24m		衣川	自然堤防
22	前中西	熊谷市	中期中葉～後期前葉	集落・墓域	23.5m	青灰色シルト	衣川	自然堤防・埋没河川
23	諏訪木	熊谷市	中期中葉～後葉	集落・墓域	20m	黄灰色シルト	衣川	自然堤防・埋没河川
24	池上・小敷田	熊谷市・行田市	中期中葉～後葉	集落・墓域	20～21m	青灰色シルト	星川・忍川	自然堤防・埋没河川
25	古宮	熊谷市	中期中葉～後葉	集落	21m	青灰色シルト	星川	自然堤防
26	平戸	熊谷市	中期中葉～後葉	?			衣川・忍川	沼地
27	袋・台	旧吹上町	中期後葉	集落	18m	2次堆積ローム?	新忍川・元荒川	自然堤防
28	下田町	旧大里町	中期後葉～後期	墓域?・散布地	17m	灰色粘土	荒川・和田吉野川	自然堤防
29	玉太岡	旧大里町	後期後葉	集落	24m	ローム	荒川右岸	比企丘陵末端
30	北廓	旧大里町	後期後葉	集落・墓域	26m	ローム	荒川右岸	比企丘陵末端
31	円山	旧大里町	中期中葉～後期前葉	集落・墓域		ローム	荒川右岸	比企丘陵末端
32	船木	旧大里町	中期後葉～後期後葉	集落・墓域	36m	ローム	荒川右岸	比企丘陵末端
33	登戸新田	鴻巣市	後期後葉	墓域	20m	ローム	荒川左岸	大宮台地

第6図



川に向かう妻沼低地に認められます。これをさらに二つに分ければ、台地崖線に近い部分(1・2・3・4・6・8・12・13・14・15)と、利根川より(9・10・11)に分けられます。

もう一つの大きな纏まりは、荒川新扇状地末端部から、荒川に沿った低地帯にかけて認められます。これをさらに二つに分ければ、荒川新扇状地末端部(19・20・21・22・23・24・25・26)と、荒川低地帯(27・28)に分かれることとなります。

これら二つの大きな纏まりを分け隔てるものは、荒川新扇状地内の北側を流れる奈良川(第IV流路)と中央を流れる星川(第III流路)に挟まれた地域となります。但し、19番の天神遺跡と20番の北島遺跡は星川左岸に位置し、境界範囲の中に入っておりません。

ここで、大きく二つに分けた遺跡の纏まりには、良好な湧水点とこれを起点とする河川が所在するという共通点が見出せます。この共通点は天神遺跡と北島遺跡にも当てはまります。そこで、これらの遺跡は、共通点を優先させて営んだ集落であったと考えられます。それでは、この二つの大きな纏まりを隔てた原因は

模です。どの遺跡も湧水点に近いが、河川跡に面する地点に立地しています。次に弥生時代中期ですが、23遺跡あります。このうち、前期の3遺跡はいずれも中期まで継続します。関東地方にも灌漑農耕が波及した時期に当たります。正確には中期後半以降になります。同時に、これまでの墓域主体の遺跡から定着的な集落跡が出現してきます。

分布図20の北島遺跡でも中期後半の大規模な集落跡とともに水田跡、堰跡、水路跡等の灌漑農耕に伴う施設が発見されています。また、24の池上・小敷田遺跡では、住居跡から炭化した米が発見され、集落を区画する溝が直線的な配置を示すことから、北島遺跡などと同様に灌漑用水路としての機能を想定することも可能です。

ほかの中期の遺跡も含めて、この時期は河川跡河畔の自然堤防上に立地することがほとんどで、周辺に大きな後背湿地を伴っています。そして、遺跡の大部分が住居跡などの生活跡を伴う集落です。

北島遺跡の例に基づけば、河川から水を後背湿地に

いずれにあるのかですが、この地域の詳細な地形調査が行われておらず、判断を下し難いところです。これらの地域では地表面から比較的浅い部分で礫層にあたる場所も認められることから、洪水などの理由により当時の居住条件に適合しなかつた可能性が考えられます。

遺跡の立地には、地理的条件の他、環境条件なども考慮に入れなければなりません。これには弥生時代の食糧の確保及び、その生産基盤を基底に据えておく必要があります。解りやすく言えば、稲作農耕による食糧の確保であり、灌漑水田の開田とその経営です。

まず、弥生時代前期ですが、西日本においては既に灌漑農耕が開始されています。東日本においてはいまだ普及しておらず、天水田や湧水点を起点とする小規模農耕の段階であったと考えられています。

分布図の中に入る前期の遺跡は、4の上敷免遺跡、13の横間栗遺跡、20の北島遺跡の3遺跡があります。いずれも、河川跡の遺物包含層からの遺物出土や墓坑などの発見であつて、住居跡などの生活跡や水田跡などは発見されておらず、遺跡も後世の遺跡と比較して小規模増加している状況が読み取れます。

北島遺跡、池上・小敷田遺跡では、河川跡や水路跡の埋没状況が確かめられ、ある時期に大きな洪水が起きてかなりの土砂の流入があつたことを示しています。

特に、北島遺跡では洪水が原因で崩壊した堰跡を再び構築したり水路跡に多量の砂礫層が堆積するなど、かなり大規模な洪水があつたことが窺えます。おそらく、これらの大規模な洪水によって遺跡は衰退、消滅し、他の場所へ移住したものと考えられます。再びこれらの遺跡に生活の痕跡が認められるようになるのは、弥生時代後期末から古墳時代初頭にかけての頃となります。

最近、北島遺跡に続く時期の遺物を出す遺跡が21の前中西遺跡で発見され、この遺跡が大規模かつ広範囲で弥生時代後期前葉まで継続することから、北島遺跡に人が住んでいた時期といなくなった時期、交流や移

住の可能性も含めて注目され始めています。

弥生時代後期は、分布図の上では遺跡数が大きく減少し、11遺跡となります。また、中期から集落跡として継続する遺跡は前中西遺跡と台地縁辺部にある31の円山遺跡、32の船木遺跡のみで、そのほかの遺跡はごく小規模な生活痕跡をとどめるだけの遺跡や、一時途絶える遺跡、後期の後半に入ってから始まる遺跡などがあります。

遺跡の分布は17の富士山遺跡や18の姥ヶ沢遺跡、29の玉太岡遺跡、30の北廓遺跡、32の船木遺跡などのように、江南台地縁辺部や比企丘陵末端部の台地上に新たに立地します。これらの遺跡は32の船木遺跡を除き後期の半ば以降に始まります。また、低地部では中期の遺跡の周辺部に展開することが多く、概ね、大きな二つの纏まりの中に納まっています。

つまり、この時期には台地縁辺部への新たな進出と低地部の遺跡の減少という二つの局面が読み取れます。

但し、6の明戸東遺跡は後期後半の吉ヶ谷式土器を伴う集落跡で、吉ヶ谷式土器を伴う遺跡は主に台地上

きな集落の形成にもつながっていったのではないのでしょうか。

また、稲作農耕の技術的な視点から見れば、それまでの天水や湧水点からの小規模取水による小規模・零細的な水田経営の段階から、堰などの構築物によって中小河川からの大規模取水が可能となり、水の一括集中管理や制御がなされた結果であるとも考えられます。

弥生時代中期後半に中小小河川の自然堤防上に積極的に進出したことは、一つは人為的に水の管理・制御が可能となったことでもあります。また同時にこの時期のこの地域が比較的安定した自然環境にあったことも示しています。それは、弥生時代中期末に起こったであろう洪水などの急激な環境変化によって、人力では対抗できず、この地域からの撤退を余儀なくされたことからも判ります。

ここで、先ほど清水さんから基本的に扇状地の堆積状況は縄文時代の前期に終了したというお話でしたが、小敷田遺跡の中を流れる川があるんですが、流れの位置を見ると北側から入ってきて南側に抜ける位置を想定しています。もし、扇状地を流れる河川であれば等

に分布しています。明戸東遺跡のように低地の自然堤防上に立地する吉ヶ谷式を伴う集落の発見が増加してくれば、この時期の様相も変わってくることになるでしょう。

弥生時代を通して、埼玉県南部や近県の状況を見てみると、東京湾岸地域の弥生時代の遺跡は、主に台地の縁辺部や開析谷の開口部付近に立地することが多く、埼玉県南部では、大宮台地や人間台地などの台地縁辺部に多くの遺跡が立地しています。

但し、神奈川県小田原市中里遺跡や、千葉県君津市常代遺跡などの大規模で拠点的な集落跡は、低地部の自然堤防上に立地しています。これらの遺跡に共通していることは、いずれも他地域（瀬戸内東部、伊勢湾）の土器やその他の遺物を多く出すことでもあります。北島遺跡や、池上・小敷田遺跡、前中西遺跡でも信州地域や北陸地域の土器や石器などが出土しています。

想像をたくましくすれば、これら他地域の人びとが、地元の人びとと共に新たな地域（中規模河川流域の自然堤防上）の開拓を目指したとも考えられます。それが弥生時代中期の遺跡の増加につながり、また、規模の大

高線に直角に流れるのが普通で、西から東に流れるのが一般的な流れ方ですね。小敷田の下流には、北から南に流れる河川が存在があるので、扇状地の末端が平戸から今井、奈良あたりでそれから東にずれると扇状地外という判断が出来ますので、小敷田はそういう意味では東にずれますので、弥生時代中頃にどの程度機能していたかということもありますが、西からの川が北から南に流路を変える状況があった。その後川が埋まってしまおうのですが、堆積状況が絶えずあったのではないかと。たまたま、弥生時代頃には堆積が止まってそこから南に流れる要因を作り出していたのではないかと思っています。

清水 平面的にやりますと、新扇状地にしても、その他の地域にしても、全域の新扇状地を礫層が埋めていくということと、たとえば凹地状のところは地層をためていくというのは別のものだと思うのです。ですから、物が全然溜まらないとは思っていません。

たとえば荒川低地北部でも縄文時代後期後半から1mから2mまではいきませんが地層が溜まるところがあります。ほとんど堆積がないのかと思って調べまし

たら、後期以降と見たほうが良い地層が1m強溜まる
ところがあります。そのように、凹地状に溜まっていく
ことはあると思います。ですから、物が全然溜まらない
ということはないと思っています。主要な地層とかそ
の地域の形成が終了するのは、扇状地でしたら縄文時
代の前期には形成が終わっているとします。一部凹
地状になった流路跡に溜まっていったとか、その上に
オーバーフローするように溜まっていったとしても1
m以内というものだと思います。

司会 小敷田遺跡の報告書では南北に河川が蛇行する復
元図が掲載されていますが、あれは、地形に対して非常に
不自然な形です。

関 一本の川という前提で復元してありますから、そう
いうふうになりますね。

細田 その復元が疑問だということですか。

吉田 行田市で調査しているとき、担当者は2本の川だ
と考えていました。2本の川が蛇行して合計4本出て
いると考えていました。私は、米軍の写真や現場の自然
堤防の幅とかその脇にある後背湿地を見て、自然堤防
の幅が狭いものですからすぐに後背湿地に入っしてしま

うんです。横に流れるのだったから自然堤防が横に繋
がっていても良いのですが、すぐに後背湿地が見え
てしまうので、そうすると自然堤防は逆に南北方向が
多くて東西方向に伸びる自然堤防は少ないと思いまし
た。もう一つの理由は、その東にある中里という集落が
ありますが、中里の集落は南北方向の集落なんです。そ
うするとある時期には東西方向に流れたものが、斜面
の形成が終わって低地に戻るときに南に流路を変える
時期があったのではないかと考えました。その時期は、
弥生時代のある時期か少し前の時代にあつたのか、そ
のあとに川が埋もれてしまうか、経過堆積でもっと先
の東にずれ込んできた可能性があると思います。

司会 新时期利根川のように台地の西縁を南北に流れるの
なら分かる。みんな西から東に河川が流れている中で
小敷田だけが南北に復元してあるのでありえないので
はと思つたのですが、この河川の復元図はいろんな人
が論文に引用していますね。

吉田 私が考えるのは、扇状地の等高線の外縁部に沿っ
て南に流下する時期があつてもいいのではと思つたの
です。

司会 扇状地先端の東縁に沿っているということでは
か。

清水 主なもので支流みたいなものがあつていいですよ
ね。支流は、全く考えられないということではなく精密な
発掘ではないので、本流だったとは限らないと思いま
すね。

吉田 第Ⅱ流路の星川筋から分かれている支流だと思ひ
ます。

清水 そのほうが合理的な考えですね。

吉田 もちろん、本流が南北方向とは考えてはいません。
司会 北島遺跡の場合、堰を作った河川というのは第Ⅲ
流路の本流そのものではなくどこかの湧水群というこ
とですね。

吉田 そうですね。おそらく、上流のどこかに湧水点があ
ると思います。その川自体が北島遺跡の外側をずっと
流れていますから、蛇行もしていますから遺跡の中も
流れています。

司会 吉田さんの話にもあるように、縄文時代後期と同
じように第Ⅱ流路と第Ⅲ流路に沿って集落が分散した
り、集合して存在したということですね。扇端湧水を利

用して灌漑稲作が行なわれたのですね。なぜそれが、北
島遺跡では中期後半で終わってしまったのか。前中西
遺跡では中期後半から後期前半の早い時期まで集落が
転々として場所を変えて営まれていくのですが、後期
中葉以降の遺跡は確認されません。さっきの、深谷
市の明戸東遺跡も弥生時代の末期ですが、後期の中葉
から後半の遺跡が皆無に近いのはなぜか。大体台地上
に遺跡が移ってしまうようですが、妻沼低地だけの現
象でなく、関東全域でこのような現象が見られるのは
なぜでしょうか。

吉田 難しいですね。私は、環境変化だと思っています。

司会 その一方で、入間川や市ノ川、和田吉野川流域の台
地上や丘陵上では遺跡の増減はあつても継続していま
すね。これは、大洪水時代を迎えたからということでは
か。

吉田 そこまではいってませんが、北島遺跡もやはりか
なりの洪水を受けていますので、集落や水田を経営し
ていますので水田の上にも洪水層が溜まりますから、
そういう生産基盤で経営ができなくなる状況が生じて
きたのだと思います。

清水 その堆積層の広がりはある程度つかめられているのでしようか。流路跡上に凹地を埋めるようにあるのか、フラットに周辺と同じ厚さでいつているとか発掘区域内で分かりますか。

吉田 水路には砂礫層が堆積していることから明らかに洪水を受けているのは分かるんですが、堰を二回構築しているのですが、一回目の堰のときは8割くらい流されてなくなってしまう部分的に残っていて、それを一度埋めてその上に再構築しています。集落が立地している部分は自然堤防上で少し高いところですがその住居跡を埋めている地区の中にもシルト層とか洪水に関連するものが詰まっていますので、集落もそれなりに影響を受けていると思います。

関 一つだけ、小敷田遺跡について前々から思っていたのですが、第IV河川のように基本的には東西に流れていても、局所的には南北に流れるところもあるのでは、全体から見れば東西であってもあそここの部分は、たまたま何らかの制約で南北に流れるところがあってもいいのかなと思います。

確かに、調査区がああ流路を切っているんですけど、

かなり早い段階で楯描文などが入ってきてすぐに関目文に戻ってしまったり、なかなか入ってきたものがすんなり成長していかないというのが埼玉の弥生全体に言えます。洪水や災害を否定しているわけではなく、そういうこともあるかも知れないですが、もともと埼玉はそういう部分があるんじゃないかと前々から思っていました。これは感想です。

司会 弥生時代中期から後期への不連続については全国的な現象であり、縄文の復活も自立性の表れとも解釈できますので、埼玉の弥生を特性化するのはどうですかね。

吉田 まとめと課題についてですが、弥生時代約千年を通して荒川と利根川の流路を想定すると、荒川は二つ流路が想定できます。一つは河川I(忍川)以南から現荒川流路の間となり、もう一つは河川IV(奈良川)と河川II(皇川)の間となる。いずれも遺跡の希薄な地域であります。

一方、利根川は荒川新扇状地を横断せず、扇端部より東方を流下していたことになりす。

ここで、弥生時代中期後半の土器分布圏(北島式で

微妙に斜めなんですよ。調査区に対して河川が直行しているわけではないですね。斜めに出てきているので、このような地形もありなのかなと思っていました。調査区の幅が狭いのでなんともいえませんが。

大災害の話ですが、埼玉の弥生時代の遺跡を見ていっても思うのですが、新しい技術が入ってきて一世代か二世代は展開するのですが、ずっと発展していかないんです。弥生時代は米作りが始まって古墳が作られるまで一貫して社会が発展していくイメージがあるんですが、列島全体ではそうかも知れませんが、埼玉だけ見るとそうではなくて外から影響を受けて新しい物が入ってきて、一世代か二世代、たとえば小敷田のような灌漑の新しい技術がどこから入ってきてムラが作られるんですが、一々二世代で廃れてしまうんですね。災害でどこかに行ってしまったということがあってもいいかもしれませんが、技術が残っていて人も生きていけば、災害があっても同じところとか近くで同じように始めていくので、続いていかないということは土着化していくとか在地化してしまっただけで残っていないかなんじやないかなと。

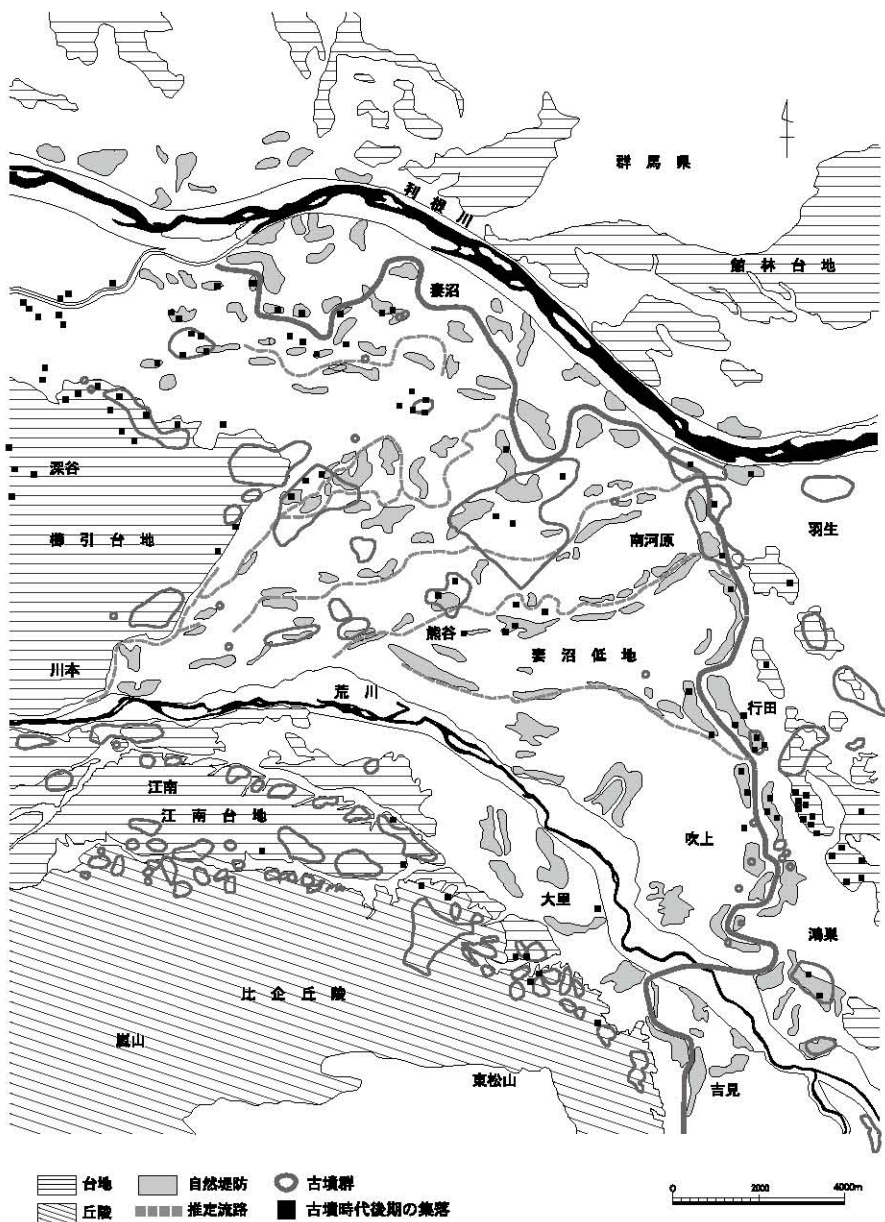
注目すべき事例があり、それは、埼玉県南部大宮台地の綾瀬川水系に同じ土器を出す遺跡が多く分布することでありす。弥生時代の河川交流という視点で捉えるならば、北島遺跡と大宮台地南部の遺跡は河川で結ばれた交流圏を形成していた可能性があります。

また、遺跡から出土した遺物を見ると、信州との交流は盛んであります。原因の一つとして考えられるのが、荒川新扇状地の東側を流れていた利根川が交流の障壁となっていた可能性ががあります。

遺跡の動態から大河川の流路を想定する試みはまだ不確定要素が多くあり推測の域を出ていません。今後の調査に期待すべきところ大ですが、当時の様相を知る重要な視点の一つとして捉えておく必要は十分にあると思います。

司会 妻沼低地や加須低地では弥生時代後期以降の遺跡が希少で、初期古墳とか前期古墳と言われるものが所在しておりません。五世紀後半頃に行田市埼玉古墳群の形成が突如として始まるとされていますが、荒川新

第7図



扇状地とその周辺の状況について、倭王権との政治的関わりも含めて関義則さんから説明してください。



関 かつて増田逸朗さんは、この地域の古墳を概観して、明確に前期に遡る古墳が存在せず、五世紀後半になって突如埼玉稲荷山古墳の築造が始まるとともに、それと前後して周辺部に横塚山古墳やとやま古墳、鎧塚古墳など50m×70m級のやや規模の小さい前方後円墳が出現すると述べています。

最近の成果を踏まえて改めて北武蔵全体を俯瞰すると(第7図)、前期では児玉地域と並んで東松山盆地を終着点として大宮台地と武蔵野台地の間を流れる旧入間川・市野川沿いに前方後方形周溝墓や古墳が多く所在しています。このことから、現在の荒川中流域以南では前期の物流や情報が東京湾から旧入間川く市野川ルートを上ってきたことがわかります。その意味で東松山盆地に外来系土器を多量に出土した五領遺跡が

所在していることは象徴的です。それに対して大宮台地と下総台地に挟まれた加須低地の前期の古墳は極めて希薄で底部穿孔土器が出土した杉戸町豊明神社古墳が所在する程度であり、旧入間川・市野川水系と比べると対照的です。こうした状況は妻沼低地においても同様ですが、近年、妻沼低地北部に位置する上敷免遺跡では、長胴化した底部穿孔の埴輪壺を伴う30mほどの円墳跡が確認されていますので、前期から中期前半の未発見の古墳が低地にさらに埋没している可能性も捨てきれません。妻沼低地の自然堤防上に位置する北島遺跡や戸森松原遺跡、上敷免遺跡などでは相当規模の集落や方形周溝墓群も確認されています。しかし、最近の成果を考慮しても、例えば前橋市天神山古墳や足利市藤本観音山古墳のような大型の前期の首長墓がこの地域に所在する可能性はほとんど無さそうです。

後期になると、この地域に集落と古墳群が激増します。ただし、その分布は一概ではありません。まず集落では、現在の小山川や福川そしてその先の唐沢川沿い、さらに荒川扇状地では湧水の豊富な先端部に集落の多くが分布している傾向にあります。荒川新扇状地中央

部は古墳時代でもなお居住域としては適さないということなのででしょうか。また、埼玉古墳群周辺も比較的集落が多いところですがこれらは台地上の集落です。

古墳は、福川から唐沢川沿いにはそれほど多くない一方で、集落の見られない荒川新扇状地にも荒川左岸の旧河道に沿うように広瀬古墳群・三ヶ尻古墳群・坪井古墳群・石原古墳群など多数の古墳群が形成されています。荒川新扇状地の扇央部には玉井古墳群・原島古墳群・肥塚古墳群など、さらに東の扇端部先の自然堤防上には四つの支群からなる広大な分布域を有する中条古墳群が所在します。これらの古墳群は小円墳のみか小規模な前方後円墳を中核とした円墳群で構成されていることが多く、埼玉古墳群に比肩するような古墳は存在しません。また、古墳・集落ともに共通するのは荒川新扇状地や忍川の南側、現荒川の兩岸などに遺跡の空白地域があるということです。一方、荒川西岸、大里台地では、台地上に径90mの円墳甲山古墳や全長74mの前方後円墳とうかん山古墳などをはじめとして相当規模の古墳が築造されており、妻沼低地から荒川扇状地一帯とは一線を画しています。これらの地域では荒

川の堤防脇の地下から検出された下田町遺跡のような事例をみると、台地縁辺に古墳、台地下の低地に集落という立地が窺えます。このような状況から、埼玉古墳群の形成の端緒となった埼玉稲荷山古墳の出現はまさに突如と表現されているのです。

ただし、白石太一郎さんは五世紀後半に突然古墳が現れて古墳群を形成するという現象は、広く関東全域にみられる現象であり、五世紀後半以降、畿内王権を支える畿内の特定の豪族層と関東各地の在地豪族層の間に特殊な関係が成立し、その結果、新たに関東各地に大規模な前方後円墳を含む有力な古墳群が営まれたと述べ、埼玉古墳群を特別視することに注意を促しています。

しかしながらやはりこの地域の古墳について語るときに、埼玉古墳群のことを抜きにしては語ることはできません。

埼玉古墳群の性格や歴史的な背景については、古くは日本書紀に記された武蔵国造の乱の記事を巡る研究にはじまり、金井塚良一さんと坂本和俊さん、利根川章彦さん等による考古学の立場からの反論があります

が、書紀について、時期や関わった勢力については異論があるものの、武蔵国内で発生した権力闘争に畿内勢力が介入し北関東地域の豪族に勝利して武蔵に直接的な影響力を及ぼすに至った史実を反映したのであるとすることに賛意が多いのではないのでしょうか。

埼玉古墳群の被葬者の出自については、昭和五三年に稲荷山古墳から出土していた鉄剣に115文字の金錯銘文が発見確認されたことを直接の背景に俄かに研究が進みました。

鉄剣銘文の解釈論を詳述するには時間的な制約もありますし、本題からも外れますので触れませんが、豪族の出自論と関連して五世紀における妻沼低地の開発が埼玉古墳群との関係で言及されるようになりました。

吉川國男さんは、稲荷山古墳出現の背景に、利根川・荒川水系の河川工事に着手し、流域の耕地拡大を成功におさめ、それを足場に下流域や周辺地域を開発した豪族の存在を想定しています。五世紀に全国各地で大型古墳が出現する背景として、鉄製農具の発達と普及による新たな耕地開発を想定する見解は実は古くからあり、吉川さんの意見もそれに沿うものです。

集落の視点からは、中村倉司さんも妻沼低地の集落を埼玉古墳群の勢力基盤という立場から立論しています。

確かに、妻沼低地一帯は五世紀後半頃から集落が急増します。しかしながら、古墳が先か集落が先かという問題もありますし、また小山川や福川流域一帯は、直線距離では埼玉古墳群よりも群馬県太田市や伊勢崎市に近く、単に成立時期が近接するというだけでは埼玉古墳群の勢力基盤とすることは躊躇を覚えます。古墳時代の経済的基盤として農業生産力は無視できませんが、それを偏重することは正しい見方ではないと思っています。若狭徹さんは群馬県西部地域の狭い範囲に五世紀後半に大型の前方後円墳が複数築造されている現象を、渡来人の入植を契機として多様な産業構造が高度化した結果と考えています(若狭 二〇〇七)。埴輪や須恵器・土師器等の窯業生産とその流通、あるいは石材採取と供給、そして供給するための物流システム等の掌握、その中には水上交通とその拠点施設の管掌や権益も含まれるわけですが、そうしたさまざまな要素によって豪族の経済力が構成されていたはずは

複合的で多様な経済的基盤を想定しないと埼玉地域のように限定された範囲に大型古墳が数多く築造されることの説明がうまくつきません。

さて、当時の河川流路ですが、これまで利根川の流路については地理学における関心が先行し、考古学ではあまり意識されてきませんでした。渡辺貞幸さんが、「当時、利根川の本流は、今よりずっと埼玉古墳群寄りを東南に流れていたと考えられるので、特に群馬県南部の古墳群とは、水系的に密接な位置関係にあったことが窺える」と述べているのが、考古学の立場で河川流路を明確に意識した最初の発言ではないかと思つています。昭和五三年のことです。

最近、杉崎茂樹さんによって微視的な視点で埼玉古墳群周辺の河川流路について自然堤防を手掛かりに分析されています(杉崎二〇〇四)。

ところで、河川流路の根拠のひとつに石室に使用された石材の分析があります。古くは柳田敏司さんが、県内各地の古墳の石材を検討し、水系ごとに調達する石材に違いがあることを示し、その分布を明らかにしました。大変先駆的な研究といえます。この地域における

より東側に複数の流路に分流していたことになりま

す。
一方、田中広明さんは、古墳の石室石材に利用されている荒川上流の秩父長瀨産の緑泥片岩(結晶片岩)の搬送には河川が利用されたと想定し、その分布状況から当時の流路を推定するという試みを行っています(田中一九八九)。

石材では、もうひとつ、將軍山古墳の石材としていわゆる房州石が使用されています。將軍山古墳の石室に使用されていた房州石は貝の生痕が認められ、房総半島の鋸山付近の海岸から採取したものであることが判明しています。この地点から直線で120kmも離れた埼玉將軍山古墳へ石材を搬送するには水上交通が利用されたに違いありません。

こうした石材の利用状況を手掛かりにすると、当時の荒川は利根川に流れ込む支流で、その利根川自体も低地部では複数の分流となつて錯綜して流下し、その一部が埼玉古墳群周辺を通っていたと推定することができそうです。利根川水系全体から見れば、埼玉古墳群は荒川を含めた利根川水系の各河川が次第に合流して

分析の対象となる主な石材は三つあります。群馬県榛名山二ツ岳の噴出物である角閃石安山岩と秩父長瀨産の緑泥片岩(結晶片岩)、そして房総半島に産出するいわゆる房州石(凝灰質砂岩)です。

群馬県の榛名山二ツ岳はたびたび噴火していますが、六世紀の中頃の噴火の際に、多量の角閃石安山岩の軽石が噴出され、利根川水系の河川に流れ込み下流まで運ばれました。秋池武さんは、この角閃石安山岩転石の分布を追及することで、当時の利根川の流路を推定しようとした(秋池二〇〇〇)。秋池さんによれば、星川が行田市左岸で分流し、埼玉古墳群東方を通過して旧騎西町西方から蓮田市で元荒川に流入する流れが転石の混入するもつとも西側の流路であり、一方で加須北方を通過する会の川は旧利根川の本流とされる流域で、本川俣から岩瀬の分岐点に転石が多く、また元荒川への転石は星川と古隅田川からの流入の結果であり、荒川・入間川・元荒川には基本的に転石は認められない、といった結果を示されました。つまり、六世紀中頃段階の利根川は行田市南河原付近でまっすぐ南下し、行田市内で星川に流れ込む流路を西端として、それ

ゆき最後に荒川が合流した、ちよつどその付近の台地上に位置します。埼玉古墳群の性格については、北関東地域を牽制する畿内勢力の橋頭保として形成されたとする見方が有力ですが、地政学的にみると埼玉古墳群はまさに北関東西部地域から流れ出る河川が集約される水上交通の要衝に位置しており、北関東からはここを通過しない限り、南関東や東京湾さらにはその外に出ることは困難だったのではないのでしょうか。

古墳時代後期の東国の豪族が倭国の重要な軍事的基盤となつていたことは前方後円墳の在り方や副葬品によつても窺えます。遠方に大軍を動員するに当たっては水上交通がおおいに活用されたに違いありません。その意味でも水上交通の要衝に地域の拠点が形成されることは合理的なことです。

詳細を述べる余裕がないのですが、埼玉古墳群は一貫して西側を正面に築造されており、立地は南よりも北に優位があります。大阪府堺市の百舌鳥古墳群内の大型古墳も大阪湾からの眺望性を強く意識して築造されていると言われています。他にもそうした古墳や古墳群がいくつもあります。埼玉古墳群が西側からの眺

望を強く意識して築造され続けた理由は、そちら側に入者が行き来する航路のようなものが存在したからではないでしょうか。

埼玉古墳群周辺では、万葉集にうたわれた埼玉の津と小埼玉との関係から、古墳群の東側に水路または河川を想定する傾向が強いのですが、埼玉古墳群の形成を内水面交通との関わりで見れば、少なくとも五世紀から六世紀前半までは古墳群の西側に水路が所在していたのではないかと憶測しています。

司会 関さんのお話にありましたように、古墳時代前期の遺跡は第Ⅱ、第Ⅲ流路から第Ⅳ流路まで広がっている、相当規模の集落があるということですね。以後、古墳時代後期になるとさらに集落は増加する。若狭徹さんの保渡田古墳群をはじめとする五世紀後半頃に始まる古墳群は、いわゆる開拓経営者としてのトップ・リーダの墓であり、彼らは同時に産業や交通を掌握していたとする説を紹介し、埼玉古墳群稻荷山古墳が突如として現れるのは経済的な農業開発や農業的な生産力のあり方ばかりではないんだというお話をされましたが、その辺との関わりですね、そういう考え方はかなり

はないんだというところのお話をもう少し聞きたいですね。

それから、妻沼低地でも墳墓では、ヒスイの勾玉が出土した一本木前遺跡2号方形周溝墓をはじめとする大型方形周溝墓群があります。吉見町三ノ耕地1号墓や2号墓のような前方後方墳ないしは前方後方型周溝墓が埋没しているかも知れません。また、行田市の高畑遺跡では大規模な方形区画溝が検出されています。首長居館跡の可能性を指摘する方もいます。こういった点で埼玉古墳群以前の首長の存在、その痕跡が感じられなくはないのですが、現時点では旧入間川、市ノ川流域に比べると劣勢ですね。埼玉古墳群の突如としての出現、この地域になぜ突如として出現するのか、もう少し具体的に考えていただければと思います。

もう一つは、若狭徹さんをはじめとする群馬県の研究者の多くは古墳時代前期、群馬郡の井野川流域の高崎市を中心にS字壘とかパレススタイルの壘ですね、東海地方西部系の土器、いわゆる石田川式土器に一扫されることから大量の人の移動があったという集団入植民説、入植民者が元島名將軍塚古墳など大型前方後

方墳や前橋天神山古墳など前方後円墳を造営した。その侵入ルートとしては利根川を想定するわけですね。

ところが、元荒川流域の遺跡を見ますとS字壘が確かに上敷免遺跡とか北島遺跡で結構出ているんです。しかし、最初に入ってくるのは東京湾岸系の台付壘ですね。S字壘が入ってくるのは、その後でして、新しい。

その一方で、現利根川に面する羽生市の大道遺跡では台地上にある遺跡で、ここはS字壘を主体とする集落です(矢口二〇〇九)。このことから、館林台地と大宮台地を切断する上州方面に通ずる利根川が流れていた。現在の利根川、この遺跡は現在の利根川に面しているんですが、流れがすでに形成されていたのではないのか。元荒川、星川経路を経由しない利根川ルートがすでに形成されていたのではないか、それが群馬県の井野川流域に入り込む。やはり、突如として前期古墳が形成される下野に通ずる渡良瀬川や思川に合流する利根川が別途形成されていたのではないか。この点はいかがなものでしょうか。

関 一つは、群馬にうまくつながるS字壘のルートがな

いというお話ですが、東海の土器が関東に入ってきたり、畿内の土器が関東に入ってきたりするとき、そのルート上に満遍なく土器が存在するわけではないんですね。むしろ、拠点に入ってくるんです。ドカンと入ってくるんです。一つは、埼玉に入ってくる大きな拠点といえば五領遺跡ですが、その道筋にきれいに遺跡が存在するかといえば必ずしもあるわけではないんです。

群馬県前橋周辺に入っていたS字壘が東京湾から入ってきたのか長野側から回ってきたのか分かりませんが、東京湾から入っていったとして、必ずしもその途中にS字壘が見つからないとしても問題ないと思います。それから、羽生市のS字壘については、私は群馬との繋がりがあっても勿論かまわないのですが、基本的にはあれは下野につながるルートの途中ではないかと思っています。あのS字壘は群馬への中継点ではないかと考えていますので、羽生の大道遺跡があることで利根川が古墳時代前期に羽生まで流れていたというのはどうなのかなと思います。それは根拠にすることは出来ないと思いますがどうでしょうか。

清水 私、利根川が向うに行ったのは後だという気が

します。よく分からないのが、河畔砂丘というのがあり
ますね。河畔砂丘が北部で二つの系統で分布します。そ
して、杉戸町の高野あたりで鎌倉の石碑が河畔砂丘の
下から出るの、ちょうど中世のころ河畔砂丘の形成
があり、そのとき中世に気候的に下がって砂の堆積が
あったと思います。それが風に舞い上げられて出来た
のが河畔砂丘だと思うのですが、その形成が二回あっ
たのかと考えています。根拠はその2系統あり、いずれ
も古墳時代以降と思われる。羽生市にしろ加須市に
しても河畔砂丘の問題だと思っています。古墳時代は
羽生、加須のもっと南を利根川は流れたと考えていま
すので、関さんのお話が行田市の方まで大きな河川が
あった可能性があるということについて参考にさせて
いただきます。

関 縄文時代のルートは、下の方は元荒川に入ると思
うんですが、利根川が縄文時代のルートからその後、台地
の東側へ移る途中に埼玉古墳群の西側を通って元荒川
に流れる時期があったのではと憶測しています。

清水 私も賛成です。

関 それは、たぶん五世紀の前半頃から六世紀前半頃ま

でだとすると埼玉古墳群の形成を理解するのに都合が
よいのですけど。その後、六世紀のどこかで埼玉古墳群
の東側に流れを変えているのではないかと思えます。
埼玉古墳群の築造位置とか古墳の向きから見てそう考
えます。

司会 埼玉古墳群の造出しがあるのは全て西側ですね。
そちらが正面になるんですね。

関 そうです。伝統は生きていますね。
司会 ずっと西側を流れていたからそうなるのではない
ですか。

関 そうじゃないと思います。方形二重堀などのような
形に古墳を造るかということがあの一族の強固な伝統
なんです。それが生きています。秋池武さ
んの論文にあるように角閃石安山岩が流れた時期と流
路ははつきりしていますので、六世紀後半は川から石
が拾えますからここを流れていたんだと、古墳群のか
なり東側を流れていたんだと思います。

司会 ここで確認しますが、関さんのお話でかなり興味
深いのは、埼玉古墳群の將軍山古墳の石室の石材は房
州石だということですね。それ以前の房州との政治的・

経済的な関係を示している。鴻巣市生出塚埴輪窯跡の

埴輪が千葉縣市川市法皇塚古墳や市原市山倉古墳群の
1号墳で出土しているのは元荒川ルートから東京湾に
通ずる流通ルートが開けていたということですね。

五世紀後半に突如として埼玉古墳群の形成が始ま
る。しばらくは、房州方面とのかかわりが深いので
が、六世紀後半以降に角閃石安山岩が元荒川ルートに
見られるようになる。上州との政治・経済的結びつきと
同時に利根川の流路自体が変わったということですね。
か。その二つがあるということですね。

関 埼玉古墳群が形成された期間中ずっと利根川が同じ
ところを流れていたと考えるには無理があると思いま
す。古墳群が形成されている途中で、流れが変わって
いったのだと思っています。

司会 榛名山の噴火が六世紀中頃として、それ以降とい
うことですね。

関 榛名山の角閃石安山岩の軽石がどこで拾えるかとい
う面白い研究ですが、六世紀以降の利根川の流れが
はつきり分かっているのですね。関心があるのは角閃
石安山岩が流れる前の六世紀前半とか五世紀にどこを

流れていたのかということです。

司会 それは、先ほどの話のとおり縄文時代とあまり変
わらない流れ、要するに台地西岸を長い時期流れてい
たということですね。

関 そうですね。たぶん、六世紀初め頃まで流れていた時
期があるのではないかと思います。

司会 埼玉古墳群の衰退時期と、角閃石安山岩とか群馬
県方面の石が使われるような時期が大体一致するの
ですが、その辺はどうですか。

関 なんとも言えないですね。

司会 古墳群は扇状部にも一杯あるということですね。
清水 蓮田市の国道122号沿いの発掘で出てきた製鉄
遺構は、製鉄の関係の話を知くと大石川の砂鉄との関
係が大きいのかと思うんですが、黒浜貝塚の公園化
で掘ったボーリングのオールコアのサンプルを見せて
もらうと、元荒川沿いに利根川のものと思われる軽石
の砂層が来るんですよ。というので、砂層の時代がボー
リングなのでよく分からないんですけど、製鉄遺構の
そういうものをまとめたものがあるのでしょうか。

関 古墳期にはそれはありません。それは古代のことで

すね。たとえば、砂鉄から何水系とは分かるんですか。
清水 軽石から見ると利根川のものだろうと思えるんです。量的にある程度あるということから、大きな川だろうと考えたくなりますね。そういうのを見たとき、製鉄遺構はまとまっているのかどうかというのを教えていただくかと思いましたが。

関 古代ではまとめてありますけど、古墳時代は無いです。

司会 ところで、行田市真名板高山古墳は下段部が埋没している、羽生市小松古墳などは墳丘そのものが埋没している。行田市齋条古墳群などは、堀口万吉さんが加須低地の沈降とあいまって利根川の本流が会の川筋、星川筋に流れて埋没していったということを言われています(堀口一九八一、一九九七)。その時期はいつなのかということ、菊池隆男さんとか平井幸弘さんは縄文時代後期にすでに始まっていたと泥炭層のC14年代測定法を根拠に言っておられる(菊池一九八一、平井一九八三)。それに対して堀口さんは古墳時代以降としています。

このことを清水さんの説明と整合性を持たせようと

もロームの上に古墳群が作られていて、六世紀とか七世紀代に相当ローム台地がきちんと残っていてその上に古墳が作られているんですね。ですから沈降とか河川による開削はかなり後だと思っんですね。古墳時代はかなりしつかりと台地が残っていたと思います。古墳から見てもそう思います。

司会 利根川と荒川の分離の時期、角閃石安山岩の分布と関連させて、整合化を図っていく必要がありますね。

さて、律令制度の施行により郡郷里制が行われ、熊谷市域は大里郡、幡羅郡、埼玉郡にまたがり、荒川新扇状地の周辺には、近年まで別府、中条、佐谷田など広域に方格地割が残っていました。郡域の比定、郡衙など諸施設の所在、津の所在など、問題は多岐にわたりますが、

古代の津の問題を中心に

井上尚明さんから説明してください。



井上 荒川の流路と遺跡について古代の河川交通を

すると、荒川新扇状地の第Ⅲ流路と第Ⅳ流路が館林・大宮台地を断ち切って加須低地を埋没させ始めた時期の確定の問題となります。このことは、古代以降の水上交通ルートとも関係があり重要と思われれますが、いかがでしょうか。

清水 端的に言うと、教育委員会から報告書が出ていますが真名板高山古墳を調査すると、堆積層の中に浅間山の噴火の火山灰が出てきて古墳時代以降というのはほぼ確実だと思います。やはり、古墳は台地上のいいところに造られた、それ以降沈降して利根川が流入して堆積が進むと、やはりそのあたりを流れたのは古墳時代の後だろうと、古墳時代を含まない後だと思えます。

細田 浅間の噴火は天仁元年(一一〇八年)ですね。
司会 平安時代ですね。

清水 ですから、古墳時代の後にあつちに流れていくと考えたほうが、古墳の埋没からはものすごく合理的な説明だと思います。

関 学生時代に、羽生市の小松古墳の発掘をお手伝いして石室の真ん中を当時ボーリングして下はロームだということが判明しています。また真名板高山古墳

中心にお話したいと思います。

熊谷市域を中心とした律令期の遺跡は、扇状地を囲むように台地の縁辺部と、扇端部を中心に分布しています(第8図)。

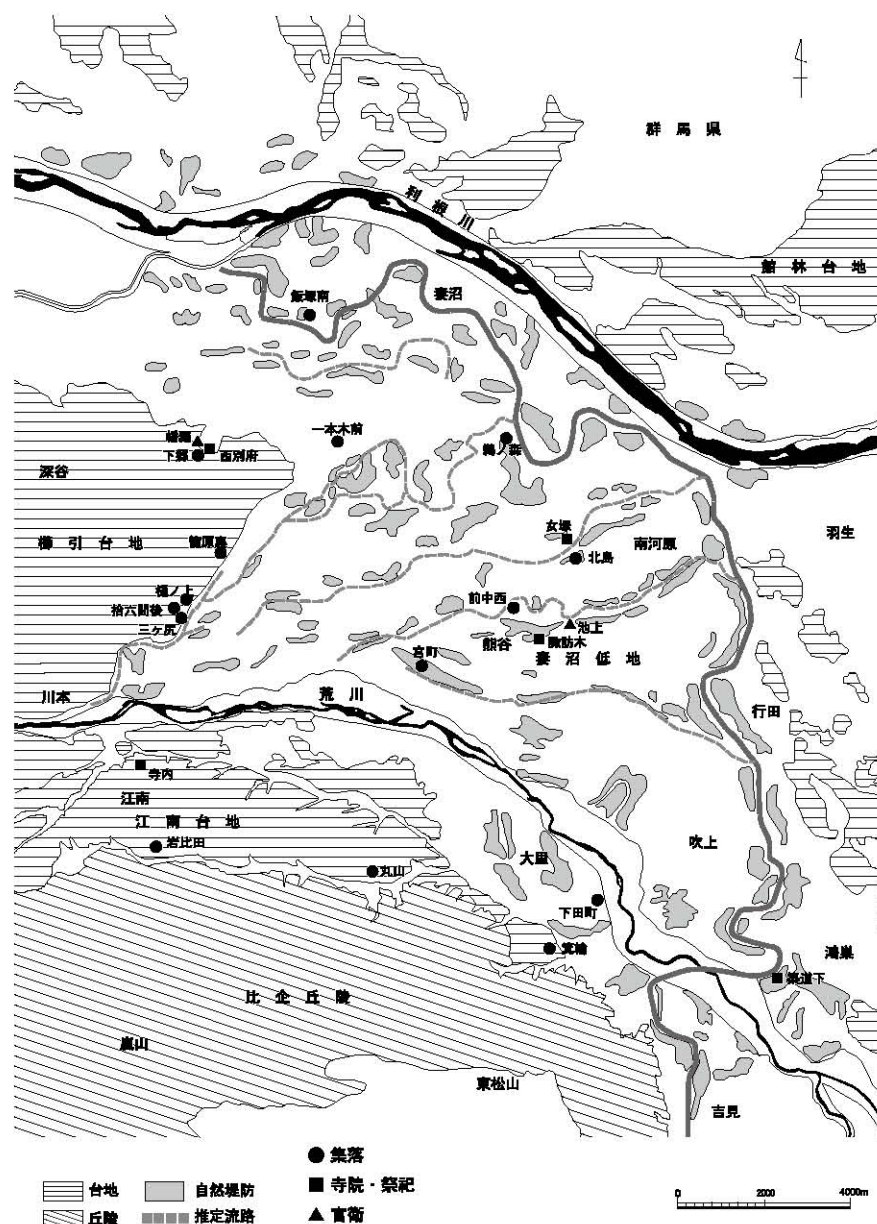
このような状況は他の時代でも見られ、台地奥部や扇尖部は遺跡が希薄な傾向にあります。櫛引台地の北辺東側には、幡羅遺跡を中心とした幡羅郡の中枢施設が集中し、さらに台地縁辺の西約8kmには榛沢郡衙である中宿遺跡が発見されています。櫛引台地の東辺には、三ヶ尻遺跡群や樋ノ上遺跡などが台地縁辺に連なっています。これに対して、荒川右岸の江南台地・比企丘陵側では、竪穴住居跡や掘立柱建物跡が多数発見される遺跡は点在する状況で、条里を中心とした水田耕作の左岸と畑作を基本とする右岸の違いを感じさせます。

扇状地内部の遺跡の展開は、前述したように扇端部に広がっており、一般集落の他に池上・小敷田遺跡のような官衙的色彩の強い遺跡や、村落寺院である女塚遺跡、豪族居館を伴う集落の北島遺跡など、政治・経済・宗教的遺跡も少なくありません。これらの遺跡の中で、

池上・小敷田遺跡や北島遺跡、諏訪木遺跡などからは、発掘調査で河川跡や大溝跡が発見されており、荒川右岸の下田町遺跡でも河川が確認されています。幡羅遺跡のように、台地上にあるような場合でも眼下に低地を望み、河川と接続可能なような立地が選ばれています。このような河川を意識した遺跡立地は、用水としての利用も考えられますが、多くの場合舟運のための水路として利用したのではないのでしょうか。特に、扇状地内の移動には河川などによって頻繁に途切れる陸路よりも、網の目のように走る河川や湖沼を利用して自然堤防間を結ぶ内水面交通は、主要な交通手段であったと考えられます。残念ながら、水上交通に関わる遺跡は水際に多いため、水流による侵食や埋没などで残存率が低く、全国的にも港の遺跡が確認できた例は多くはありません。しかし、遺跡の認識が進むとともに研究も進展し、水上交通に関わる遺跡を「港湾遺跡」、船が係留される場所を「埠頭遺構」と用語の統一も図られるようになりました。

埼玉県では、万葉集に歌われた「埼玉の津」の研究が、埼玉古墳群の石材輸送とも関わって、河川交通研究の

第8図



中心的な役割を果たしてきました。考古学だけではなく、文献や岩石の専門家も加わって検討されてきた歴史があります。古墳時代には千葉県で産出する多量の石を東京湾を経由し、河川を遡上して埼玉古墳群まで運んできたことが指摘され、奈良時代には埼玉古墳群周辺であろう埼玉の地に、古代の港Ⅱ津が存在したことが万葉集からも読み取ることが出来ます。しかし、これまでには石材を荷降ろしした場所や、埼玉の津を具体的な遺跡名で検討することはありませんでした。近年、周辺遺跡の調査が進み、各地の港湾遺跡との比較も可能になり、元荒川左岸の築道下遺跡と旧忍川左岸の小針遺跡が有力候補に挙がっています。

さて、市内の遺跡に目を向けると、下田町遺跡で港湾に関連すると考えられる水路と建物が発見されています(第9図)。幅5mほどの溝に沿って大型建物が並んでおり、その東には径10数mの池状の部分が掘られています。溝は船が航行する水路であり、池は船が停泊あるいは方向転換する水域として利用されたと考えられます。建物群は、溝に並行する建物は物資を収納する倉庫で、その他の建物は港湾施設の管理のための施設で

あつたのでしよう。下田町遺跡ではこの部分の他にも、人工的な直線水路が発見されており、各時代にこういつた施設が何ヶ所か造られていました。さらに、下田町遺跡では古墳時代にも、河川を利用して海産物を運んで来たと言指されされており、海からの舟運ルートや技術が伝えられてきた要素もあると思います。

諏訪木遺跡では遺跡内を東西に流れる河川跡が発見されており、両岸には大型建物を含む掘立柱建物跡や竪穴住居跡が多数検出されています。河川は九世紀に瀬替えを行っており、人によって管理されていたことが分かります。河川からは5ヶ所の祭祀跡が発見されており、人形・馬形・斎串などの木製祭祀具などが出土しています。祭祀は六世紀から一一世紀までの長期間行われており、九世紀から一〇世紀代には村落寺院の建築である四面庇建物や「寺師」墨書土器などが出土し、祭祀とともに仏教信仰も行われていたことが分かります。扇状地を西から東へ流れる河川は上流側では前中西遺跡など、下流側では池上・小敷田遺跡とも接続可能で、網の目のような水路によって各遺跡間の交通は容易であつたと思います。

諏訪木遺跡の東にある池上・小敷田遺跡からも大きく蛇行する河川と祭祀具などが発見されており、出挙木簡や総柱建物が検出されていることから、官衙的な性格を持った遺跡と考えられます。総柱建物は倉庫であり、倉庫への物資の出し入れのため河川は輸送ルートとして使われたと考えられます。

西別府祭祀遺跡と西別府廃寺は、深谷市の幡羅遺跡と一体となつて幡羅郡の中樞を成す遺跡群で、寺院・官衙は台地上ですが祭祀遺跡は斜面下の低地にあり、石製模造品などが出土しています。幡羅遺跡群から櫛引台地に沿つて西8kmには中宿遺跡がありますが、ここは榛澤郡衙の正倉城で、台地上の倉庫群の下には河川が発見されており、中宿遺跡から降りる階段が検出されています。正倉には米が収蔵されますが、米の大量輸送には、正倉に直結するこの河川による舟運が大きな役割を果たしたと思われる。

以上見てきたように、妻沼低地内や妻沼低地を望む台地上の遺跡は、内水面交通を重要な輸送・交通手段として成立・発達してきたと考えられ、各遺跡で発見される祭祀や寺院なども、あるいは航行の安全を祈るため

第9図 下田町遺跡の水路と建物



の施設であつた可能性がります。また、諏訪木遺跡や池上・小敷田遺跡などの大形建物が発見されている遺跡と、扇状地周辺の自然環境・特に植生との関係から、内水面交通の存在を想定することも可能です。それは、総柱や庇付の大形建物や多くの住居などを建設する際に必要な材木の確保と、扇状地内にそれらの需要にこたえられる森林資源があつたかという問題です。荒川新扇状地の扇端部からやや東に所在する埼玉古墳群の花粉分析では、天仁元年(一一〇八年)の浅間山噴火による火山灰降下以前は、コナラ・アカガシなどの広葉樹林帯が広がっていたことが分かっています。しかし、築道下遺跡の建物の樹種鑑定では、クリやカヤなどが使用されており、これらは埼玉古墳群の花粉分析では発見されていません。

つまり、大型建物を建設するために必要な材木は、扇状地を中心とした地域には建材となる程自生していなかった可能性がります。中宿遺跡の正倉建物を復元するに際して、ヒバや杉材など100本近く使用しており、長さ10m・直径70cmの丸太も使用されています。単純計算しても、中宿遺跡の正倉クラスの建物を10棟

建設したとしても1000本の丸太が必要です。しかも、これらの材木を供給できる森林は扇状地内には無かった可能性が高いのです。これらのことを考え合わせると、官衙や寺院はもちろん規模の大きな集落を建設するにも、多量の材木を調達して、運搬してこなければならぬのです。多くの丸太を現在の御柱祭のように低地の中を人力で曳いてきたとは考えられません。恐らく上流の森林地帯から、河川などを使って下流の開発地まで運んで来たと思われれます。大量の材木を必要とする建設予定地は、建設資材の運搬可能な地域に必然的に決定した要素も強いのではないのでしょうか。

建設資材運搬ルートは、材木を流すだけではなく上流の丘陵地帯で焼かれた瓦や須恵器の運搬、下流からは海産物などを内陸の地へ運ぶために利用されたと考えられます。古代におけるこのような内水面交通は、複数の郡や国を越えて行われており、水路の管理や港の運営には公的機関が関与していた可能性があります。また、北島遺跡のような地域の豪族層の居宅にも港湾施設が設置されており、周辺集落間を結びより小さな内水面交通エリアを形成していたのでしょう。今後、扇

状地内の調査が進み、集落の分布や河川跡の発見などにより、内水面交通の実態も判明してくると思います。

水上交通、特に内水面交通には重量物を必要な場所近くまで低労働力で運搬可能な大きなメリットがありますが、気象条件や自然環境に影響されやすく、船の転覆などのデメリットもあります。このような大きなリスクを乗り越えて水上交通は発達していきますが、常に水路が航行可能であったわけではありません。それは、天候あるいは洪水や早魃などによる水位や流路の変化で、中でも水位の低下は扇状地内の遺跡に大きな影響を与えたと考えられます。水位が低下することで、通行や用水などが使用できなくなり、生産や流通に大きなダメージとなりますが、逆にこれまで居住域として利用できなかった地域に、集落が進出していくことも考えられます。扇状地内の遺跡群の変遷を分析することで、水位の変化や土地利用の移り変わりも分かってくるのではないのでしょうか。

最後に、昨年、市の中心部で発掘された宮町遺跡について考えてみたいと思います。これまで見てきたように、律令期を含め各時代の遺跡は、台地上や扇端部で多

く発見されており、扇状部は遺跡が希薄な地域だとされてきました。しかし、現地表面から2m近い深さで大規模建物や施釉陶器が発見され、これまでの認識を変えようとする調査成果となりました。特に九世紀後半から一〇世紀にかけての遺構と遺物は、官衙的あるいは居館的な内容で、この地域の中心となる遺跡であることが想定できます。宮町遺跡は、八世紀から一〇世紀にかけて遺構の重複が激しく、さらに中世や近世の遺構も発見されていることから、扇状部の微高地として継続的に使用されてきた土地であったと考えられます。このような遺跡が扇状部で発見されたことは、扇状地内の遺跡の分布や土地利用など、今後の調査・研究の大きな手掛かりになるのではないかと思います。

清水 微妙だと思いますが、船を流す川は大河だったのか、その支流的な川だったとか、それとも運河だったのか、これではなくては困るというものはありますか。

井上 先ほど話しましたが、大河というのは当時の航行技術とか土木技術とかを考えると、今の利根川や荒川のような川をきちんとコントロールできる技術力は無かったと思います。むしろ中小河川を使ったり、扇状地

内を流れる細い川を結びながら船や丸太がカーブできる程度の角度をつけながら運搬していったと思います。また、動力は上りは人力だと思えます。曳船のようなことか、丸太を何本か組んで流すとか、そういったことかなと思います。

司会 埼玉の津の万葉歌は、あれは相当の大河ですか。

井上 私は、沼や小さな入江だと思えます。ラグーンみたいなのがあって、そこに係留していたと思えます。

司会 東京湾から上がってくるのはある程度、一定の大河があつて、そこから入ってくるのはありませんか。

井上 私は埼玉の津に関しては元荒川水系かなという気がします。

司会 緩流で蛇行する川を遡上する方法は帆船ですか曳航ですか。

井上 曳船以外にありえないと思います。東京湾から何か運んでくるときに、曳船で逆上ってきて、上流で何かを積んで流下する。たとえば、古墳時代の話ですが房州石を積んできて生田塚で埴輪を積んで帰るといいうパターンではなかったかと思えます。

司会 川幅の広い下流のほうでは準構造船が帆を張るこ

ともあったのでは。小敷田遺跡では準構造船の部材も出ています。それらの検討課題も含めて井上さんからいろいろ問題提起をいただき、具体的な内水面交通の遺構のあり方、つかみ方を話していただきました。ところで下田町遺跡は大里郡の官衙関係の遺跡ですか。

井上 あれは豪族の居館ですね。

浅野 中世段階では荘園ですね。京都の天竜寺に寄進されています。津田郷は後で触れます。

井上 今回の座談会では、地形・地質や各時代の遺跡分布を検討しましたが、扇状地内の遺跡を中心に扱うという、非常に興味深い内容でした。私の扱った古代では、台地上の遺跡も扇状地内の遺跡も基本的には河川を意識し、河川に規制された立地をしているのではないかとあらためて感じました。特に、官衙や寺院など多量の建築部材を必要とする施設では、部材運搬の必然性からも河川の存在は必須です。開発適地に河川がなければ、恐らく人工的に水路を掘削し、隣接地まで運河を引いてきたのだと思います。関さんがお話した、埼玉古墳群の被葬者の性格について、内水面交通を掌握した者ではないかとの指摘は、時代は違っても正鵠を得

ていると思いました。弥生時代以降、扇状地内の開発を行うために、用排水だけではなく運河としての機能を果たす水路の工事や、河川の瀬替など改修工事も行つたに違いありません。そして、その近くには多くの人や物資が行きかう港が存在したはずですが、さらに港にはそれを支える多くの人や施設が集まり、港町と呼べる景観が広がっていたのではないのでしょうか。

河川の沿岸にある港の遺跡は、水流などで流されてしまう例が多いと思いますが、今後扇状地内の発掘調査に当たっては、このような遺構の存在にも注意していく必要があると思います。荒川新扇状地は、考古学的に内水面交通を検討する良好なフィールドであり、新たな発見や新事実の抽出が期待できる地域ではないでしょうか。

今回の座談会では特に、前時代の古墳時代と次の中世との関係が大いに気になりました。古墳時代の遺産をどのように引き継いで古代に至ったのか。そして中世遺跡の分布とはどのような差があるのかなど、今後検討していきたいと思っています。また、内水面交通と陸上交通の関係です。基本的には、水上交通は陸上交通

がなければ完結しない交通システムです。時代に関係なく、港には陸上交通が接続するもので、水陸交通の接点が港なのです。県内でも古代道路は何ヶ所か確認されていますが、台地状で多く発見されています。古代の土木技術では、扇状地内での道路建設は困難を伴ったのでしょうか。扇状地では、古代人達はどのように水陸交通を連結していたのか、非常に興味のある問題だと思います。

司会 中世には、久下氏、熊谷氏、別府氏、中条氏、長井氏など荒川新扇状地とその周辺では、有力な武蔵武士が輩出していますが、館跡の所在や諸施設の分布と水上交通との関わりを中心に浅野晴樹さんから説明してください。



浅野 私からは、熊谷市内の中世前半の遺跡と河川交通との関わりについてお話をいたします。はじめに、鎌倉街道上

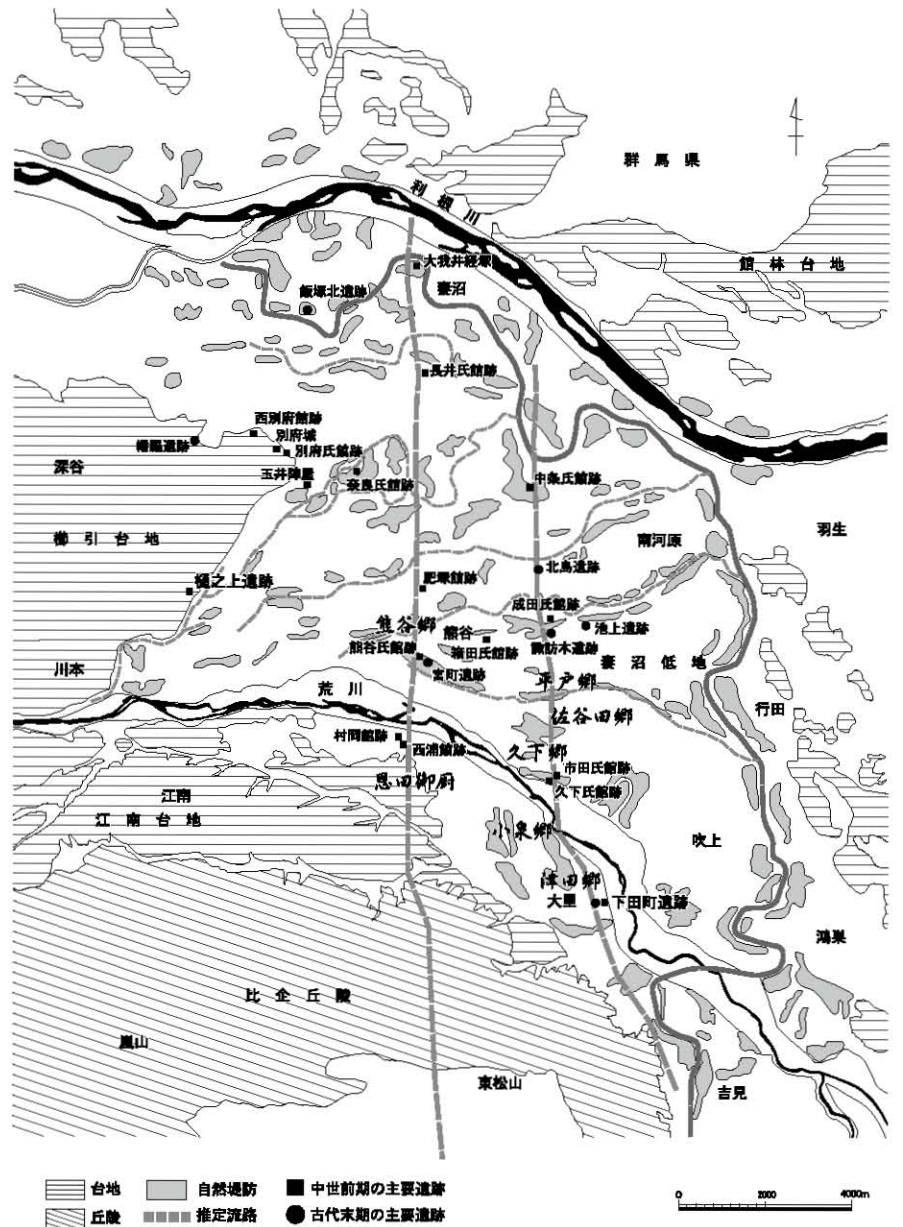
道が府中から北に向かって延びています。この鎌倉街道は、古代の東山道武蔵路と重複する部分も多いです。鎌倉街道沿いの著名な遺跡としては毛呂山町堂山下遺跡、嵐山町大蔵館跡、寄居町赤浜道路遺構遺跡、児玉郡神川町安保氏館跡などがあり、いずれも街道と河川の交差するところに形成されていました。(第10図)

熊谷市内では、熊谷氏館跡が東山道武蔵路沿いの交通の要所に形成された居館として、高橋修さんにより、その分析が行われています(高橋二〇〇三)。また、近年、旧大里町津田において、街道と河川交通の交差するところに形成されたと思われる大規模な中世遺跡の調査が行なわれました。ここではこの二つの遺跡を取り上げ、武士の本拠地の成立と交通との関わりについて触れてみたいと思います。

熊谷氏館跡とその周辺についてですが、高橋修さんは熊谷氏館跡の成立に交通の要所としての機能が大きかったことを述べています。そのことについて少し検討したいと思います。

熊谷市域は、妻沼低地とされる荒川によって形成された扇状地上に位置しており、市域の大半が肥沃な水

第10図 熊谷市内の古代末、中世前半の遺跡



田地帯でした。

地形図をみると現在の星川、元荒川は荒川の旧流路と推測され、その両岸に東西方向に島状の自然堤防が形成され、そこには九世紀から一〇世紀にかけて大規模な集落、北島遺跡、諏訪木遺跡などが形成されていた。四面庇の掘立柱建物跡などの遺構とともに大量の灰釉陶器や緑釉陶器が検出されていました。その大集落も一一世紀にはその姿をほとんど消してしまおうです。

その自然堤防上には、中世に至って熊谷、箱田、成田、中条、河原、奈良などの武士達の居館が形成されました。

最近、熊谷氏館跡(熊谷寺)の東に位置する宮町遺跡の発掘調査が行われ、やはり九世紀代から一〇世紀の集落が確認されました。800㎡に満たない面積でしたが、24軒を越える住居や四面庇付きの掘立柱建物跡が確認され、遺構のあり方は北島遺跡などに類似し、かなりの規模の集落が形成されていたことが伺えます。中世の遺構としては、溝跡、井戸跡が確認され、溝跡から青磁の破片が出土していました。この宮町遺跡の

発掘調査の遺構確認面は、古代で1.7mと深いです。中世でも1mを越える深さでした。当時の生活面は、遺構確認面よりは多少浅いと考えても、古代から実に1mを越える土壌堆積があったこととなります。それは、この地が荒川の扇状地に位置し、肥沃な土地の一方で、常に洪水の危険にさらされていたことを物語っています。一〇世紀後半以降の集落の再編とともに、自然の前に荒廃する妻沼低地を想定させます。

大規模に発達した北島遺跡、諏訪木遺跡、宮町遺跡も一一世紀前半以降は、用排水と思われる溝などを確認するのみで、そこからは土器、陶磁器はほとんどみられなく、居住の痕跡が希薄となりました。

鈴木哲雄さんは、平安時代後期の大里郡の条里耕地においては、低湿地特有の「菱田」という不安定耕地の存在もあり、ここでは公田耕作民の逃亡という古代的支配に対する闘争、および耕地の選択にもとづく不安定耕地の拡大を指摘しています。そして、熊谷氏の再開発は、ひとつには堀ノ内の設定・拡大としてなされ、堀ノ内経営は、浪人層を下人・所従として人格的支配下に取り込みながら展開したものと考えられます。もうひ

とつは、開発領主による用排水権を中核とする勸農機能の掌握に基づくものである述べています(鈴木二〇〇一)。

熊谷氏を始めとする箱田氏、中条氏、成田氏などの本拠地とされる空間は、星川など東西方向の荒川旧流路の自然堤防上に作られていました。それは大規模な用排水施設が確認された北島遺跡、諏訪木遺跡なども重複する位置にあります。そのような状況は、多分に用排水を意識した領域が設定されたものと推測でき、鈴木さんの指摘する用排水権を中核とする勸農機能の掌握という点に符合するものではないでしょうか。

一方、高橋修さんは、熊谷氏の居館が大道に造られ「町場」を形成し、その「町場」に集積された多様な技術や労働力が、開発に重要な役割を担ったものと考えました。そして、「町場」を開き運営する主体である在地領主階級の相互間の結合が進行した要因として街道が重要な役割を担ったものと指摘されています(高橋二〇〇三)。

このような領主層の発達と結合を高橋さんは、一二世紀のことと考えておられます。高橋さんの考えに問われたのか考えてみたいですが、一つには、この地の大字が津田とあるように「津」の存在を示唆するものでした(松岡 二〇〇五)。

近年、吉見町西吉見で古代道路跡の調査が行われ、この道路跡が構造などから考え、東山道武蔵路としての可能性が高いことがわかってきました。東山道武蔵路は東松山市を北上し熊谷市に向かうルートが従来から考えられており、吉見町の発掘事例は位置が大きく異なるものでした(吉見町教委 二〇〇二)。この道路跡を北上すると吉見町御所遺跡、息障院(伝源範頼館跡)がルート上にあり、さらに北上すると下田町遺跡に至ります。古代においては主要道と河川が交差する辺りに「津」としての下田町遺跡が形成されたと思われるま

す。

中世下田町遺跡からは、溝により方形に区画された屋敷跡が連続して確認され、区画内からは掘立柱建物跡、井戸跡などが確認されました。遺跡の時期は、出土遺物から一二世紀末から一五世紀代に継続しており、主たる時期は一二世紀中葉でした。

遺物の大半は土師器皿(かわらけ)で、その内訳は手

しては、考古学の成果をみると幾つか疑問点があります。ひとつは、宮町遺跡の発掘にみられるように中世段階の遺構面でも現在よりも1mと深く、現状での地形的特徴もって当時の状況を判断することは難しく、町場の形成などの実態を説明できる状況は把握できません。むしろ、先にも触れたように宮町遺跡付近も古代、中世の堀、溝跡の確認もされており、熊谷寺付近でも用排水の確保は支配の重要な要素であったことは否定できません。むしろ市や宿などの集住した空間にある本拠地のというよりも方形区画の屋敷とそれにもなう耕作地の広がりの方がイメージに合うような感じがします。

それでは次に、典型的な交通の要所に成立したと思われる遺跡についてみてみたいと思います。

熊谷市下田町遺跡にみられる都市的空間の成立についてですが、下田町遺跡は、現在の荒川右岸の自然堤防に形成されています。周辺にはより発達した自然堤防が点在し、そこには現在の集落が乗っており、中世段階の小泉郷、和田郷、輻戸郷、津田郷などに比定されています。この下田町遺跡は、あえて低位の自然堤防に形成

づくねかわらけが270点、ロクロかわらけは986点を数えました。他に青磁碗・皿、白磁皿などの食膳具や常滑、渥美産の甕などの貯蔵具がありました。陶磁器類で注目すべきものとしては白磁水注・四耳壺、東濃産の山茶碗などです。その他、銭貨、釘、曲物など陶磁器以外の生活用品、板碑など宗教遺物と種類は豊富でした。

下田町遺跡の土器・陶磁器組成は、量の多寡を考慮すれば、鎌倉に類似する都市的状况と言えます。また、連続した屋敷区画のあり方などは「宿・市・津」的な遺構と考えられます。そして、板碑の出土は、区画内に宗教的な空間の存在を示すものでした。

このように下田町遺跡が、遺構・遺物にみるような都市的な空間を形成することができた背景としては、河川交通(荒川ないしは和田吉野川)と陸上交通の要所、ひいては流通の拠点として遺跡が成り立っていたことによるものではなかったでしょうか。そして、下田町遺跡の中核を担う空間周辺では、鎌倉的な生活様式を積極的に取り入れて行った支配者がいたものと考えておきたいです。

下田町遺跡の北西方向には市田の字名も残っています。

す。また、荒川対岸の久下には久下氏、市田氏の館跡が伝承されており、それらとは極めて近い位置にあります。そのようなことからこの遺跡は市田氏との関わりが高かったことも推測されます。

遺物の下限は、一五世紀代の古瀬戸製品であるが、一四世紀中葉以降の遺物は激減しており、遺跡からはこの頃の火葬跡も確認されており、一四世紀代には次第に都市的機能は失われていったものと思われる。下田町遺跡の価値は、古代以来、河川交通と陸上交通との結節点という要所に形成されたものと推測されますが、それが一四世紀に至ると次第に衰退していきました。

ふたつの遺跡を中心に見てきましたが、東国の各地でも街道と河川交通の交差する交通の要所などに「津宿、市」などの成立することが盛んに取上げられています。今回取上げた熊谷市内のふたつの遺跡についてもそのような可能性が十分あるところです。ただ、下田町遺跡の状況や、県内の同様な交通の要所に形成された遺跡と比較してもその発達は一三世紀代になってからのことと思われる。熊谷氏館跡を始めとした市内の武士の本拠地の成立は、やはり開発領主としての支配

のなかで成立したと考えるべきではないでしょうか。河川交通の重要性はわかりませんが、そこにあまり重心を置くことは疑問に思えます。

司会 熊谷、箱田、成田、中条など多くの鎌倉御家人が輩出した背景は、熊谷周辺低地の生産性の高さがあるように受けとめたが、それでよいのですか。

浅野 はい。荒川により形成された肥沃な耕地の生産性の高さが、開発領主の力を増大させたと考えたいです。

司会 河川が肥沃な耕地を発達させたということですか。古代では河川交通の重要性が主張され、中世でもその点を述べてもらいましたが、もう一度まとめてみてください。

浅野 河川交通のみで流通や交通を語ることは難しいと思います。陸上交通と合わせて考えなければなりません。特に、河川交通と陸上交通との結節点は交通の要所として「津・宿」などとして発達しました。下田町遺跡がその好例ですね。その時期は、一三世紀に入ってからのことだと思います。「津・宿」などは流通の拠点として経済的に発達したと思われる、武士の勢力拡大の

背景になったところもあつたはずですが、熊谷市内の武士の本拠地、例えば熊谷氏の本拠地がこのような場所であつたかは明言できません。

司会 荒川新扇状地の形成に始まる荒川の流路の変遷と、主に利水の観点から各時代ごとに考古学的な事実からの分析結果を述べていただきました。最後に、浅野さんから、やはり首長や武士の成立の背景として農業開拓の指導者、開発領主としての性格を強調する見解も示されました。

北島遺跡では弥生時代中期後半の灌漑用の堰と水田跡が検出されていますが、それ以降の農業生産遺構や土・治水関連遺構の発掘調査資料の蓄積が乏しい事情もありまして条里制遺構も含めて、十分踏み込むことはできませんでした。

今回の座談会は各時代ごとのまとめでしたので、最後に矛盾した箇所があるかもしれませんが、最新知見に基づきさまざまな問題提起がなされたと思います。

今後、さらに分析を進め現代に通ずる荒川と人々の生活との関わりについて、具体的で分かりやすい歴史叙述がなされることを期待しております。

〈お礼〉

座談会に必要な資料作成に当り、次の機関等から地質調査報告書等の資料提供をいただきました。誌面をお借りして、ご協力をいただきましたことにお礼を申し上げます。

くまがや農業協同組合、大宮国道事務所、熊谷スポーツ文化公園管理事務所、埼玉県立熊谷商業高等学校、深谷市建設部施設営繕課、行田市建設部建築課、熊谷市建設部営繕課、熊谷市水道部工務課

引用・参考文献

赤熊浩一 二〇〇六 「古墳時代の河川交易」『研究紀要』21号 (財) 埼玉原埋蔵文化財調査事業団

秋池 武 二〇〇〇 「利根川流域における角閃石安山岩転石の分布と歴史的意義——榛名山給源の多孔質の角閃石安山岩転石——」『群馬県立博物館紀要』第二一号 群馬県立博物館

井上尚明 二〇〇六 「古代集落と官衙のはざま」『古代遺跡再発見』神奈川県考古学会

井上尚明 二〇〇七 「さきたまの津を探る」『紀要』創刊号 埼玉県立さきたま史跡の博物館

井上尚明 二〇〇八 「古代武蔵国における河川交通について」『白門考古論叢』中央考古会

井上尚明 二〇〇九 「古代地域社会における河川交通について」『研究報告』第13集 帝京大学山梨文化財研究所

井上尚明 二〇一〇 「考古学から見た埼玉の津」『埼玉の津を考えるシンポジウム資料』野外調査研究所

菊池隆男 一九八一 「先史時代の利根川水系とその変遷」『URBAN KUBOTA』

木戸春夫 二〇一〇 「宮町遺跡」埼玉原埋蔵文化財調査事業団報告書第367集

杉崎茂樹 二〇〇四 「埼玉古墳群出現当時の地理的景観について」『調査研究報告書』第17号 埼玉県立さいたま資料館

鈴木哲雄 二〇〇一 「武蔵国熊谷郷における領主と農民」『中世日本の開発と百姓』岩田書院

高橋 修 二〇〇三 「武蔵国における在地領主の成立とその基盤」『中世東国の世界』1北関東 高志書院

田中広明 一九八九 「緑泥片岩を運んだ道——変容する在地首長層と労働差発権——」『土曜考古』第14号 土曜考古学研究会

出越茂和 二〇〇五 「北陸の津湊と交通」『日本海域歴史体系 古代編1』清文堂

中村太一 一九九四 「古代東国の水上交通」『古代東国の民衆と社会』名著出版

根津明義 二〇〇五 「古代における物資輸送の一形態」『古代の地域社会と交流』岩田書院

平井幸弘 一九八三 「関東平野中央部における沖積低地の地形発達」『地理学評論』56110

平川 南 二〇〇八 「日本の歴史 新視点古代史2 日本原像」小学館

堀口萬吉 一九八一 「関東平野中央部における考古遺構の埋没と地殻変動」『地質学論集』第二〇〇号

堀口萬吉 一九九七 「利根川中流低地の変動と古代地質」『地球科学』五一巻一号

松岡有希子 二〇〇五 「下田町遺跡II」埼玉原埋蔵文化財調査事業団報告書第190集

松原弘宣 一九八五 「古代水上交通史の研究」吉川弘文館

矢口孝税 二〇〇九 「大道遺跡」羽生市教育委員会

吉見町教育委員会 二〇〇二 「西吉見古代道路跡」

若狭 徹 二〇〇七 「古墳時代の水利社会研究」学生社

一二世紀における熊谷市周辺の武士の所領形成 — 中条氏・成田氏を中心に —

鎌倉 佐保

はじめに

熊谷市上中条の常光院(竜智山常光院毘盧遮那寺)が伝える中条氏の系譜によれば、中条氏は日野流藤原氏の流れに属し、日野資長の弟常光が武蔵守として下向し長承元年(一一三二)から保延三年(一一三七)まで六年間中条郷に住んだ時、小領(郡司)の娘と婚姻関係を持ち、中条氏が成立したと伝える。京都から任国に下ってきた国司が、在地の郡司の娘と婚姻関係を持ち、その間に生まれた子が在地の武士となっていく、これは地方武士の成立を語る典型的なパターンであるといえる。しかし、中条家長は、『吾妻鏡』やその他の系図から、横山党小野氏に出自をもつことが明らかである。横山党小野氏は、系譜上では小野篁を祖とし、多摩郡小野牧から成長して

一二世紀には多摩郡内に広大な横山荘(船木田荘)を立荘させ、武蔵国南部から相模北西部にかけて勢力を展開した武蔵の有力武士団である。一族のなかには、早くに児玉郡猪俣に進出した猪俣党があり、大里郡岡部を本拠とした岡部氏を輩出するなど、北武蔵、児玉郡から大里郡にも一族を展開させていた。だが、中条氏は、この北武蔵の猪俣党の系統ではなく、小野氏本流(横山氏)から一二世紀になってわかれた流れから出ている。小野氏は中条の地とどのような関わりを持ち、中条を名字の地とする中条氏が誕生したのだろうか。

また、中条氏に限らず一二世紀には、多くの武士が郷・村を本拠として登場する。成田氏一族もそのひとつである。熊谷市上之の龍淵寺所蔵の成田系図によれば、成田氏は摂政太政大臣藤原伊尹の系譜を引き、二代後の忠基

が武蔵守となり、その子宗直が崎西郡司、その二代後の道宗が幡羅太郎を称し、その子助高が「成田大夫」を称したのにはじまるといふ。一説に、成田氏も横山党小野氏の出自とする説があるが、成田氏の場合は成田系図・別符系図の語る藤原氏の系譜のほうが妥当であると考えられている。「保元物語」には保元の乱に源義朝に従い奮戦した東国武士のなかに成田氏の一族が多く見られるが、系図によれば彼らは成田助高の子・孫にあたる。系図の記載が『保元物語』を援用した可能性があるとしても、一二世紀中葉に郷・村を拠点として彼らが名字の地を形成し、一斉に登場してくることは間違いない。なぜ彼らは一二世紀中葉に所領を形成し登場してくるのか。

こうした地方の武士の登場は、従来長らく、開発と勸農により村落支配を実現していった開発領主の成長の論理によって説明されてきた。しかし近年の東国武士研究では、武士居館が水陸交通の要衝に形成され、彼らが交通や流通に関わって活動していったことが明らかにされ、その基盤形成についても開発や農業経営からではなく、都市的な場の形成や流通・交通への関与から論じられるようになってい³る。現在の熊谷市内にも南北に旧東

山道武蔵路が通っており、熊谷氏、成田氏、長井氏、中条氏の居館はこの旧東山道武蔵路との関連で捉えることも重要であろう。

しかし本稿では、今一度「開発」の視点から、一二世紀における東国武士の所領形成を見てみたい。それは「開発」の捉え方自体も従来とは異なり、彼らの広域的な活動を前提とした様々な政治的関係のもとに実現する「開発請負」として捉えられるようになってきているからである⁴。彼らがどのような条件で開発を請け負うかは、彼らのもつ政治的関係や力量によって異なり、それは所領の規模や所領形態の差異としてあらわれた。一二世紀における新たな所領の形成は開発の結果としてではなく、開発の起点として位置づけられるのである。「開発」をこのように捉えたとき、近年明らかとなった武士の活動形態と所領形成、開発は深く関連する問題として捉えられる。

中条氏、成田氏については系譜史料のほかは、その成立を示す史料はほとんどないが、本稿では近年の武士研究、荘園制研究を踏まえ、中条氏、成田氏一族の一二世紀における所領形成の様相を見ていきたい。

一 「開発領主」の実像

熊谷市から行田市にかけての地域は、荒川によってつくられたなだらかな扇状地(荒川新扇状地)⁵の沖積平野で、扇端部の湧水を用水源として東側平野部の低湿地では古代以来条里水田が開かれてきた。中世になると、こうした湧水・溜井をおさえる地点に居館を構えた武士たちが郷・村に割拠する様相が現出する。今では涸れてしまったものもあるが、成田氏館のある上之村、西別符氏館のある西別府村、中奈良村の奈良神社の湧水伝承、玉井村の玉井神社の玉の井伝承、上川上村の三畝溜井など、成田氏一族が居館を構えた地はいずれも湧水・溜井が確認できる⁶。

この地域における領主的開発の実態をはじめ具体的に明らかにしたのは、鈴木哲雄氏の研究である。鈴木氏は熊谷氏の熊谷郷の開発について、熊谷氏による領主的開発とは、荒川の後背湿地という自然条件のなかで、条里制耕地の荒廃田を再開発し、農民的再開発でのこされた「菱田」⁷不安定耕地を安定化させるものであったこと、熊谷氏は熊谷郷入部と同時に、湧水点に堀ノ内⁸屋敷地を設

定し、そこから流れ出る小河川を排水路として整備することにより、再開発を進めていったことを明らかにした。中条氏、成田氏一族の展開した地にも、条里制の遺構が確認されており、熊谷氏同様に荒廃田の再開発と不安定耕地の安定化を課題として、開発を主導した姿が浮かび上がる。

しかし、在地領主の成立を開発や農業経営の問題を軸として捉えてきたそれまでの研究に対して、高橋修氏は、熊谷氏が大道(旧東山道武蔵路)を媒介とする広域な領主間連合を形成していたこと、大道を包摂するように構成された堀ノ内には「町場」が形成され、地域の分業・流通の核となっていたこと、そして「町場」に集積された多様な技術や労働力こそが開発を成り立たせたと論じた⁹。高橋氏の研究は、開発領主のイメージの強かった東国武士を、単位所領を越え広域にわたる行動形態をもち、交通・流通に深くかかわりながら基盤を形成していった存在として、新たな視点から捉え直したのである。

熊谷氏の領主化の経緯と経営の維持を、大道を媒介とした領主間連合のなかに求めることは興味深い。しかし「町場」形成の時期については、考古学の立場から疑問も

出されている。浅野晴樹氏は、村岡や熊谷に確認される都市空間の成立を一二世紀代に遡らせるのは無理であること、熊谷氏館との関連がうかがわれる宮町遺跡付近も古代、中世の堀・溝跡が確認されることから、用排水の確保が支配の重要な要素であったことは否定できないとしている。

「町場」の形成を開発や農業経営の前提条件とすることが難しいとすれば、彼らはどのように開発を推進していったのか。鈴木哲雄氏は、そうした開発は郡司¹在庁官人層により国衙の勅農権を媒介とし、彼らの資力をもって展開されたという論理で捉えた。だが系図上では成田氏も郡司の系譜を伝えるが、当時彼らが必ずしも郡司や在庁官人であったことは確認できない。また一二世紀半ばになぜ一斉に登場するのかも明確ではない。

ここで注目したいのは、一二世紀に入ると、国司から開発期間の免税措置や開発後の雑役免などの優遇措置を得た開発請負による郷の形成(別符)が各地で見られるようになることである。

別符とは、通常とは異なる別の官物率法が適用されて収納が行われる地のことで、「色別符」ともいわれ、負担



図1 成田郷・中条保周辺図
(明治43年発行、5万分の1熊谷・深谷を縮小して使用)

は官物一色のみで雑事が免除される場合が多かった。別符は、白河院政のはじまる一二世紀末以降、新たな荘園形成(立荘)の動きが活発化していくなかで、荘園化を抑制しながら、中央貴族を領主として開発を請け負わせる公領として形成が進んでいった。一二世紀半ば頃には、武士や有力在庁等が別符を申請し、開発を請け負って新たな郷が形成されていく。別符は、開発・再開発をともなう場合が多く、開発から三年間ほどの間は斗代減免などの優遇措置も得られた。特に規定の斗代数があったわけではなく、どのような条件を得るかは、多分に国司をめぐる政治的関係によったものと考えられる。

成田助高の子行隆にはじまる別符氏の名乗りは、まさにこの別符からきているものと考えてよいだろう。他の成田郷、玉井郷などが別符ではなかったのか、どのような条件の違いがあったかなどはわからない。だが、別符郷はおそらく他の郷と比べ雑事免除などの、より優位な措置を得て別符郷全体の再開発を請け負ったところに成立し、そのためことさら別符郷と呼ばれたものと考えられる。

同様に、保と呼ばれた所領も、多くは寺社が関わって別

符を申請し官物一色(雑役免除)とした所領である。たいはいは開発を要する地を、寺社が開発を請け負うかわりに、封物などの代替(便補)として相応分の官物を得る所領とすることで形成される場合が多く、寺社、国司、保司となる在地領主の連携・合意のもとに形成された。中条氏の本拠は中条保と呼ばれ、保として形成されたことが明らかである。中条保については、成立経緯やいずれの寺社が関わったかを特定することは難しいが、通常の郷の形成とは異なり、寺社、国司をつなぐ人脈が、中条保の形成に関わったとみてよいだろう。

その他の郷については、雑役免除などの権利は得ておらず、国衙に官物・雑役を負担する郷として位置づけられていたと考えられるが、荒廃田の再開発等においては開発三年間の官物免除など何らかの優遇を得ていたことが想定できる。

なお、荘園の形成についても触れておこう。こうした郷がさらに王家や摂関家などに寄進され、合意を得た場合に立荘が実現する。だが立荘の実現には、院権力に連なる人脈と荘園形成の名目が必要であり、武蔵国で立荘を実現しえたのは秩父平氏、横山氏(小野氏)、秀郷流藤原氏な

小野系図のなかで成田・別符・箱田・奈良の系統が見られるのは佐野本系図のなかの小野系図である(図2)。ここに見られるように、資孝の子、経兼の弟の野小院が別府、成任が成田と号したとあり、成任―成綱の系統が成田氏、また成任の弟に箱田・奈良・河上・玉井が見られる。成田氏を横山党小野氏としてきた八代園治・渡辺世祐『武蔵武士』はこの系図に拠ったものと考えられる。しかし、成田氏等の記載が見られるのは、小野氏系図諸本のなかでこの佐野本系図のなかの小野系図のみであり、同系統の諸本にもそれらの書き込みはみられない。そしてこの系図の成田氏一族に関わる記載を見ると、資孝に助高(成田氏の祖)と記載し、義久の別称「義行」を別符太郎義行とし、成家の別称「助綱」を『吾妻鏡』に見られる成田七郎助綱とするなど、『保元物語』、『吾妻鏡』、成田系図などによって附会したのではないかとの印象を免れない。さらに、この系図では、義成―義基―時綱のあと七代の「某」のあと、長康―長氏と続けるが、七代目の「某」には「中務大輔入道法名宗蓮、自先祖領武州成田、此時討殺忍大塚某為忍城主」、長康には「号成田下総守為武州忍城主」とあり、後の忍城主成田の系譜に繋げたものであ

どの有力武士に限られた。熊谷市域では、長井氏により長井荘が形成されているが、長井斎藤実盛はもともと越前国出身で、源為義家人として活動し、平治の乱では為義の子義朝に、義朝滅亡後には平氏につかえるなど、在京して活動しており、長井荘はおそらく平氏知行国時代に、平氏との関係により立荘されたものと考えられる。

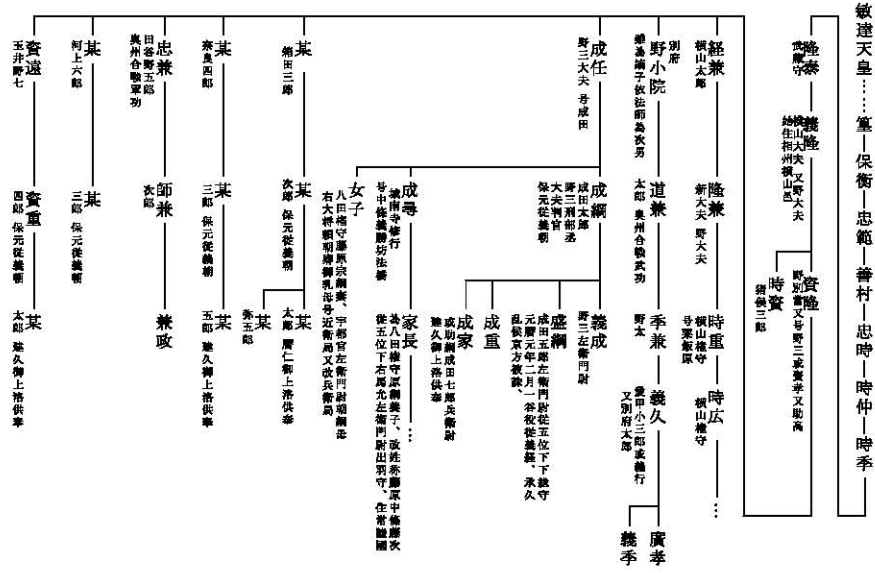
一二世紀はこうして新たに郷や荘園の領有体系が形成(再編成)されていく時期であり、その領域的枠組み形成と開発条件の整備を担っていったものが、名字の地を名乗った武士たちであった。

二 成田氏の系譜と所領形成

次に、成田氏の系譜と一族の所領形成の様相を見ていきたい。

成田氏の系譜については冒頭に述べたように、横山党小野氏ではなく成田系図・別符系図の語る藤原伊系の系譜が妥当であることがすでに確認されており、それに異論はないが、小野系図についての検討がなされていないので、ここではまず小野系図について検討しておきたい。

図2 小野系図 (佐野本系図) 抄出



ることは明らかである。したがって、成田氏一族に関わる記述は後の書き入れとみられ、やはり今のところ成田氏を横山党小野氏と考えることは難しいと判断せざるを得ない。

さて、図3は龍淵寺所蔵の成田系図である。別符系図も、同様の系譜を伝えているが、武蔵国との関わりを示す武蔵守忠基、埼玉郡司宗直の存在は今のところ確認できない。系図では幡羅郡と関係をもったとするのは、その二代あとの道宗である。注目されるのは、別符系図では道宗に「堀河院御宇初而東国下向」と注記があり、堀河天皇の時すなわち白河院政期(一一世紀末〜一二世紀初頭)に、はじめて東国に下ったとあることである。道宗の子が成田の祖となる助高である。他に関連史料はないので確証はないが、成田氏の幡羅郡来住が一二世紀に入ってからであった可能性は十分考えられる。あるいはこの時点で、郡司の系譜を引く在地勢力との婚姻関係を通じて土着していったのかもしれない。

次に、成田氏一族の展開について考えたい。『保元物語』には、保元の乱に源義朝に従った武士として次のように記す。

ここに登場する成田太郎、箱田次郎、別符次郎、奈良三郎、玉井四郎が成田氏の一族である。また川上太郎は系図にはあらわれないが、川上の名字は、成田氏本拠上之村に隣接する上川上村に比定され、成田氏の一族であった可能性が高い。これも含めると名前の挙げられた三〇名のうち成田氏一族六名はもともも多い。系図の記載を信ずれば、成田助高の子が成田(助広)・別符(行隆)・奈良(高長)・玉井(助実)を称し、成田助広の子(広行)が成田郷内の箱田を名乗る。一二世紀初頭に道宗が下向し、助高が成田を本拠とした後、保元の乱までには、この沖積平野のかなりの部分を助高の四子がおさえていたことになる。それは、例えば郡司が郡内に一族を分立させたというよりは、一二世紀の政治状況のなかで、新たな開発請負による所領形成とみるほうがよいだろう。

ではそれを可能にした政治的条件は何だったか。前節で見たように、郷の形成には国司との関係が重要であり、国司に開発請負申請を行ない承認されることが必要であった。武蔵国における国務支配を考えたとき注目されるのは源義朝との関係である。

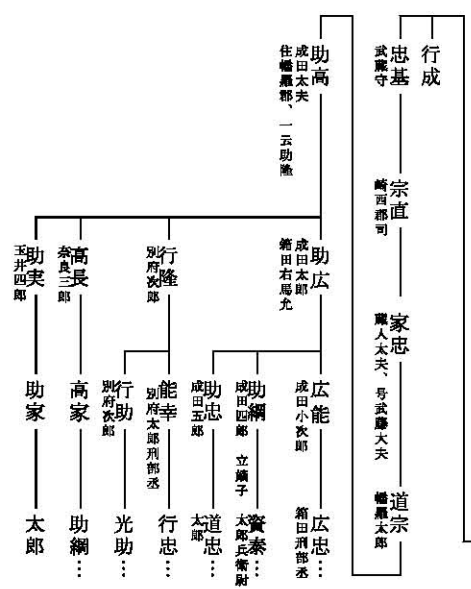
源義朝が関東に下向し、相模を中心として南関東一帯

豊島四郎、安達四郎遠光、中条新ノ五・新六、成田太郎、箱田ノ次郎、川上太郎、別府ノ次郎、奈良ノ三郎、玉井ノ四郎、長井斎藤別当実盛・同三郎、横山二八悪二、平山六二、源五二郎、熊谷ノ二郎直実、榛沢六郎成清、粟飯原卜猪俣二八岡部六郎、近平六、河勾三郎、手墓ノ七郎、児玉二八庄ノ太郎・同次郎、村山二八金子十郎家忠、仙波ノ七郎、山口六郎、高家二八河越、諸岡、秩父武者、

大織冠鎌足―不比等―房前―真播―内麻呂―冬嗣

良房―基経―忠平―師輔―伊尹―義孝

図3 成田系図 (熊谷市龍淵寺所蔵) 抄出



を勢力圏に置いたのは一一四〇年代〜五〇年代である。武蔵国においては久寿元年(一一五五)の大蔵合戦で源義平が秩父重隆と結んだ源義賢を討ったことで、武蔵守藤原信頼・信説と源義朝の協調のもとで国務支配が展開する。武蔵国での義朝の具体的な活動は明確ではないが、相模国では義朝の下向とともに相模武士が新たな公領(郷)を確保し、一族を展開させていく状況がうかがえる。その背景には義朝の相模国務の実質的掌握があった。武蔵国においても、この時期に郷村名を名乗る武士が登場し、保元の乱での従軍に見られるように義朝との主従関係が形成されたとすれば、義朝が武士の郷村所領化を後押しした可能性も十分考えられよう。成田氏一族もそうした義朝との関係のなかで、郷・村に所領を確保し、別符郷を形成していったのではなからうか。

三 中条氏の系譜と中条保形成

次に中条氏の系譜と中条保形成の様相を見ていきたい。まずは中条氏の系譜を確認しよう。『吾妻鏡』建久二年(一一九二)正月二四日条によれば、中条家長は義勝房成

尋の子で小野家長と称されており、小野氏の出自をもつことが明らかである。家長はその後八田知家の養子となつて藤原氏に改姓する。系図によれば、成尋の姉妹が、八田宗綱の妻として、朝綱を生んだ女性で、源頼朝の御乳母、近衛局または兵衛局と呼ばれた女性であったといひ、その関係から宗綱の男知家の養子となったものと思われる。『吾妻鏡』建久六年(一一九五)正月八日条には、家長が豊後守季光と喧嘩を起し、源頼朝は八田知家に命じて家長の出仕を止めている。このとき「壮年の身」として知家の養子となつていたと見えている。家長は以後も中条を名乗り、鎌倉幕府内では宿老の一人として將軍源頼家・実朝・藤原頼経らに仕え、嘉禎二年(一二三六)七二歳で死去するまで評定衆の一員として重きをなす。さて、それでは中条氏は、どのように中条の地と関わりをもつたのだろうか。小野系図によると、中条家長の父義勝房成尋は、中条法橋を名乗つたとあり、『吾妻鏡』文治六年(一一九〇)二月二日条に「中条義勝房」と記していることから、中条の地との関係は成尋の時にはじまるとみてよいだろう。では成尋はどのように中条の地と関わりをもつたのか。

また成綱の系統もその後在京御家人として活動していく。成綱の子義成は、源頼朝没後の正治元年(一一九二)二月、京都で後藤基清・中原政経とともに謀叛の疑いで捕らえられるが、以後も京都で検非違使として活動する。義成の子時成も同じく京都で検非違使として活動し、承久の乱には、盛綱(義成弟)とともに京方につくことになるのである。鎌倉幕府成立以前からの成綱・成尋の京都での活動が、この系統の小野氏の以後の活動の前提となつたものと考えられよう。

以上のように、成尋の活動からは、京都との繋がりはうかがえるものの、残念ながら中条の地との繋がりはわからない。また『保元物語』に登場する中条新五・新六との関係も、今のところ不明である。だが右のような成尋の京都での活動を考えたとき、成尋に中条保を形成する条件があったことは推測してもよいように思う。保が多く寺社との関わりで形成されること、成尋が「成南寺」の寺僧であったことなどから、中条保は、成尋のもつ人脈によって成立したと考えられるからである。

成尋は、『吾妻鏡』治承四年(一一八〇)八月頼朝が挙兵して相模土肥郷に向かうとき扈從した一人として見える。成尋の兄成綱も、流人頼朝に仕えていた武士として比企尼の娘婿安達盛長とともに名が見えており、頼朝挙兵時旗色を鮮明にしていなかった横山党のなかで、成任の子成綱・成尋兄弟は早くから頼朝に仕えていた。成尋は系図によれば「成南寺修行」であり、これを鳥羽城南寺のことと考えると、京都に活動の基盤をもっており、幕府成立後の頼朝下文発給その他の奉行や、上洛の使節などの活動も、そうした京都での活動を前提としたものであったと考えられる。兄成綱も、早くから刑部丞に任官するなど、幕府成立以前から京都との繋がりをもっていたと考えられ、菊池紳一氏が指摘するように、成綱・成尋兄弟は、早くから横山党の党的結合から離れて上洛して活動し、情報によつて頼朝に奉公したものの一人であった、とみるのがよいだろう。

家長の活動にも、建久二年(一一九二)正月には、自由任官として右馬允を解官されるなど、京都との繋がりをうかがわせるものが多い。八田知家との関係も、八田氏・宇都宮氏が、東国と京都とを行き来しながら活動していた。さらに、ここではことさら保を形成することで、開発を展開していった様相を想定したい。

中条保は、現在の熊谷市上中条から行田市下中条にかけての一带に比定できる。その北側には、扇状地の湧水を集めて利根川に合流する福川が流れており、福川の旧流路沿いには中条堤が築かれている。中条堤は、福川右岸の自然堤防を活用して造られた約八キロメートルにわたる堤防で、酒巻・瀬戸井付近での利根川の狭窄部、左岸の文禄堤と一体となつて、洪水を妻沼低地に貯留することで忍領の村々ほか下流への氾濫を防ぐ利根川治水の要であった。中条堤の築造年代については、忍城主成田親泰による延徳二年(一四九〇)説、松平家忠による天正二〇年(一五九二)説、伊奈忠次による慶長年間説などがあるが、そのもととなつたのは中世に自然堤防上に築かれた堤で、それがその後増強されていったものと考えられている。『吾妻鏡』寛喜四年(一一三二)二月二六日条に「武蔵国樽沼堤が大破・修固した」という記事があるが、この「樽沼堤」が中条堤のことを指しているとされるほか、建長四年(一一五二)七月五日藤原時家寄進状に、中条保内水越郷の地名が見られることがその根拠である。水越と

は、洪水の時にはここから排水をするための築き残しの場所であり、すでに近世の中条堤の前提となる堤防が存在したと考えてよいだろう。

しばしば氾濫を繰り返した利根川をひかえた中条の地の開発にとつて、中条堤の築造は、大きな意味をもったであろう。中条堤がすでに鎌倉期には存在していたとすれば、その築造は中条保の成立と関わっていると考えることに無理はない。その築造を可能にしたのは、中条の地が寺社の保として成立し、優位な条件のもと寺社が主体となった開発が開発されたからではなからうか。それは国衙にとつても大きなメリットであったと考えられる。そうした立保のための交渉を進め、中条保を成立させた者こそ、京都における人脈と活動の場をもった成尋ではなかつたかと思われるのである。

成尋の中条保現地での活動はわからない。また家長も、主たる活動の場は鎌倉にあり、中条の地での活動は不明である。だが、中条を名字の地とし、その後も中条を名乗っていったのは、中条保を成立させ開発の条件を整えたこと、そして中条堤築造をはじめとする開発の実績であったと考えられるであろう。

おわりに

以上、成田氏一族、中条氏を中心として、一二世紀中葉から後半における武士の所領形成の様相を見てきた。一二世紀には、国司や中央の政治権力との政治的関係によって、優位な開発条件を獲得し、開発を請け負うことで所領が形成されていったことに注目し、成田氏一族は、一二世紀中葉の源義朝が武蔵国務に影響力を強くもった時期に、義朝との関係により郷・村の所領を獲得していったと考えられること、また中条氏は、義勝房成尋の時に京都での人脈を通じて中条保を形成し、開発の条件を整備し、中条堤築造を含む開発を担ったと推測されることを述べた。

『沙汰未練書』に記された御家人Ⅱ開発領主とする観念は、鎌倉後期のものであるが、名字の地と開発領主としての意識は、こうした所領の形成を起点として開発を担うなかで形成されてきたといえるのではないだろうか。

なお、一二世紀中葉から後半は、全国的にこのような武士の所領形成が進む時期ではある。だが北武蔵においては、天仁元年(一一一八)に起きた浅間山大噴火の影響も

考慮する必要がある。降灰の直接的被害に加え、噴火後の洪水、あるいは利根川河床の上昇による洪水は、この地域においても新たな領主的開発を必要とする条件をつくり出したものと思われる。この地域を本拠とした武士の多くが一二世紀に来住した勢力であったことを考えると、災害からの復興・再開発という課題のなかで、彼らも果たした役割を今一度捉え直すことも必要であろう。

〔注〕

- (1) 八代國治・渡辺世祐『武蔵武士』(博文館、一九二三年)。
- (2) 柴辻俊六『関東武者別符氏について』(『日本史攷究』二〇号、一九七四年)、大井教寛『鎌倉室町期における東国武士団の動向―別符氏と白旗一揆を中心に―』(埼玉地方史五四号、二〇〇五年)。
- (3) 岡陽一郎『中世居館再考―その性格をめぐって―』(五味文彦編『中世の空間を読む』吉川弘文館、一九九五年)、高橋修『武蔵国における在地領主の成立とその基盤―熊谷氏と大道(旧東山道武蔵路)―』(浅野晴樹・齋藤慎一編『中世東国の世界―北関東―』高志書店、二〇〇三年)など。
- (4) 『開発請負』については鈴木哲雄『中世百姓と土地所有』(『中世日本の開発と百姓』岩田書院、二〇〇一年所収、初出は一九九〇年)に拠る。なお、一二世紀における開発請負については、拙稿『私領の形成と展開』(『日本中世荘園制成立史論稿』書房、二〇〇九年)。

- (5) 拙稿『一二世紀における武蔵武士の所領形成と荘園』(『歴史評論』七二七号、二〇一〇年)。
- (6) 籠源長明『谷地田・台端・自然堤防』(『アーバンクボタ』一九号、一九八一年)。
- (7) 豊田武『武士団と村落』(『豊田武著作集』第六巻、吉川弘文館所収、一九八二年、初出は一九六三年)。
- (8) 『新編武蔵国風土記稿』。
- (9) 鈴木哲雄『武蔵国熊谷郷における領主と農民』(『中世日本の開発と百姓』岩田書院、二〇〇一年所収、初出は一九八〇年)。前提に、小山靖憲氏、峰岸純夫氏の研究がある(小山『中世村落と荘園絵図』東京大学出版会、峰岸『中世の東国』東京大学出版会)。
- (10) 高橋修『武蔵国における在地領主の成立とその基盤―熊谷氏と大道(旧東山道武蔵路)―』(浅野晴樹・齋藤慎一編『中世東国の世界―北関東―』高志書店、二〇〇三年)。
- (11) 浅野晴樹『中世北武蔵の成立期から前期について―主に土器・陶磁器をとおして―』(『歴史評論』七二七号、二〇一〇年)。
- (12) 別符氏については、注(4)拙稿を参照。
- (13) 建長四年七月五日藤原時家寄進状案(長楽寺文書、『鎌倉遺文』七四五七号)。
- (14) 鎌倉期以前には必ずしも開発免稅期間は成立しておらず(井原今朝男『災害と開発の税制史』『国立歴史民俗博物館研究報告』一一八集、二〇〇四年)、開発の間の免稅措置を得ることも開発の条件確保として重要であったと考えられる。
- (15) 『吾妻鏡』治承四年(一一九二年)二月一日条。
- (16) 前掲注(2)柴辻、大井論文。

- (17) 横山党小野氏に関する系図の諸本については、『新編埼玉県史』別編4、中世系図解題(埼玉県、一九九一年)、鈴木国弘「中世前期の東国政変と狭山丘陵」(『武蔵村山市史 通史編 上巻』第三編第三章、武蔵村山市、二〇〇二年)、同「鎌倉前期・中央政変の動向と地域社会の展開」(『日本中世の私戦世界と親族』吉川弘文館、二〇〇三年)を参照。なお図2は、東京大学史料編纂所蔵謄写本に拠った。
- (18) 博文館一九一三年。
- (19) 『統群書類従』七輯上(九七〜一三二ページ)所収小野系図、岡部系図(茨木市岡部和子氏所蔵、『埼玉県史』別編4所収)。
- (20) 『埼玉県史』別編4。
- (21) 新日本古典文学大系「保元物語」(岩波書店、一九九二年)。
- (22) 拙稿「十二世紀の相模武士団と源義朝」(入間田宣夫編『兵たちの登場(兵たちの時代)』高志書院、二〇一〇年)。
- (23) 小野系図のほか、『尊卑分脈』(道兼公孫、小田一族系図(東京大学系図)『統群書類従』巻第一一七所収)、小田一族系図(東京大学史料編纂所蔵写本)では義勝房成尋を知家の養子とするが、同様の系譜を伝える。
- (24) 菊池紳一氏は、家長の時に中条に住して、中条を称したとしているが(菊池紳一「承久の乱に京方についた武蔵武士―横山党の異端小野氏」『埼玉地方史』二〇号、一九八七年)、本稿では、『吾妻鏡』での成尋、家長の名乗りと、成尋の活動を前提に中条保が成立したと考えられることから、中条の名乗りは成尋にはじまると考える。
- (25) 『吾妻鏡』治承四年八月二〇日条。

- (26) 『延慶本平家物語』(第二中、三八兵衛佐伊豆山に籠もる事)。
- (27) なお、成綱・義勝房成尋の活動年代から考えて、系図の成任の前後には二〜三代の脱落があると思われる(菊池前掲注(24)論文)。
- (28) 『吾妻鏡』養和元年(一一八一)七月二〇日条、建久二年(一一九二)六月七日条。
- (29) 『吾妻鏡』文治元年(一一八五)九月二日、一二日条。
- (30) 菊池前掲注(24)論文。
- (31) 『吾妻鏡』建久二年(一一九二)正月二四日条。
- (32) 糸賀茂男「八田知家の入部」(『筑波町史』上巻、第二編第一章、一九八九年)、山本隆志「関東武士の在京活動―宇都宮頼綱を中心に」(『史潮』六〇号、二〇〇六年)。
- (33) 菊池前掲注(24)論文。
- (34) 『保元物語』(白河殿攻メ落ス事)のなかで、中条新五・新六は、成田太郎、箱田次郎等とともに、また玉井四郎と入り違えながら合戦しており、成田氏一族との関連がうかがわれる。中条新五・新六については、今のところ中条保成立以前の在地勢力で成田氏一族と関係をもった者と考えておきたい。
- (35) 『埼玉県史』通史編3、近世1、第四章第二編、一九八八年。なお近世・近代の中条堤の機能については、黒須茂「中条堤の機能について」(『熊谷市史研究』創刊号、二〇〇九年)。
- (36) 長楽寺文書、『鎌倉遺文』七四五七号。

(かまぐら さほ 熊谷市史専門調査員)

鎌倉時代末期の板碑の一事例

「築道型」の分布と特性

諸岡 勝

はじめに

- 一 築道下遺跡出土の板碑群
 - 二 築道型板碑の集成と分析
 - 三 願行意教流と真言
 - 四 築道型の広まりと終焉
- おわりに

はじめに

熊谷市の中世石造物の調査は、熊谷市史中世編の資料集編さんの一環として計画され、現在旧妻沼町の調査が完了したところである。この調査は、板碑をはじめとする宝篋印塔、五輪塔などの中世石塔を対象としたもので、新出の石塔が多数確認され大きな成果を上げている。

本稿では、熊谷市を含めた県北東部に多数所在する板

碑のなかから、鎌倉時代末期から南北朝時代にかけて造立された同形態と考えられる板碑群に若干の検討を試みるものである。

なお、市町の表示と範囲は平成十二年(二〇〇〇)段階の市町名とした(詳細は表2参照)。

一 築道下遺跡出土の板碑群

ここで指標とするのは、平成七年から平成十年にかけて発掘された築道下遺跡から出土した板碑群である。

遺跡は、行田市大字野字築道下に所在し元荒川を挟んで鴻巣市に接する自然堤防上にある。板碑をはじめとする中世墳墓はB区と呼ばれる調査区内で、元荒川の北岸に掘って仕切った二五メートル四方の一角に、河原石で敷き詰めた三つの塚(墳墓)と茶毘跡、井戸、掘立柱からなる

図3 築道下遺跡出土の築道型板碑 ※括弧内の番号は表2に対応



1(24) 正中二年(二三三)銘阿弥陀一尊種子 高五五・五 幅一八・一 厚二・二
正中二
年丑六月
十九日



2(39) 嘉暦三年(二三三)銘阿弥陀一尊種子 高一一八・七 幅二六・〇 厚三・七
嘉暦三年 戊辰十二月十二日
光明真言



3(47) 年不詳銘阿弥陀一尊種子 高九〇・七 幅二一・四 厚二・四
(□□)ラカキヤ
□元年巳
□月八日



図1 築道下遺跡地図



図2 出土状況

遺構で、塚上からは二二基の板碑と三基の五輪塔(水輪部)、六個の蔵骨器、多量の焼骨が出土した。遺跡のあり方からみて、死者を火葬して焼骨を蔵骨器に収め、その後塚に埋葬して板碑を建てたものとされているが、板碑と蔵骨器の相関関係は残念ながら不明である。
中世の墓跡についての細部にわたる検討は、報告書に詳細が記されているので、ここでは板碑の造立年代や形態について説明を加えるとともに、指標となる板碑について紹介したい。

出土した板碑のうち造立年代がわかるのは、二二基のうち一六基である。弘安六年(一二八三)を最古に明徳三年(二三九二)まで百年以上にわたる年代差があるが、このうち一三〇〇年代から一三四〇年代が一基と、鎌倉時代末期から南北朝時代初期のものが多数を占めている。図3は二二基のうち、共通した形態を持つと考えられる九基(1~9)を抽出したものである。これらの板碑の特徴は、厚みがあり安定感のある蓮座上に大きく種子を刻み、「カ・ラ・イー・アク」からなる本尊の阿弥陀種子キリクは、正体・異体とも斜めに延びるラ点が多く根本部分(書き出し部分)は丸く、蓮肉に突き刺さるよう表され、イー点の止めも蓮座の蓮弁にかかるように長くはねていることである。また銘文の書体や真言の彫りが共通している点が上げられる。
しかし、詳細にみると大きさや細部の造りなどに相違する点もある。例えば図3の3・4・5の三基の板碑は、キリクに月輪を付し一重枠線が施されているが、蓮肉部分を楕円とし蓮実が省略されている。これについては、月輪の有無を除くとやや小振りな蓮座の6も同様のつくりである。大きさは、四基とも九〇cm前後であり、銘文は紀

4(53) 元徳三年(一三三二)銘阿弥陀一尊種子 高九〇・七 幅二・四 厚一・四



(アバラカキヤ)
元徳三年ノ口
四月十一日

5(54) 元徳三年(一三三二)銘阿弥陀一尊種子 高八七・〇 幅二・五 二五・七 厚三・七



(アバラカキヤ)
元徳三年ノ未
四月廿三日

6(76) 貞和二年(一三四六)銘阿弥陀一尊種子 高七七・五 幅二・五 二四・〇 厚二・二



(アバラカキヤ)
貞和二年丙戌八月
十九日 成阿禪尼

7(78) 貞和二年(一三四六)銘阿弥陀一尊種子 高一二四・六 幅二・六 二二・三 厚二・一



(光明真言)
貞和二年丙戌
十月日道圖修逆

8(67) 暦応四年(一三四一)銘 高五三・六 幅三・五 厚二・三



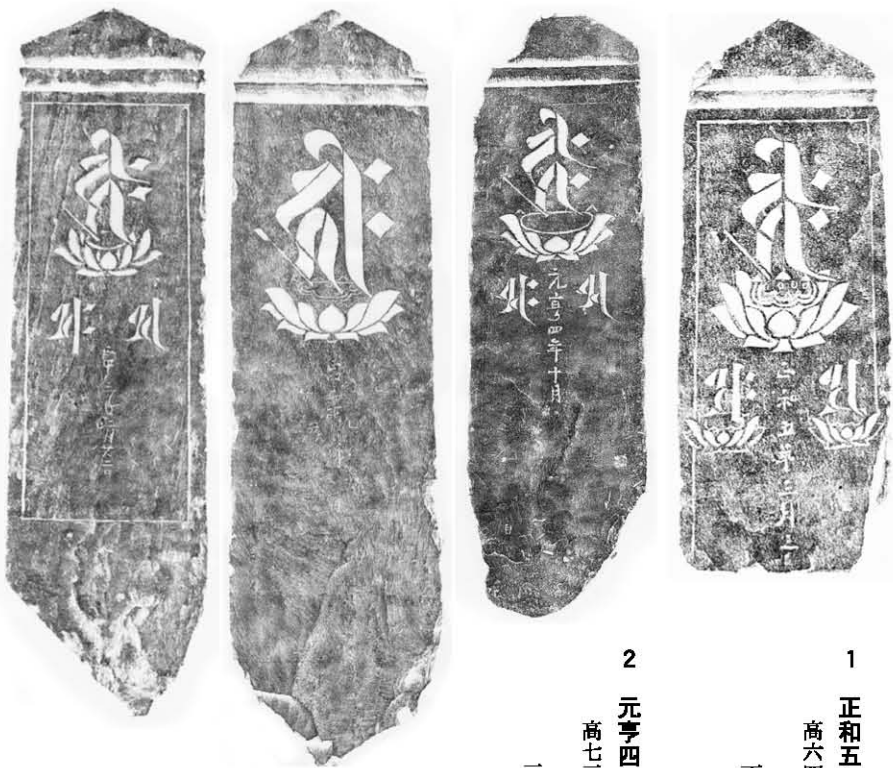
(アバラカケン)
暦応四年辛巳
二月二十一日

9(93) 延文三年(一三五八)銘釈迦種子 高七六・七 幅一九・八 二一・七 厚二・五



(アバラカキヤ)
延文三年
戌二月廿日

図4 各地の板碑



1 正和五年(一三二六)銘阿弥陀三尊種子
 高六四・五 幅二五・〇 北区赤羽出土(杉並郷土博物館)
 正和五年三月三日

2 元亨四年(一三二四)銘阿弥陀三尊種子
 高七三・五 幅二一・五 野田市郷土博物館
 元亨四年十月

3 正中二年(一三二五)銘阿弥陀一尊種子
 高九五・〇 幅二七・〇 浦和市白幡 医王寺
 正中二年 乙 六月 日 丑

4 正中三年(一三二六)銘阿弥陀三尊種子
 高八七・五 幅二五・〇 千葉県本埜村 竜腹寺
 正中三年二月廿二日

年銘とともに「アバラカキヤ」と大日如来の真言を刻んでいる。また1は、高さ約五五cmと小型であるが基本的な要素は変わらず、紀年銘の「正中二年丑六月十九日」を三行どりとしている。

一方、2と7は、キリークの阿字命点(またはア点を付し、二重枠線で囲み、蓮肉は白く縁取りし数か所に切り込みを入れてある。大きさは一二〇cm前後であり、2は月輪、7は上部に「伊字の三点」を伴う。双方とも紀年銘と光明真言を刻んでいるが7については「伊字の三点」を付したため真言を4行どりとし、中央に二行で紀年銘を刻んでいる。こうしてみると、前者のように九〇cm以下の小型の板碑と一mを超えるような大型板碑は、基本の構図は同じでも製作にあたって、ある程度の規格を設けていることがわかる。

図4は、他の地域に所在する鎌倉時代末期の四基の板碑である。1は東京都北区赤羽旧在の正和五年銘、2は千葉県野田市郷土博物館所蔵の元亨四年銘、3は浦和市(さいたま市)白幡医王寺の正中二年銘、4は千葉県本埜村の正中三年銘である。いずれも、築道下遺跡出土とほぼ同年代であるが、種子や蓮座の形態、銘文の刻み方等に地域差

があり、製作する石工集団が異なっていることが読み取れる。とくに2は野田市を中心に隣接の春日部市に多数確認され、3は北本市から与野市(さいたま市中央区)にかけて南北に広がる分布域を示し、双方とも築道下遺跡と同様、鎌倉末期から南北朝時代にかけて造立されている。

このように、他地域の板碑と比較してみると築道下遺跡の出土板碑は特徴的であり、当然のことながら、これらと同形態と見なされる板碑が周辺地域に多数確認されている。本稿では、こうした板碑を「築道型」と仮称して集成し、その特徴や造立の背景について考察を加えたい。なお、図3の8・9についても破片であったり、本尊が異なるが、築道型の基本的な要素を満たしているため、これらも併せて対象とする。

二 築道型板碑の集成と分析

1 本尊と分布域

表2は、築道型とした板碑を紀年銘順にした一覧である。その結果、破片を含めて一三二基を検出した。のうち一三三基に本尊種子が確認できる。内訳は、阿弥陀如来

で囲った番号は図14に図版のあることを示す。以下同）は、他所からの移動したものである。

2 造立の推移と銘文

築道型として集めた一三二基のうち紀年銘が確認できるものは一〇八基である。最古は北本市深井・寿命院の正和二年（一三二三）銘（表2 [1]）、最新は熊谷市池上・中の寺墓地の嘉慶二年（一三八八）銘（表2 [108]、図11）で七五年にわたって造立されている。最もこれに先行するものや一三九〇年代以降の同系統と考えられる板碑もあるが、築道型の諸要素を含むという意味では、ほぼこの時期に限られる。

図8は、紀年銘を一〇年毎に区切ったグラフである。一



図7 川越古谷上 善仲寺

三二〇年代に四一基、一三三〇年代一四基、一三四〇年代一七基と鎌倉幕府崩壊前後の三〇年間に七割以上が造立されている。

図14は、頁数の制約から、第2表から主要なものや今まで報告されていないものを中心に選択し、拓影図と銘文を記載したものである。（ただし築道下遺跡出土の9基は図3に掲載）これらの表や図から銘文の概要について紹介したい。

銘文から造立目的がわかる板碑のなかで、逆修供養を目的としたものは一三三基（3・12・22・34・59・62・69・70・78・81・91・108）である。行田市の元亨元年銘（12）は伊字の三点を伴う阿弥陀三尊を本尊とし、「元亨元年辛酉九月五日、右志者為慈父道圓逆修」とあり、両側に二

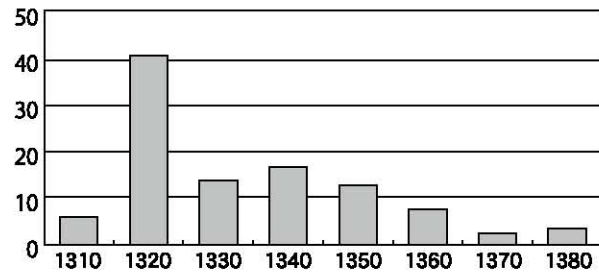


図8 築道型の年代分布

行ずつ光明真言を刻む。莊嚴体の阿弥陀種子に二重枠線を施した端正な造りである。なお脇侍の勢至菩薩種子・サクの縦面（縦に延びる線）は、観音菩薩・サのように斜め右下へ引くのが通常であるが、サクは直線となっており、築道型の三尊形式の多くが同様な手法で刻まれている。

また、川島町の建武四年（一三三七）銘（62）は、「右為彼塔婆者大日遍照之形、念仏往生本意也」とあるように造立の功德を六行にわたって刻んだ資料的価値の高いものである。

板碑の多くは追善供養のための造立と考えられるが、羽生市桑崎の元亨四年（一三二四）銘（18）は、「五月十五日開眼」、蓮田市下関戸の康永元年（一三四二）銘（71）、「右為覚夜童女出離生死故也、康永元年壬午七月廿三日逝去」とあり没年月日を刻している。また、鴻巣市箕田の建武元年銘（57）は、「為慈父三十二年」とあり、亡父の三十三回忌に造立されたものである。これらは他の築道型以外の板碑にも見られるが、銘文内容の豊富な点も特徴の一つである。

銘文の配列については、基本的には中央に一行どりで

紀年銘を刻む。しかし板碑の大きさや真言の位置によって、8・20・21のように、真言と紀年銘で三行としたものや、光明真言を付す場合、四行どりの中央二行に紀年銘を入れたり、下段に集約するなどの処置をしている。

南朝年号は正平六年（一三五二）銘（85）と七年（86・87）銘があるが、これは観応の擾乱により足利尊氏が対立していた弟の直義を討つため、正平六年十一月から七年の三月までの約六か月間、南朝に降伏した時期にあたる。これまでの改元の伝達とは異なり、尊氏側の政略的な事情により北朝年号の観応から南朝年号に代えたことによるもので、むしろ武蔵七党をはじめとする当該地域の武蔵武士が、尊氏支持勢力として活動したことを築道型板碑は裏付けている。

なお、築道型の板碑に刻まれた偈は一種で「観無量寿經」を出典とする「光明遍照 十方世界 念仏衆生 撰取不捨の偈である。康永二年（一三四三）銘（73）、貞和二年（一三四六）銘（77）、応安元年（一三六八）銘（101）、永徳年間（一三八一〜一八三）銘（105）、年不詳（132）の五基で、真言の多様さに比べるとわずかであり、時期も一三四〇年代以降に限られる。

三 願行意教流と真言

1 築道型に刻まれた真言

次に築道型を含む埼玉県北東部の特徴である真言を刻んだ板碑について検討を加えたい。築道型に刻まれた真言は、一三二基のうち六〇%にあたる七八基である。これは、埼玉県に所在する真言を伴う板碑の割合が、県の調査結果では、全体の約一〇%にあたる二〇三〇基であり、この傾向に比べると非常に高い比率である。

真言は、偽りのない真実のことばをいい、とくに長いものは陀羅尼と呼んでいるが、二〇三〇基のうち八五%の一七三五基が光明真言である。この真言は、「オン、アボギヤ、ベイロシヤノウ、マカボダラ、マニハンドマ、ジンバラ、ハリバリタヤ、ウン」の二三文字からなり、「不空羼索毘盧遮那仏大灌頂光真言」ほかを出典とする。これを積極的に取り上げたのは、高山寺の明恵上人である

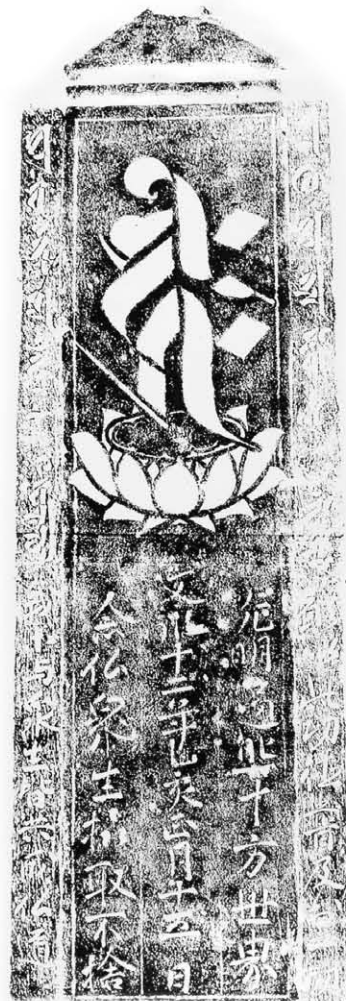


図9 騎西町大英町の板碑

が、西大寺を本拠に戒律の復興と社会救済事業に努めた般若尊、その弟子で北条氏の帰依を受け鎌倉に極楽寺を開いた忍性らにより、滅罪・除病・息災延命を修する光明真言会などの行事を通じて広く普及するようになった。このことは極楽寺の末寺であった金沢称名寺の教典や古文書類を伝える金沢文庫の作善目録に様々な教典読誦のなかに、この真言が最も多く唱えられていることによっても、当時如何に普及していたかを知ることができると。こうした状況を反映して、鎌倉時代後期ごろから光明真言が板碑にも刻まれるようになった。加須市の文永七年銘(一二七〇)、騎西町の文永十二年銘(一二七五)、

行田市の弘安二年銘(一二七九)あたりが早い例としてあげられ、他地域が一三〇〇年代以降に現れるのに比べ、北埼玉周辺地域に古い時期のものが集中している傾向がうかがえる。
築道型に刻まれた真言は前述したように七八基に刻まれ、光明真言が三六基にのぼるが、四二基は大日如来の真言であるアバラカキヤ(アバラカケン)、胎蔵大日如来の真言であるアピラウンケンなど、当該地域以外ではあまりみられない真言が多く含まれている。築道型に刻まれた真言は、以下のようである。
数字は表2の番号に対応し、囲みのある番号は、図14等に拓影がある板碑を示す。

① 光明真言

36基

67	64	5	91	48	6
89	75	8	92	50	7
90	76	10	95	51	12
	93	14	97	52	15
	94	16	99	55	18
	131	19	104	56	26
		30	107	59	28
	11	32	109	63	29
	21	38	126	66	33
	23	42	128	78	37
	43	46	81	82	39
	47	53	82	82	40
	65	54	88	88	45

② 大日如来の真言(アバラカキヤ・アバラカケン)

19基・9基

- ③ 胎蔵大日如来の真言(アピラウンケン) 4基
20, 68, 72, 103
- ④ 阿弥陀心呪(オン、アミリタ、テイセイカラウン) 9基
17, 41, 44
- ⑤ アピラウンケン+アバラカケン 35基
- ⑥ アピラウンケン+アバラカキヤ 74基
- ⑦ アバラカキヤ+アピラウンケン+アラハシヤナウ 85基
- ⑧ その他ケンカーラビア、キヤカラバア 13基
- ⑨ 曳覆の真言 22基

このうち、行田市史料館(野満願寺)の元亨四年(一二三二)銘は、板碑に⑨の曳覆の真言を刻んだものである。銘文をみると僧良弁の逆修供養に際して造立したものである。平安時代以降、葬送の際、遺体に様々な真言を書いた衣で覆う儀礼が普及したが、そこに記された真言などの効力で亡き人の滅罪を約束して成仏を果たさせるも

ので、布にこの真言を書いたり、室町時代以降は、版木をつくり紙に印刷したものが普及した。このように逆修供養に際して、石の塔婆に曳覆の真言を刻んだ例はなく貴重な存在である。

2 足利鶏足寺と願行意教流

アバラカキヤとする大日如来の真言は、密教大辞典によると、「大日如来の真言の一、無点の五字・五字無点の真言と称す。五大の種子にして、本有の五大を表す。（中略）中院流許可・醍醐諸流（地藏院流・願行意教流・證道意教流・加茂流等）に相承せる靈灌頂・安流相承理智冥合七重の第四重等に用ふ。師伝の真言にして経軌に出據なきが如し」とある。真言密教の正式な經典類にはなく、中院流、醍醐諸流に師伝の真言として伝わったとされ、この真言を広めた諸流の一つとして願行意教流があげられている。

願行意教流は、真言密教の時相の分派の一つで、根本二流といわれる小野流と広沢流のうち小野流の六分派のうち三宝院流の支流である。意教上人頼賢（一一九六～一二七二）を流祖とする。鎌倉時代前期に多くの醍醐寺僧が幕府の求めに応じて関東に下向したが、その中で

つたと考えられる。

鶏足寺に伝わる『世代血脈』は、永享元年（一二二九）に慈有が記したもので、これに記載された埼玉県域の寺院を一覧にしたものが、表1である。また時代は下るが江戸時代初期に編さんされた『関東真言宗本寺本末寺帳』

鶏足寺世代血脈		比定地・寺院
武州村岡	如意輪寺	熊谷市村岡 麿寺
長野	長久寺	行田市長野 長久寺
成田	一条院	熊谷市上之 一乘院
武州太田庄細間	普門寺	大利根町細間か
武州今泉	正覚寺	不明
武州深谷杉別所	薬師寺	不明
武州崎西秀安	駒形堂	崎西町日出安
武州正能	伊豆堂	崎西町正能 童花院か
栗崎	有勝寺	本庄市栗崎 有勝寺か
武州太田	小松寺	羽生市小松 麿寺
武州萩沢郷	金光寺	不明
太田村君ノ永命寺		羽生市下村君 永明寺
太田堤郷	延命寺	羽生市堤 延命寺
下総州下河辺木立	光明院	幸手市木立
下河辺狐塚		栗橋町狐塚

表1 鶏足寺世代血脈記載の県内寺院

最も醍醐寺の法流を広めたとされる頼賢は三宝院流や無量寿院流を相承した後、將軍頼經の招請により関東に移住し、多くの弟子を育てた。とくに義能（義能方）・証道（証道方）・慈猛（慈猛方）・憲静（願行方）の四人は、それぞれ一派を立てている。このうち慈猛（一二二一～一二七七）は、比叡山で出家後、唐招提寺で律、ついで下野葉師寺にくだり、寛元二年（一二四四）に高野山金剛三昧院で密教を修め、さらに憲静とともに意教上人頼賢から東密三宝院流を相承した。後世その流れを慈猛流、慈猛意教流と称するようになり、関東では慈猛から密教を学ぶ僧が多く、文永四年（一二六七）に鎌倉称名寺の開山となった審海は、文永元年に慈猛から伝法灌頂を受けている。また、下野小俣（栃木県足利市小俣）鶏足寺の学頭であった頼尊は、建長七年（一二五五）に天台宗であった同寺を真言宗に転じ、醍醐寺三宝院の末流である慈猛意教流の田舎大本寺として鎌倉末期から室町時代にかけて、下野・上野・武蔵を中心とした関東における真言宗の発展に大きな役割を果たした。そして関東の武士たちも、北条政子が金剛三昧院で頼朝と実朝の菩提を弔うなど、幕府と密接な関係にあった真言宗を受容する下地があ

には鶏足寺流として、武蔵国では一乘院、長久寺をはじめ西光寺、盛徳寺、真観寺（以上行田市）、息障院（吉見町）、金乘院（川島町）など、北埼玉や比企地域をはじめ、江戸近郊の寺院まで、四〇か寺あまりが名を連ねている。江戸時代に幕府により本末関係が整備されるまで、県内の真言宗寺院は田舎大本寺鶏足寺の影響のもとに展開されていったことがわかる。

埼玉県北東部にみられる大日如来の真言（アバラカキヤ）をはじめとする多様な真言を伴う板碑の盛行は、真言宗のなかでも願行意教流の影響下に造立されたものと考えられる。

四 築道型の広まりと終焉

1 羽生市千手院の嘉暦三年銘板碑
羽生市本川俣・千手院墓地に所在する嘉暦三年（一二三二）銘（図10・1）は、高一四四・〇cm、幅五〇cm。蓮座に乗った阿弥陀如来（キリク）と胎藏界大日如来（ア）の二尊を本尊とし、下部に嘉暦三年卯月八日の紀年銘とともに「妙法蓮華経」、「アピラウンケン」、「後見之人念仏十遍」（この塔をみた者は念仏十遍唱えよ）とある。密

図 10-2



妙法蓮華經

奉造立来迎寺嘉曆二年二月廿日
 奉造立千手堂嘉曆三年二月八日
 為奉訪當地頭沙弥道□菩提
 比丘尼

元徳三年 辛未 二月日

為奉訪故道日坊後世菩提
 為奉訪沙弥道照坊依此功德
 直至成仏法界平等利益也

元徳三年(一三三二)銘 羽生市南 本立寺 高一六七・〇 幅四一・〇 四七・〇 厚二一・〇

図 10-1



自筆 生歳四十六沙門 僧小輔殿
 妙法蓮華經 并 妻女
 逆修善根 沙弥西 佛
 右志者為 嘉曆三年卯月 戊八
 乃至法界 辰日
 アヒラウンケン 沙弥教 善
 後見之人念佛十遍 尼 妙 阿

教と法華信仰、浄土教が融合したような様々な要素が盛り込まれた板碑である。造立の目的は「右志者為逆修善根乃至法界」とあり、「自筆、生歳四十六沙門、僧小輔殿并妻女」以下、六名からなる交名を刻んだ逆修供養のための塔婆である。冒頭に「自筆」とあり、銘文全体の文字を自筆したのか、妙法蓮華經を書写したものが不明である。この阿弥陀種子キリークは、胎藏界大日如来の種子であるアとともに並立して刻んでいるため、やや縦長であるが築道型の形態を備えた板碑である。

図 10・2 は、羽生市南・本立寺の元徳三年(一三三二)

銘である。この板碑の本尊は、大きく「妙法蓮華經」とある。この大書された文字は、嘉曆三年銘と細部に若干の違いがあるが、ほぼ同一の書体である。下部の銘文は「来迎寺」「千手堂」などの堂宇の造立年月日とともに、この地域を支配した「地頭沙弥道□」及び「道日坊」「道照坊」の後生菩提を弔って建てた旨の記述があり、板碑の願文としては詳細である。この「道日坊」「道照坊」については、千手院にもう一基ある嘉曆四年銘(図 10・3)のなか
 に、名前を見いだすことができる。本尊は、胎藏界大日如来(ア)を大書し、紀年銘の両側に道俗四〇名を四段五行

(34) 羽生市本川俣 千手院 嘉曆三年(一三三二)銘 高一四四・〇 幅五〇・〇 五五・〇 厚一〇・〇

嘉慶四年(一三二九)銘 羽生市本川俣 千手院 高一六一・〇 幅五八・〇 六六・〇 厚一六・〇

図 10-3



に整然と刻んでいる。この交名の最上段、一〇名のなかの右上部に「道日房」「道照房」とある。「房」と「坊」の相違はあるが、本立寺の元徳三年板碑と同一人物と考えられる。また、この交名のなかに「小輔房」「妙阿尼」の名があるが、この両名についても、嘉慶三年板碑の「小輔殿」「尼妙阿」と同一人物の可能性が高い。つまり、これら年代の近接する三基は相互に関連した板碑ということがいえる。もし、この三基を造立した施主が同一あるいは縁の

- | | | | |
|--------------|------|-----|------|
| 道日房 | □比丘尼 | 法阿弥 | 彌三郎 |
| 道照房 | 五郎六郎 | 妙□尼 | 四郎三郎 |
| 密教房 | 孫八 | 淨法尼 | 出雲女 |
| 圓道房 | 山崎入道 | 妙阿尼 | 弥三郎 |
| 小輔房 | 道法房 | 道阿尼 | 虎正女 |
| 嘉慶四年 己貳月 各敬白 | | | |
| 肥後房 | 道□房 | 行阿尼 | 平次太郎 |
| 言阿彌 | 慶月房 | 妙義尼 | 亀鶴女 |
| 道妙房 | 西願房 | 性阿尼 | 次郎三郎 |
| 智妙房 | □守四郎 | 道戒房 | 七郎三郎 |
| 道念房 | 且三郎 | 念西房 | 教密房 |

深い人物であるとする。塔婆を注文した在地領主と、原材となる石(緑泥片岩)を調達し、板碑の種子や銘文内容を自由に彫ることのできる高度な技量を持った石工集団、そして本尊や真言など教義に関わった僧侶の三者が一体となり、これらの塔婆を造立したことが考えられる。

2 築道型板碑の終焉

熊谷市池上・中の寺墓地の嘉慶二年銘は、前述したように築道型の最新であり、分布範囲の西縁に位置するとともに熊谷市に残る唯一の築道型である。高さ一五四・〇cm。上部に天蓋と伊字の三点、蓮座上に阿弥陀三尊種子を配し、中央に「嘉慶二年十月日」とあり、左右に「為逆修一結衆」、下部に摩滅が進み判読出来ない部分があるが、「道心」「性阿」など、配列から一二名の交名のある板碑である。築道型でも年代が下がるにつれて少しずつ形態が崩れているが、キリーク種子は従来の彫法であり、やや広まった蓮座にも特徴があらわれている。年代は、二〇年遡るが、桶川市・灯明寺墓地の応安二年(一三六八)銘(101)も、やはり伊字の三点を伴い嘉慶二年に近い板碑である。また駒西町根古屋・観音寺の板碑(123)は上

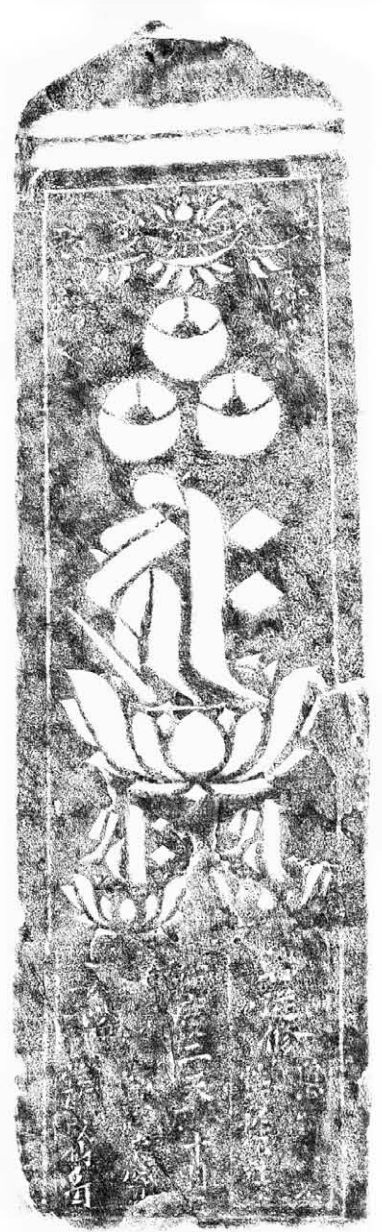
部片であるが、同様である。

管見の限りでは嘉慶二年銘は、築道型に分類した最末期の板碑と考えられる。冒頭にふれたように七五年間の存続期間である。以前、筆者が幾つかの同型板碑について考察したところでは、二〇年から三〇年間の期間が多く見られた。二五年を一世代とみると、およそ二世代で同型の石工集団あるいは工房が何らかの事情で生産を中止するか、板碑の意匠に変更を加えていると考えられる。それに比べると、築道型の存続期間は、少なくとも三世代から四世代にわたり、存続期間中は、鎌倉末期から幕府の崩壊、建武政権を経て南北朝時代に至る時期で、分布域も広い範囲に及んでいる。こうした時代背景のなかで、その形態をあまり変化させずに造り続けている。これが築道型の最も大きな特徴といえる。ただし、この期間、県北東部の板碑生産は、築道型ばかりでなく様々な形態の板碑も数多く生産されている。

図12は、築道下遺跡から出土した徳治三年(一三〇八)銘と元徳年間(一三二九〜一三三二)銘である。築道型と併せて出土したが、形態は全く異なり別の石工集団(工房)が想定できるので今回の考察から除外したが、この

図11 中の寺墓地の板碑

1(108) 嘉慶二年(一三八八)銘 熊谷市池上 中の寺墓地 高一五四・〇 幅四五・〇 厚九・〇



蓋点 (天伊) キリーク座 (蓮座)

サ 為逆修 道心「」

性□□□道□

嘉慶二年 十月日

サク 一結衆 「」成□

性阿成仙了圓

おわりに

以上、築道型に分類した板碑の特徴や背景について、甚だ雑ばくではあるが若干の考察を試みた。繰り返すに
なるが、これをまとめると

1 築道型の分布範囲は、行田市、吹上町、鴻巣市、騎西町
など元荒川沿いを中心に、南北四〇km、東西三三五kmあま
りの範囲に分布し、一三一〇年代から八〇年代まで造
立がみられること。

2 埼玉県北東部にまとまって所在する伊字の三点と大
日如来の真言(アバラカキヤ)を伴う板碑は築道型に多
く、背景として田舎大本寺である足利・鶏足寺をはじ
めとする慈猛意教流の影響下に造立されていること。

3 羽生市の三基の板碑にみるように、築道型の板碑を
製作した石工集団は、施主の多種多様な注文にも対応
できる体制下にあったこと、等が指摘できる。

板碑は、一般的に密教の影響を受けた浄土信仰の所産
と考えられるが、築道型では、真言宗の分派の一つである
慈猛意教流の影響下に造られた板碑であることが明らか
になった。また、3の築道型を量産した石工集団は、原材
となる緑泥片岩の使用状況からみて、製作にあたっては、

ように一定地域に幾つかの石工集団(工房)が存在し、同
一地域にタイプの異なる板碑が存在するのはよくみら
れることである。問題は地域全体に占める割合である。
嘉慶二年銘板碑は、前述したように築道型の最新である
とともに最も西端に位置するため、熊谷市域にとつては
築道型が主流とはならず、別な形態の板碑が存在してい
るのである。今後の市内の中世石塔の調査の進展とも
に「熊谷型」とも呼ぶべき板碑形態を見だし、分析を加
えることは文献資料の乏しい熊谷市の中世を解明する
にあたって、大変重要なことである。

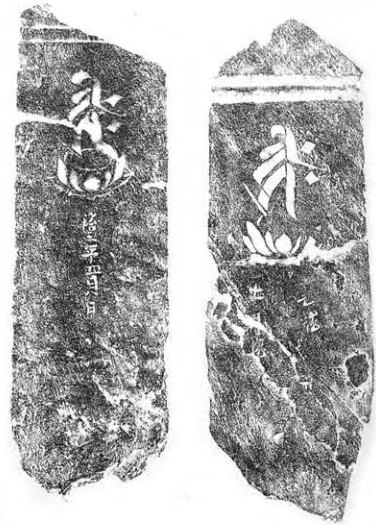


図12 築道型以外の板碑



図 13 石室が復元された八幡山古墳(行田市藤原町)

ときには「規格外」の大型板碑も製作しており、後年の蝶型蓮座をもつ板碑のように、画一的な大きさや内容とは一線を画している。このことは、板碑製作地の付近に原材となる緑泥片岩が豊富にあり、切り出しや加工ができる条件があったことが想定できる。つまり、少なくとも鎌倉から南北朝時代はじめの板碑は、長瀨町や小川町のいわゆる「緑泥片岩採石地」から石を運搬したのではな

周辺地域に所在する古墳を破壊して利用していたことがうかがえる。この点については、以前発表していたことがあるので、詳細は参照していただきたいが、羽生の三基の板碑に限らず、一定の規格性はあるものの、施主の求めに応じて板碑の大小を自由に変え、

く、周辺にいくらかでも存在する古墳石材を再利用しているのである。そうでなければ、板碑造立の担い手となつた別府氏や浅羽氏のような武蔵七党が、板碑を立てるためにはるか上流から石を切り出し板碑として加工するには、膨大な時間と労力を費やすことになる。付近で調達できる石の存在と石工集団があり、本尊や銘文内容を指導する立場の真言宗僧侶の介在、そして何よりも在地領主としての武蔵七党の存在があつて、県北東部を中心に築道型板碑は発展していったと考えられる。

付記

本稿を執筆するに当たり伊藤宏之氏、加藤勉氏、塚田良道氏、野口達郎氏、栗岡眞理子氏から指導助言を得ました。とくに塚田氏からは、願行意教流と真言の関わりを御教示いただき、野口氏からは所蔵の拓本を御提供いただきました。また、さきたま史跡の博物館、嵐山史跡の博物館、加須市教育委員会、鴻巣市教育委員会、その他関係機関から資料調査や拓本の掲載(別紙)につきご協力いただきました。深く感謝申し上げます。

註

(1) 埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第一九九集「築道下遺跡Ⅱ」二九九八

- (2) 吉川市教育委員会「吉川市史資料編原始・古代・中世」二〇〇九 拙稿「中世の石造物」(『与野市史資料補遺』一九九〇)
- (3) 密教辞典編纂会「密教大辞典」法蔵館二〇〇二(五三三頁)
- (4) 拙稿「伊字の三点を伴う板碑について」(芥川龍男編『日本中世の史的展開』文献出版)一九九七
- (5) 拙稿「正平一統と金石文」(『埼玉県史研究』二四号)一九〇〇
- (6) 埼玉県教育委員会「埼玉県板石塔婆調査報告書」一九八一
- (7) 金沢文庫「金沢文庫古文書」九 仏事編下
- (8) 加須市史資料編Ⅰ「一九八四」『騎西町史考古資料編2』一九九九、行田市郷土博物館第20回企画展図録「板碑 中世の行田を探る」二〇〇六
- (9) 「アバラカケン」とする真言については出典不明。便宜「アバラカキヤ」の範疇に入れた。
- (10) 密教辞典編纂会「密教大辞典」法蔵館二〇〇二(六〇〇頁)
- (11) 慈猛と香海に関する史料として註7、六二四「秘密灌頂血脈」、六二五「法灌頂阿闍梨位事」、六二九「授与印信許可文」、六三〇「伝法許可秘印」等がある。なお、神奈川県立金沢文庫「秘蔵伝授」に多く図版が掲載されている。
- (12) 小此木輝之「小侯鶏足寺の法流」(伊勢崎市「伊勢崎市史通史編1 原始古代中世」所収)一九八七
- (13) 「関東真言宗新義本末寺帳」(寺院本末帳研究会「江戸幕府本末帳集成」上)一九八一
- (14) 川勝政太郎著「日本石造美術辞典」東京堂出版一九八七
- (15) 羽生市役所「羽生市史上巻」一九七二によると明治末に東武鉄道の敷設工事の際、上川俣柳根から板碑が多数出土した。このうち数枚を千手院墓地へ移したとある。本立寺の板碑と千手院の板碑に「道照房、道日房」の名があり、関連する板碑であることとを指摘している。そして来迎寺、千手堂は、本立寺の付近に建てられたことを推察している。ほかに本立寺板碑は、昭和七年

- 三月柴田常恵氏が『埼玉史談』に報告した「羽生町見学の記」に記されている。
 - (16) 拙稿「同型板碑の一事例」(『埼玉県立歴史資料館研究紀要』第23号)二〇〇一
 - (17) 註16
 - (18) 拙稿「武蔵武士と板碑」(板碑が語る中世シンポジウム実行委員会「板碑が語る中世 造立とその背景」)二〇〇九
 - (19) 騎西町小沼耕地遺跡から三二〇〇点あまりの板碑片を含む緑泥片岩の小片が出土し、調査者の田中正夫氏は、板碑の製作場所の可能性を指摘している。埼玉埋蔵文化財調査事業団報告書第一〇〇集「小沼耕地遺跡」一九九一
- また、伊藤宏之・磯野治司氏は、古墳石材の加工痕、とくにチヨウナによる加工痕を有する板碑は石棺材を利用した板碑の可能性が高いことを指摘している。(伊藤・磯野「朝霞市東園寺の石棺材転用の板碑」朝霞市博物館研究紀要「第11号」二〇〇八、磯野「古墳の石棺材を転用した板碑」『考古学ジャーナル』六〇二号)二〇一〇
- 築道型では、川島町出丸中郷の建武四年銘(62) 図14・23に石棺の「ほぞ」と考えられる溝跡が確認された。以下、石棺材の転用例として、次の板碑が挙げられる。
- ① 宝治年間(一二四七〜四九)銘阿弥陀一尊種子 熊谷市光照寺
 - ② 建長二年(一二五〇)銘 南河原河原神社
 - ③ 文永二年(一二六一)銘阿弥陀一尊種子三尊図像 南河原観福寺
 - ④ 文永二年(一二六五)銘地藏菩薩図像 南河原観福寺
 - ⑤ 文永五年(一二六八)銘阿弥陀一尊種子 朝霞市東園寺
- その他、板碑側面の加工痕(ケズリ痕・チヨウナ痕)により古墳石材の転用例とされる板碑が近年、多数確認されている。

表2 築道型板碑編年目録

凡例

- 一 築道型とした板碑の一覧である。通し番号、西暦、本尊、銘文等所在地を表示。所在地の下の番号は、後掲の出典を示す。
- 二 「本尊」欄の「伊字」「月輪」とあるのは、「伊字の三点」「月輪の有無を示す。阿一は阿弥陀一尊種子(キリク)、阿三は阿弥陀三尊種子(キリク・サ・サク)を示し、金大は金剛界大日如来(パン)、胎大は胎藏界大日如来(ア)、釈迦は釈迦如来(バク)を示す。
- 三 「銘文」欄の真言の表示は、大日如来真言(五字無点の真言)は「アバラカキヤ」、大日報身真言(胎藏大日如来の真言)は「アピラウンケン」と表記し、「光明真言」「阿弥陀心呪」の真言は、そのまま漢字で表記した。
- 四 銘文欄の下の○は一重枠線、◎は二重枠線を示す。
- 五 所在地の下部の番号は、後出する出典一覧である。
- 六 川里町・吹上町は鴻巣市、騎西町は加須市に合併したが、旧市町名で表示した。

番号	西暦	伊字	本尊	月輪	紀年銘	銘文、偈、真言等	高	幅	厚	所在地	
1	一一三三	阿一	阿一	○	正和二年癸丑二月八日	敬白	五九・五	二二・〇	破片	北本市深井 寿命院	
2	一一三四	阿三	阿三	○	正和三年甲寅八月晦正	敬白	八一・〇	二二・五	二・〇	川里町関新田 長松寺	
3	一一三七	阿三	阿三	○	文保元年丁巳七月廿日	孝仏為逆修	一〇三・〇	二八・三	三・三	吹上町吹上 吹上中学校	
4	一一三七	阿一	阿一	○	文保元年丁巳十一月廿二日	アピラウンケン	四一・二	二四・〇	二・六	鴻巣市大間 吉田家	
5	一一三九	阿一	阿一	○	元応元年辛酉十月日	アバラカキヤ	五五・〇	二一・〇	二・三	破片	鴻巣市鴻巣 鴻巣東小学校
6	一一三九	阿一	阿一	○	元応元年未十一月日	光明真言	八八・〇	二四・五	二・五	吹上町本町 新井家	
7	一一三〇	阿一	阿一	○	元応二年庚申七月二十四日	光明真言	八二・五	二五・六	三・九	完形	鴻巣市人形四丁目 金剛院
8	一一三〇	阿一	阿一	○	元応二年庚申八月日	アバラカキヤ	六三・〇	二二・五	二・五	一欠	鴻巣市箕田 道永八幡社
9	一一三〇	阿三	阿三	○	元応三年辛酉二月二十一日	阿弥陀心呪	一一三・〇	三〇・〇	三・五	完形	行田市門井出上(國學院大学所蔵)
10	一一三二	阿三	阿三	○	元亨元年辛酉五月十三日	アバラカキヤ	一一四・〇	二九・〇	三・五	完形	行田市門井出上(國學院大学所蔵)
11	一一三二	阿三	阿三	○	元亨元年辛酉六月日	アピラウンケン	七九・五	二七・〇	二・三	完形	吹上町本町 松本家
12	一一三二	阿三	阿三	○	元亨元年辛酉九月五日	右志者以下略、光明真言	二〇・〇	三一・〇	四・〇	完形	行田市荒木 木元家

番号	西暦	伊字	本尊	月輪	紀年銘	銘文、偈、真言等	高	幅	厚	所在地	
13	一一三二	金大	金大	○	元亨元年十月十六日	ケンカールピアキヤカラバア	九六・〇	二七・五	三・三	一欠	騎西町中種足 谷部家
14	一一三二	阿一	阿一	○	元亨元年辛酉十月日	アバラカキヤ	五五・〇	二一・〇	二・三	破片	鴻巣市 鴻巣東小学校
15	一一三二	阿一	阿一	○	元亨元年西十二月二十四日	光明真言	一〇〇・〇	二七・二	三・〇	完形	騎西町中種足 谷部家
16	一一三三	阿一	阿一	○	元亨二年戌六月日	アバラカキヤ	六三・三	二三・五	二・六	破片	吹上町本町 上岡家
17	一一三三	阿一	阿一	○	元亨三年癸亥十二月日	阿弥陀心呪	七六・五	二四・五	二・五	完形	鴻巣市下谷 矢野家墓地
18	一一三三	阿三	阿三	○	元亨四年甲子五月十五日	閉眼、光明真言	一三九・九	三二・六	三・五	完形	羽生市桑崎 斎藤家
19	一一三三	阿一	阿一	○	元亨四年七月十一日	アバラカ	三七・八	二五・七	二・四	破片	鴻巣市原馬室 太子堂
20	一一三三	阿一	阿一	○	元亨四年甲子七月一日	アピラウンケン	六二・八	二五・五	二・五	完形	羽生市下新郷 大光院
21	一一三三	欠	欠	○	元亨四年甲子七月十二日	アバラカケン	五八・二	二四・三	二・二	完形	吹上町下忍 吉田家
22	一一三三	阿一	阿一	○	元亨二年八月晦正	右志者立意趣者(以下略)	一八一・〇	三六・〇	六・二	破片	行田市野 満願寺(史料館蔵)
23	一一三四	阿一	阿一	○	元亨四年十一月廿六日	アバラカケン	七九・四	二二・二	二・三	完形	吹上町吹上 吹上中学校
24	一一三四	阿一	阿一	○	正中二年乙丑十一月廿四日	僧承園	五五・五	一八・一	二・二	破片	行田市野 築道下遺跡出土
25	一一三五	阿三	阿三	○	正中二年丙寅二月五日	光明真言	二八・四	三三・三	四・〇	完形	吹上町吹上 吹上町教育委員会
26	一一三五	阿一	阿一	○	正中三年丙寅八月廿一日	光明真言	一一三・〇	二七・五	三・二	完形	北本市深井 寿命院
27	一一三六	阿一	阿一	○	嘉暦元年丙寅十二月十二日	光明真言	四四・五	一八・五	二・〇	一欠	鴻巣市箕田 道永八幡社
28	一一三六	阿一	阿一	○	嘉暦二年丁卯七月九日	繪實正、光明真言	七五・〇	二七・八	二・八	完形	吹上町明用 観音寺
29	一一三七	阿一	阿一	○	嘉暦二年丁卯八月廿四日	アバラカキヤ	一一二・〇	三二・〇	三・〇	完形	加須市北橋崎 福田家
30	一一三七	阿一	阿一	○	嘉暦二年丁卯十一月十五日	アバラカキヤ	三〇・五	二三・五	二・〇	破片	騎西町道地 馬橋家
31	一一三七	阿一	阿一	○	嘉暦二年卯十二月十六日	アバラカキヤ	七六・〇	二四・五	二・〇	破片	桶川市倉田 明星院
32	一一三七	阿一	阿一	○	嘉暦二年卯十二月十六日	アバラカキヤ	七七・五	二五・四	三・一	完形	足立区前沼 東岳寺(他所より移動)
33	一一三七	胎大・阿	胎大・阿	○	嘉暦二年戊申卯月八日	右志者以下略	七〇・〇	二三・二	一・八	破片	騎西町中種足 谷部家
34	一一三八	阿一	阿一	○	嘉暦三年辰五月一日	アピラウンケン、アバラカケン	一四四・〇	五五・〇	二・〇	完形	羽生市本川俣 千手院
35	一一三八	阿一	阿一	○	嘉暦三年辰八月晦正	各明逆口十仏種子	八八・〇	二七・〇	二・五	完形	蓮田市下蓮田 墓地
36	一一三八	阿一	阿一	○	嘉暦三年辰九月十一日	光明真言	八三・〇	二九・〇	三・五	一欠	蓮田市下蓮田 花井家
37	一一三八	阿一	阿一	○	嘉暦三年辰九月十一日	光明真言	一〇四・〇	三三・〇	四・一	一欠	吉見町上細谷 原口家

- 書第十二集一九八〇
- 7 加須市『加須市史資料編I』二九八四
 - 8 川里村『川里村史資料編1 原始・古代・中世』一九九四
 - 9 川島町『川島町の板碑』川島町史調査資料第六集一九九九
 - 10 駒西町教育委員会『駒西町史考古資料編2』一九九九
 - 11 北本市教育委員会『北本市板碑調査報告書』北本市史編さん調査報告書第十六集一九九六
 - 12 鴻巣市『鴻巣市史資料編2 古代・中世』一九九一
 - 13 菅蒲町教育委員会『菅蒲町の板石塔婆』一九八〇
 - 14 吹上町教育委員会『ふきあげ板石塔婆編』文化財第三集一九八一
 - 15 館林市『館林市史館林城と中近世の遺跡』特別編第4巻二〇一〇
 - 16 行田市郷土博物館第20回企画展図録『板碑 中世の行田を探る』二〇〇六
 - 17 栗原文蔵『資料館所蔵の板碑について』(埼玉県立さきたま資料館『資料館報No.5』)一九七四
 - 18 埼玉県教育委員会『埼玉県板石塔婆調査報告書』一九八一
 - 19 國學院大學考古学資料館研究室『考古学資料館要覧 徳富蘇峰旧蔵資料』二〇〇一
 - 20 春日部市教育委員会『春日部の板碑』一九七八
 - 21 埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第二三二集『菅蒲城跡』一九九九
 - 22 小沢国平・栗原文蔵『埼玉県行田市門井川底より発見の板碑』(『歴史考古』第五号)一九六一
 - 23 鷲宮町史編さん室『鷲宮町の板碑』一九七六
 - 24 蓮田市教育委員会『貝塚の石造物・上蓮田の石造物I』二〇〇一
 - 25 川越市『川越市史第二巻中世編別巻板碑』一九八五
 - 26 吉見町『吉見町上巻』一九七八

図14 築道型板碑拓影図

凡例

- 一 図版は、銘文の判読を優先し縮尺は任意とした。
- 二 括弧内の番号は表2の番号に対応する。
- 三 掲載した拓本のうち、以下の番号の図版は、各関係機関個人から借用した。

野口達郎氏⑫・28・32、北本市教育委員会①・11・19・36・38、鴻巣市教育委員会③、嵐山史跡の博物館②・7・15・16・18・24・26・33・34・37、また、採拓にあたり、鴻巣市教育委員会、行田市郷土博物館、埼玉県立さきたま史跡の博物館をはじめ、各関係機関、所蔵者のご協力をいただきました。



1(1) 北本市深井 寿命院 (一三三三) 高五九・五

正和二年
癸丑二月
八日敬白



2(2) 川里町関新田 長松寺 (一三二四) 高八一・〇

正和三年 甲寅
八月時正



3(3) 吹上町吹上 吹上中学校 (一三二七) 高一〇三・〇

文保元年丁巳
七月廿日
孝佛為逆修



4(8) 鴻巣市箕田 道永八幡社 (二三三〇) 高六三・〇

(アバラカキヤ)
元応二年庚申八月日

5(12) 行田市荒木 木元家 (二三三二) 高二一〇・〇



(光明真言)

元亨元年辛酉九月五日
右志者為慈父道圓逆修

(光明真言)

6(18) 羽生市桑崎 蕭藤家 (二三三四) 高一三四・九



(光明真言)

元亨四年甲子五月十五日
眼閉

(光明真言)

7(20) 羽生市下新郷 大光院 (二三三四) 高六二・八



(アピラウンケン)

元亨四年 甲

子七月一日

8(21) 吹上町下忍 吉田家 (二三三四) 高五八・二



(アバラカケン)

元亨四年 甲

子七月十二日

(曳履の真言)

右奉造立
意趣者為
僧良弁逆
元亨二年甲子八月時正
修善根乃
至法界平
等利益也

9(22) 行田市佐間 史料館 (二三三四) 高一八一・〇



鎌倉時代末期の板碑の一事例（諸岡）



10 (23) 吹上町吹上 吹上中学校 (二三三四) 高七九・四

(アバラカケン)
元亨四年子
十一月廿六日



11 (26) 北本市深井 壽命院 (二三三五) 高一三・〇

(光明真言)
正中二年丙
寅二月五日



12 (29) 加須市北篠崎 福田家 (二三三七) 高一二・〇

(光明真言)
嘉暦二年
丁卯七月
九日為實正



13 (31) 桶川市倉田 明星院 (二三三七) 高七六・〇

嘉暦二年丁卯
十一月〇五日



14 (32) 足立区前沼 東岳寺 (二三三七) 高七七・五

(アバラカキヤ)
嘉暦二年卯
十二月十六日



15 (35) 蓮田市下蓮田 墓地 (二三三八) 高八八・〇

(アピラウンケン)
嘉暦三年戊辰五月一日
(アバラカケン)



16 (36) 蓮田市下関戸 花井家 (二三二八) 高八三・〇

(五種子)
嘉曆三年戊辰八月時正口明
(五種子) 逆



17 (46) 伊奈町 郷土資料館 (二三三九) 高八八・七

(アバラカキヤ)
嘉曆四年己巳十月廿二日



18 (48) 桶川市篠津 篠津共同墓地 (二三三九) 高一三三・〇

(光明真言)
元徳元年三年己卯月二十八日佛
(光明真言)



19 (50) 北本市下石戸下 共同墓地 (二三三〇) 高七一・六

(光明真言)
元徳二年 庚辰 八月廿日為 比丘
午 尼
(光明真言)



20 (51) 行田市埼玉 埼玉県立さきたま資料館 (二三三二) 高七三・五

(光明真言) 元徳三二
未正月十



21 (52) 行田市埼玉 埼玉県立さきたま資料館 (二三三二) 高一二二・五

(光明真言)
元徳三年未三月十三日
(光明真言)

22 (59) 行田市埼玉 埼玉県立さきたま資料館 (二三三六) 高九八・〇



(光明真言)
建武三年丙子二月十五日性阿逆修

23 (62) 川島町出丸中郷一二四七——吉田家墓地 (二三三七) 高九五・〇



右為彼塔婆者大日遍照之形念仏往生本意也自然始□劫已来□□□□之車称名念仏為 建武四年丁丑二依之且四恩法界一 月時正教道逆修切衆生結縁助成過去聖靈成等正覺頓証菩提乃至法界衆生平等利益也

24 (69) 桶川市下日出谷 知足院 (二三四二) 高八二・〇



曆応二 二年辛巳十月 八日道圓 逆修 (光明真言)

25 (70) 行田市佐間 史料館 (二三四二) 高二九・〇



五仏種子 曆応壬午五年四月日 逆修 五仏種子

26 (71) 蓮田市下関戸 養牛寺墓地 (二三四二) 高七九・〇



右為覺夜童女 出離生死故也 康永元年壬午 七月廿三日逝去

27 (79) 上尾市小敷谷 観音堂 (二三四八) 高一〇四・〇



貞和四年丁子九月一日 尼為妙西白敬



33(91) 羽生市須影 間仲家 (二三五六) 高二六・〇

(光明真言)
文和五年丙申六月日沙弥 希見
逆修



32(89) 加須市志多見 松村家 (二三五三) 高五五・〇

(アバラカケン)
文和二年巳
正月十三日



31(88) 足立区前沼 東岳寺 (二三五二) 高七四・三

観応三年
(光明真言) 壬辰十一
月廿三日



30(86) 鴻巣市登戸 勝願寺 (二三五二) 高七七・五

正平七年
壬辰二月
十三日妙尼



29(85) 鴻巣市登戸 勝願寺 (二三五二) 高五三・六

(アバラカキヤ) 正平六年辛卯
(アピラウンケン) 十二月十三
(アラハシヤナウ) 妙性
尼禅



28(82) 加須市大門町 龍蔵寺 (二三五〇) 高一〇八・〇

(光明真言)
観応元年庚戌十月十三日 善
阿

鎌倉時代末期の板碑の一事例 (諸岡)



39 (101) 桶川市舎人新田 灯明寺墓地 (二三六八) 高二一五・〇

光明遍照 十方世界
応安元年 戊申四月廿日
念仏衆生 撰取不捨



38 (100) 北本市本宿 小島家 (二三六八) 高五六・五

貞治七年
正月六日



37 (99) 川里町広田 小林家 (二三六四) 高七五・〇

(光明真言)
貞治三
年甲辰
八月十四日



36 (98) 北本市宮内 不動堂 (二三六三) 高八一・八

貞治二年
卯三月 (花瓶)
二日道覚



35 (95) 菖蒲町 菖蒲城出土 (二三六一) 高三三・〇

(光明真言)
延文六年 丑二月十日



34 (94) 川里町広田 石井家 (二三五九) 高四九・〇

(アバラカキヤ)
延文四年 亥
六月十日

40 (102) 川里町屈巢 藤村家 (二三六九) 高四四・〇



応安二

年丑

十一月廿一日

41 (103) 騎西町中種足 谷部家 (二三七六) 高七一・六



(アピラウンケン)

永和二年六月

廿五日道善

42 (123) 年不詳阿弥陀三尊 騎西町根古屋 観音寺 高七〇・〇



(もろおか まさる 熊谷市史特別調査員)

熊谷氏の系譜と西遷について

大井 教 寛

はじめに

日本における中世という時代がどのような時代であったかを分析する概念は、数多く存在する。特に武士及び武家政権という点に着目すると、中世国家論、鎌倉・室町幕府論、守護・地頭制論、御家人制論、在地領主制論、室町期にあつては一揆論、そして惣領制・族的結合論など様々な切り口から議論が行われ、膨大な量の成果があげられている。その中でも惣領制・族的結合に関する議論は、中世武士団がどのような結合体であったかを明らかにするための、重要な切り口であると考えられる。

その研究史は、戦前の法制史家による分析に始まり、戦後の社会経済史家の分析に受け継がれ、惣領の権限のあり方などが活発に議論された。その後、族的結合・家族論・「イエ」に関する議論へと展開され、さらに一族内

における女性の地位に関する研究が進み、現在までに多くの成果があげられている。

さて、それぞれの家に伝わる系図は、個々の武士団の族的結合を考える上で多くの情報を抱えているといえるが、その反面、後世における改ざんなどによる恣意的な操作を前提としたうえで、慎重な分析が必要であることは論をまたない。特に近世においては、いわゆる「系図屋」が商売として成り立つ背景があるなど、系図をもとにする議論は多分に難しい問題を抱えているといえる。しかしながら近年、系図を分析し、文献史料等とのつき合わせにより、より現実に近い形の系図に作り直し、中世武士団の族的結合を考察していく成果もあげられている。こうした研究対象となる中世武士団の一つに、熊谷氏があげられる。

国指定重要文化財「熊谷家文書」二五五点(他に関連史料として系図二点)^③を今に伝える熊谷氏は、その豊富な史料により、現在まで多くの研究者によって数多くの成果があげられている。中でも惣領制については特に錦織勤氏の研究が目される。氏はその議状等の分析を通して、「熊谷家文書」を相続してきた熊谷氏は惣領家つまり直系ではなく、庶子家つまり傍系ではないかとしている。さらに柴崎啓太氏は、熊谷氏における「仮名」に着目し、「熊谷家文書」と一緒に伝来している系図を再検討し、「仮名」を元に系図を作りかえる作業を行っている。そしてその分析から、熊谷氏における直系は近江国塩津庄熊谷氏の系譜につながるのではないかと結論付けている。^④

これらの研究成果を踏まえて、本稿では「熊谷家文書」を基礎史料に熊谷氏における族的結合や、一族の系譜とといったことについて見ていきたいと思う。なぜならば、錦織氏の研究以前の惣領制の議論の中では、「熊谷家文書」を相伝してきた熊谷氏が直実直系であるという前提のもとで議論されてきたが、錦織氏・柴崎氏の研究によりその前提そのものが崩れ、「熊谷家文書」や『統群書類

従」等に所収されている様々な熊谷氏に関する系図そのものを再検討する必要があるからである。さらに、直実直系であるという前提条件が崩れたことにより、これまでの「熊谷家文書」を利用した惣領制の議論そのものも、改めて見直す必要が生じていると考える。そのため、「熊谷家文書」の文書群としての構成から検討し、さらには一族内の系譜の問題などについて、南北朝・室町期に活躍した熊谷直経という人物を中心に、検討していきたいと思う。

一、「熊谷家文書」の構成について

まず、熊谷氏の族的結合について考える前に、その前提となる「熊谷家文書」の文書群としての構成と熊谷氏の系図について考えていきたい。

「熊谷家文書」は系図二点も含めると二五七点からなる文書群であるが、それらを史料中で主に関係する人物ごとに分類すると、直経という人物に関する文書が六二点と圧倒的に多いことがわかる。次に多いのは戦国期の信直に関する文書で五〇点をしめる。つまり古文書二五五点のうち、半数近くがこの二人に関連する史料である

ということがわかる。また、これらの史料を戦国期以前と以後に分けて考えると、戦国期以前の一二五点のうち実に約半分が直経に関する史料であるということがわかる。

信直に関しては周知のように、戦国期に安芸国の有力国人領主として活躍し、後に毛利氏配下として重きをなした人物で、熊谷氏の地位が安定した時期であるため、必然的に関連史料が多く残ることに疑問はないと思われる。

では直経に関する史料の概略を見たい。初見は嘉暦三年(一二三二)七月二三日の「関東下知状」^⑤で、最後が貞治四年(一二六五)九月八日の「熊谷直道(直経)議状」^⑥である。つまり直経が史料上に登場するのは、鎌倉末から南北朝・室町初期の激動の時期であることがわかる。

次に直経関係の史料を内容によって分けると、一番多いのは所領関係の史料で四〇点、次に軍事関係の史料が一六点、そして相続関係の史料が六点と分類することができる。軍事関係の史料が多いのは、南北朝の動乱時において着到状や催促状などが多く発給されるからで、所領関係の史料が多いのは、動乱における勲功で全国各地

に所領を得、その所領を守るための相論などが起こったため点数が多いと考えられる。それらの個々の史料については、次章以降に熊谷氏内の族的結合などを分析していく中で触れ、その分析を通して直経の熊谷氏内での位置について考えていきたいと思う。

次に熊谷氏の系図について考えていきたい。系図については、後世の作為により操作が行われていることが非常に多く、取り扱いに慎重を期さなくてはならないのは言うまでもないが、であるならば、系図を操作した人物の意図がそこに読み取れるということも考えられる。そこで「熊谷系図」^⑦を見ていくと、直経の前の代までは兄弟親類関係について非常に詳細に書かれているのだが、直経から堅直に至るまでの五代分に関しては兄弟親類関係の記載が全く無く、その後宗直になって兄弟関係の記載が見られ始め、先ほど触れた戦国期の信直以降に再び兄弟親類関係についての詳細な記述が見られるようになるという特徴がある。

この理由を考えるといくつかの可能性が考えられるが、直経から堅直までの「系図」の記述に何らかの操作があった、あるいは直経の時に一族中に何らかの大きな動

きがあったために、直経以後の詳細な記述ができなくなった、つまり族的結合に大きな変化があったのではないかとということが考えられる。そしてその後信直の代になつたときに、毛利氏の重臣としての地位が固まり、熊谷氏として安定した時代が訪れたこともあつて、詳細な系図が再度書かれ始めたかと推測することができるのではないだろうか。

この推測を踏まえて、直経という人物についてさらに熊谷氏内部での位置について検討をしていきたいと思う。

二、熊谷直経の位置づけについて

次に、一章でみた熊谷直経が、熊谷氏の族的結合においてどのような役割を果たしたのか、直経関連の史料について個別に触れながら考察していきたいと思う。そのために、まず南北朝・室町時代の動乱期における軍忠状などの軍事関係史料をもとに考えていきたい。

〔千葉城着到案文〕
〔端書〕

野依ノ藤六殿取置口

為誅伐大塔宮并楠木兵衛尉正成、可馳參之由、被仰下候

つまり、直経は一族の従兄弟関係にある人物と自らの配下を率い、南北朝の動乱に参加したことがわかる。このことは、直経が自らに近い範囲の一族等に対して軍事指揮権を有していたということを示している。

これらの史料に対して、次の史料を見てみたい。
熊谷小四郎直経代同太郎次郎直久申

右、可令退治四ヶ国凶徒之旨、被下 綸旨之間、彦三郎直清為大將、就被追討所之 朝敵等、元弘三年五月十二日直久相共罷向丹後国熊野郡浦家庄、押寄二階堂因幡入道之城郷、令追討畢(中略)直清為四ヶ国之大將、付四ヶ国軍勢等着到被進之、所見分明之上者、賜御証判、可備後日亀鏡候、恐惶謹言

元弘三年五月廿日 平直久状(裏花押)

御奉行所

〔証判〕

「加一見了(花押)」

これは後醍醐天皇の綸旨を受けて、丹後、丹波国等の朝敵である「四ヶ国凶徒」に対し、熊谷直清を大將として率いられた軍勢に、直経の代官として参加し勲功を挙げた直久の軍忠状である。つまり、この軍勢を率いているのは「系図」上の直実直系とされる直経ではなく直清

之間、熊谷小四郎直経召具一族平次直氏、六郎直朝、五郎四郎直員等、自去二月廿五日迄于同廿八日、於大手木戸向楠木城郷口相戦、以数十枚楠土石、最初埋堀、抽夙夜之忠勤候之条、証人分明候、将又、同召具彼一族等、閏二月五日馳向千葉城、於大手堀鏖相戦、擣矢倉、致終夜之忠勤候之条、又以証人数輩分明候、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

正慶二年閏二月八日 平直経

進上 御奉行所口

この史料は、直経が一族中の直氏、直朝、直員等を率いて、護良親王と楠木正成の追討のために参戦し、軍忠をあげたことについて、正慶二年(一三三三)に鎌倉幕府の奉行所へ進上した軍忠状である。この三人のうち、直員については確認できないが、平次直氏と六郎直朝については「系図」を見ると、直経の父直満の弟直義の息子に「平次」が、さらに直満の弟時直の息子に「六郎四郎直朝」という人物が見受けられる。またこの史料の他に、正慶二年閏二月二十七日付の「熊谷直経合戦手負注文」に道山左衛門二郎経行、長尾又太郎有能、中平三景能などの人物が見受けられ、道山以下の三人は直経の配下として共に行動していたと考えられる。

であり、さらに直経の代官である直久を率いているということは、直清は直接的にはないが、間接的な関係として直経も事実上その指揮下に収めていたのである。そしてこの直清は「四ヶ国之大將」として着到をつけるなど、公的にきわめて重要な地位にあつたということがわかる。

言い換えれば直清の軍事指揮権が族的結合を根拠とする軍事指揮権ではなく、「四ヶ国凶徒」を討伐するための公的に任じられた「大將」としての軍事指揮権であるのに対し、直経はあくまでも直経の親族の範囲、自身に近い族的結合の範囲での軍事指揮権の発動として、代官直久を派遣していることがわかる。そこには、「系図」上の熊谷氏直系である直経が、鎌倉期以来、地頭補任などを通じて全国各地に散らばった熊谷氏一族全体トに対して影響力・軍事指揮権を掌握しているわけではないことを示しており、さらには直清のように公的な要職にくほどの存在ではなかったことを示していると考ええる。

この直清に関しては「系図」を見てみると、直実の息子の一人とされる直勝から数えて五代目、直経の一世代前に直清という人物がおり、仮名を「三郎左衛門」として

る。つまりこの「系図」を信じるならば、三入庄におけるいわゆる新庄系の流れを汲む人物に直清がいるのである。それは「系図」上の直実直系である直経が、「系図」上の直実傍系である直清に軍事指揮権を持つていないことになり、公的な地位としても傍系の直清が直系の直経を指揮下に納めるといふ、逆転現象が起こっているのである。これは例えばそれぞれの系譜が東北地方と九州地方というように本拠地となる所領が全く違う遠隔地にあつた場合は、族的結合が弱められ、直系、傍系の逆転が考えられるが、この直経と直清の場合は、三入庄のうちの本庄と新庄というように隣接した土地を所領としている中での逆転現象であるため、両者の関係、そして直経の「系図」上の直系としての権限を考える上で非常に興味深いと思われる。

さらに、直経と直清の関係について、次の史料を見てみたい。

熊谷小四郎直経申安芸国三入本庄半分地頭職事、
右、如直経申状者、当庄者、依曩祖熊谷平内左衛門尉直国承久討死之功、曾祖父凶書助入道西忍（通名）千原九押領以来、直経五代相伝、知行無相違、仍関東御下文以下、元弘安堵御

牒等分明也、将又、元弘最前馳参御方、於今抽数箇度軍忠之條、御感御教書、一見状等柄焉也、而熊谷三郎左衛門尉直清（通名）申給当庄之条、難堪之次第也、凡元弘以来、至八幡合戦、致度々軍忠之上者、可全知行之由、欲蒙御成敗、直清亦就抽度々軍忠、為彼賞所給御下文并御施行也、被止直経之訴、可被沙汰付下地之旨、直房（通名）称之、爰如直経所進承久三年九月六日関東下文、寛喜三年三月八日同下知状、正安元年十月十二日六波羅下知状、嘉暦三年七月廿三日関東下知状、建武元年六月十日御牒者、当庄地頭職直経代々伝領者、西忍承久押領以後、带寛喜正安嘉暦下文下知状、子孫相伝当知行依無相違、建武元年既成給御牒畢、加之軍忠又無子細歟、然則当庄半分、如元直経可令領知之状、下知如件、

曆応元年九月十一日

源朝臣（通名）（花押）

この史料は、曆応元年（一三三八）の足利直義の下知状である。これによれば、直経と直清の子息直房との間で、三入本庄半分地頭職に関する相論が行われていることがわかる。直房の主張は、父直清の軍忠、つまり先に見た元弘三年の軍忠状の内容の、「四ヶ国凶徒」を討伐した時

の大將としての軍忠に関連してと考えられるが、これにより三入本庄半分地頭職に関する下文を得たので、直経の所領支配を停止するように求めている。これに対して直経は、承久年間以来の安芸国三入庄における所領安堵に関しての文書類を根拠に、直房の主張を避けるよう求め、その結果、直経の主張に沿って足利直義がその裁定を下している。

この史料から、直房は鎌倉期以来代々三入本庄を自己の系譜の所領としていたわけではないことがわかる。裏を返していえば、直房系の系譜は、一族の所領支配の観点から考えると、直経の系譜とは全く別個の所領支配の系譜を引く熊谷氏の一族であつたことが考えられるのである。そうでなければ、直房は父直清の軍忠を引き合いにし、代々三入本庄半分地頭職に関する安堵状を根拠とすればいいわけである。そうしなかったのは、直房系は直清以前に関しては、三入本庄に関する所領支配を行っておらず、当然三入本庄に関する所領保持を証明するだけの文書・由緒を持つていなかったと考えられるのである。

これらの史料から、熊谷直経という人物が南北朝・室

町期において「系図」上の直実直系でありながら、熊谷氏全体の軍事指揮権を掌握していたわけではないが、自らに近い一族の範囲で軍事指揮権を掌握していたことが判明したと考える。

次に、所領関係の史料について見ていきたい。直経の所領関係の史料をまとめたのが次の表である。まずこの表を見るにあたっての留意点であるが、南北朝・室町期の文書伝達について、將軍・幕府↓守護への御教書・奉行人奉書、守護↓守護代への施行状、守護代↓守護使への遵行状、守護使↓知行人への打渡状という流れがあり、そしてその返答としての請文が知行人から守護使・守護代へと上がっていくというシステムがある。そのため日付が近い史料に同一の所領・地頭職が記載されているが、関連資料としてまとめずに、煩雑に見えるかもしれないがそれぞれ一点ずつ表に示すこととした。

この表から直経にかかわる所領・地頭職関係の地名を見ていくと、武蔵国熊谷郷、安芸国三入庄のほか

・美濃国有武東郷内金光寺

・同国鵜飼庄地頭職

・上野国高尾村地頭職

象地があくまでも三入本庄内に関連しており、三入新庄との相論は見受けられないという点が上げられる。

これらのことから安芸国三入庄は、直時が地頭職に補任されて以来、代々譲渡されてきた所領ではあるが、直経の所領関係史料に見受けられる所領保持に対する懸命さから、直経にとつてみれば、代々譲渡されてきた「名字の地」である武蔵国熊谷郷や、自己の力で広げた全国に散らばる所領の中でも、非常に重要な位置を占める所領であることが想像できるのではないだろうか。そこに直経自身の求めるアイデンティティ、抛り所となる何らかの理由があるのではないかと推測できる。それについて次章で熊谷氏の系譜の問題を見ながら考えてみたい。

三、熊谷氏の系譜について

承久の乱での直国の勲功により、直時が承久三年(一二二二)に安芸国三入庄の地頭職に補任されたことから熊谷氏の三入庄支配が始まり、その後兄弟間の相論によって三入庄地頭職のうち三分の二を直時に、三分の一を祐直に配分することとし、それぞれを三入本庄、三入新庄と呼んで支配を続けていたことは周知のことであるが、

「書」中には現存していない(に)、「直満が有していた所領を直継及び直経で半分ずつ相続した後、それぞれに子がいないまま、兄弟に何かあった場合は、兄弟のどちらか一方が、その一方の相続分も相続するように」と記されていたとされる直満の「誠句」、つまり遺言である。この文言の存在が、直経と直経の継母である尼眞継との相論を引き起こす最大の原因となるのである。

そこで相論の流れをまとめてみたい。まず子がないうま元亨二年(一二三三)に直継が亡くなったとき、亡くなった直継の所領を受け継いだ直経が、その熊谷郷内の知行分を、母尼である眞継に押領されたことについて幕府に訴えた。しかし眞継の代官である了心が、直継の所領については眞継が一期相続した後、息子である虎一丸に譲与することを主張した。

しかし、この虎一丸については、直満が直経に遣わした七月二一日付(年記不明)の自筆「和字状」に、「余次(直継)が子の虎一丸は、この一四日に亡くなってしまった云々」、同じく二七日付「和字状」には「禁忌のこと、どれくらいの間すべきであるうか、云々」とあり、虎一丸が亡くなったことは明らかで、この相論での虎一丸が生きてい

は熊谷氏がいつの時点で、どのような理由により武蔵国から安芸国にその勢力基盤を移していったかという点についてみていきたいと思う。そのために「熊谷小四郎直経与継母尼眞継代了心相論眞継亡息余次直経所領事」の事書から始まる嘉暦三年(一二三二)七月二三日付の関東下知状について見ていきたい。これは熊谷氏内における所領支配に関する史料の一つとして大変重要な史料であり、熊谷氏の系譜の問題を考える上でも非常に重要な史料である。長文であるので史料全文は掲げず、内容の紹介と大意を見ていきたい。

この史料の内容は、亡父直満の所領である「武蔵国熊谷郷内田屋敷、同国木田見郷内田在家、美濃国金光寺内田畠、安芸国三入本庄内田地、同国吉木村三分一」等に関して、生前の直満が、息子である直経とその弟である直経に所領を半分ずつ譲った後、直満死去後の元亨二年(一二三二)に、子ができないまま直継が亡くなったため、直継が譲り受けた所領を今後誰が相続するのかという点についておきた相論である。

この相論における一番の判断基準は、史料の文言にある徳治三年(一二〇八)四月二一日付の讓状(熊谷家文)という眞継側の主張は偽りであると主張した。この意見が問答の場でも通り、眞継側が虎一丸は生きています「虚子」を構えていることが明らかとなった。

さらに数日の後、眞継側が持参した書状の端書から、亡くなった子は虎一丸ではなく別の子であると主張した。しかしながら幕府側から眞継側へ直経の子は一人なのか、二人なのかはつきりとしてから異議を申し立てるよう忠告があったにもかかわらず、虎一丸のほかに子がいたことについてついに申し述べず、子どもが一人であることが確定し、この書状が「謀書」であることが判明した。

ここまですべての相論における主要な流れであり、幕府の判決としては、眞継側の「虚子」を構えたこと、さらには「謀書」の咎により、眞継が遠流に処せられている。

この相論における全体を通じてのポイントは、いうまでもなく直経に子がいたのかどうかという点である。そのため、眞継側としては直経の子が亡くなっていったにもかかわらず、生きていようような主張、いわゆる「虚子」を構え、また直経の子は一人ではなく、他にも子がいたと「謀書」を作成するような画策を行い、直経の相続分を直経に相続させないように様々な工作を行ったのである。

さらに注目したいのは、「虚子」を構えるだけではなく、子が一人ではないなどと「謀書」を作成するなど、何故そこまでして眞継が直継相続分を得るための画策をしたのか、直経との対抗関係を築いたのか、という点である。その理由は事書にあると考えられる。つまり「熊谷小四郎直経と継母尼眞継」とあるように、眞継は直経の「継母」であり、実母ではなく、直継と直経は異母兄弟なのである。そこで「系図」を見てみると、直経の母は「こはや川息女」とある。小早川氏はいうまでもなく安芸国の有力な在地領主として勢力を持つており、戦国期には毛利氏と血縁関係を結ぶことはいわゆる「三本の矢」として毛利氏を支えたことは周知のことである。直経は母方の血筋としてその流れをくむということであり、直経は武蔵国(西)熊谷郷よりも安芸国三入庄に非常に近い人物であったことがわかるのである。そのため、眞継は実子直継の異母弟である直経に対して非常に強い対抗関係を築いたのである。

そこで(西)熊谷郷の支配に関して、直経の先代にあたる直満に関連する史料を見ると、例えば鶴岡八幡宮の放生会用途銭に関して(西)熊谷郷の負担分に関する史料²³³や、直満と発智二郎後家尼明法代乗信との熊谷郷の年貢

り、この婚姻形態によつて熊谷氏の安芸国人衆としての地位を補強し、家臣団の組織を秩序立てる役割を担っていたためであると結論付けている。

このように田端氏が室町期からと指摘した安芸国人領主との関係は、とりもなおさず直経の活躍した時期からであり、何故、直経から安芸国との関係が強まったかということは、先ほど見た相論で直経側、三入庄に近い人物側が勝利したことによる熊谷氏内部の勢力関係、地縁関係の変化によるものだと考えられる。こうした熊谷氏内部の系譜にかかる大転換によつて、田端氏の指摘するような婚姻形態が生じたと考えられるのではないだろうか。

つまりこの嘉暦三年の相論は、直満の代まで「名字の地」として所領支配の中心を武蔵国(西)熊谷郷の屋敷地に置き、(西)熊谷郷以下の所領を代々相続してきた、いかなれば(西)熊谷郷系の系譜と、母方の血筋の関係から、安芸国三入庄に近い三入庄系の系譜を引く直経との間の、熊谷氏内部での主導権争いとも考えられ、この相論に勝った三入庄系の直経が主導権を握ることで、鎌倉幕府倒壊、南北朝の動乱とあいまって熊谷氏は本格的な西国移

課役に関する相論²³⁴などが見受けられる。いずれも直満の熊谷郷への直接支配を考えさせる史料であり、直満の代までは一族における意識も(西)熊谷郷重視の考え方で、三入庄へは代官による支配を行っていたと考えられる²³⁴。

しかしながらこの嘉暦三年の相論裁定の結果、直経が亡くなったことで、これまで熊谷氏が代々譲渡してきた「名字の地」である武蔵国(西)熊谷郷と「勲功の地」である安芸国三入庄とを、母親が「こはや川息女」である直経が継ぐという、熊谷氏の系譜を考える上で非常に重要な転機が訪れるのである。これにより直経の時に西国移住したと考えられる史料があることから²³⁵も窺えるが、熊谷氏の本拠を西国に移していく動きが一気に加速し、武蔵国(西)熊谷郷に対する熊谷氏の直接支配が薄れていくのである。

この小早川氏との関係については、田端泰子氏が中世における女性の地位と役割に注目して婚姻関係の分析を行っている²³⁶。氏は室町期の熊谷氏の当主の妻が安芸国人衆から出自していること、庶子、女子は国人領主かその重臣クラスと婚姻を結んでいることを指摘している。これは熊谷氏の当主が安芸国の国人衆と国人一揆を結んでお

住を進めていき、安芸国の国人領主層との関係も深めていくと考えられるのである。そのため、表で見たように直経に関連する所領関係の史料には、安芸国三入庄に関連する史料が数多く見受けられ、それとは逆に、武蔵国(西)熊谷郷に関連する史料は、讓状に他の所領と列記される以外はほとんど見受けられなくなるという傾向が生じるのである。

そのことは、明德二(一三九一)年三月四日の安芸国三入庄における本庄系と新庄系による一揆契状²³⁷からもわかる。この一揆契状については大饗亮氏が分析を加えている。氏は族的結合との関連の中で、「本庄殿」と「新庄方」の血縁関係の希薄さを他の史料から導きだしながらも、一族一家たる意識の存在を高く評価し、この史料によつて族的結合が再現し、連合形態による広い血縁的組織を完成させたとし、この史料は独立した個々の家の一族契約であるとしている²³⁸。

確かに、そういう側面もあるが、熊谷氏の系譜を考える上では、この史料以後にも「熊谷家文書」の中に(西)熊谷郷に関する史料が見受けられるにもかかわらず、一揆契状に名を連ねている人物が「新庄方」と「本庄殿」という安

芸国三人庄に関する人物だけであり、そこに「熊谷郷」という記述が見出せない点に着目したいと思う。つまりこの一揆契状の記述は、相論での直経側の勝利によって、(西)熊谷郷系の系譜が三人(本)庄系に溶け込んでいったことを示すと考えられ、熊谷氏における諸流の中的地縁的な関係、一族内におけるそれぞれの系譜の、本拠となる所領の近い関係で連合体を結成したことを示す一揆契状であると考えられる。そしてこの時にはすでに「本庄殿」が「名字の地」たる(西)熊谷郷系ではなく、「新庄方」と同様に三人庄系であったため、一族内における個々の「家」の、地縁的な関係によって一揆契状を結び、「勲功の地」三人庄を自分たちの系譜の本拠と最終的に定めた史料であると評価できるのではないだろうか。

また一章で触れた「熊谷家文書」に収録されている「系図」の問題に触れたい。つまり「系図」をみると、

…直経—直明—有直—信直—堅直—宗直—

と系譜が示されている。これについて田端氏は信直に「直経養子」、宗直に「直経実子」と註をつけている。しかしながら「系図」をみると直明の註に「後八宗直」とあり、直経の貞治四年九月八日の讓狀(まじ)にある「実子小四郎宗直」と同

一人物と考えられ、そしてさらに宗直(直明)から有(在)直への讓渡が確認でき、その後は「系図」のとおり有直から信直へと所領が讓渡されていたと考えられる。

このような系譜が綴られていながら、この数代の間においてそれぞれの兄弟・親類関係の記述が皆無であることは、直経の時の劇的な系譜の変化に伴う「系図」への作為が考えられるのではないだろうか。つまり、自身の系譜が「名字の地」たる(西)熊谷郷系を代々受け継いできた直系であるという「由緒」を「系図」に求めるがゆえに、一族内の主導権を握った三人庄系の直経以降の数代に関しては、南北朝・室町初期の動乱や、所領の悔い返しなどの一族内の不安定要素により兄弟・親類関係の記述ができなかったと考えられるのではないだろうか。そして、「系図」の註をみると母が毛利氏である宗直の代から兄弟関係の記述が見え始めるのは、毛利氏と婚姻関係を結ぶことで安芸国の国人領主としての地位を固めた熊谷氏の、安芸国における政治的な安定が「系図」上の記述にも表れていると考えられるのではないだろうか。

これらのことから、直経という人物は熊谷氏の族的結合、その後の所領支配の中で非常に重要な位置を占めるであろうことを推測した。

さらに直経の時に異母兄である武蔵国(西)熊谷郷系の直継が早世することで、小早川氏を母に持つ安芸国三人庄系に非常に近い直経が武蔵国(西)熊谷郷系の所領を相続し、それ以後、熊谷氏の(西)熊谷郷に対する支配が加速的に薄れていく状況を生むことを指摘し、そのことが「熊谷家文書」所収の「系図」にも大きな影響を及ぼしているであろうことを指摘した。これらのことから、熊谷氏の族的結合や所領支配を考える上で、直経という人物が非常に重要な位置を占め、この直経によって熊谷氏の所領支配・系譜の大きな転機が訪れたということも合わせて指摘した。

と考えられ、このことは、中世武士団の所領支配において、その本拠地が移り変わる時の一つのモデルケースになると考える。つまり、「名字の地」、根本所領としていた土地から、「勲功の地」として新たに獲得した土地へと本拠地が移り行くとき、「勲功の地」に血縁的、地縁的に近い人物がその一族内の主導権を握ることにより、「名字の地」から離れていくという一つの事例として示すことができると思われる。

おわりに

さて、ここまで「熊谷家文書」の分析を通して、熊谷氏の族的結合、系譜の問題について見てきた。

まず「熊谷家文書」の文書群としての分析から、戦国期以前の史料の約半数が、鎌倉幕府倒壊期から南北朝動乱期に活躍する直経に関する史料であることを指摘した。

次に直経関連の史料のうち、軍忠状等の軍事関連史料の検討から、直経という人物が、自分に近い近親者の範囲においての軍事指揮権を握っているが、全国に散らばる熊谷氏全体を指揮下に収めているわけではなく、それぞれの熊谷氏がそれぞれの「家」として別個に行動してい

この熊谷氏に関する分析を通して、惣領制、族的結合という従来の概念を一般化することも必要だが、個別の武士団における所領相続に関する分析が必要であると考える。それにより、より具体的な中世武士団の一族内の動きが理解できるのではないかと考える。また今回の直経の場合のように、系図の分析に際しては父系ではなく母系に関する視点も合わせて考えていく必要があると考える。

今回は系図の詳細な分析と再構成などについては考察できなかった。さらには惣領制の關係で言えば、一族中の所領支配などといった権限については、本稿の性格から触れることができなかった。今後はそうした点についても分析を行い、一つの中世武士団の動きを明らかにできればと思う。

註

(1) 惣領制の議論に関しては、羽下徳彦『惣領制』(日本歴史新書、至文堂、一九六六年)が、戦前から戦後にかけての議論をまとめている。また、惣領制に関する研究として、河合正治『中世武士社会の研究』(日本史学研究叢書、一九七三年)、最近では田中大喜『惣領職の成立と「職」の変質』(『歴史学研究』八五一号、二〇〇九年)など多数あり、族的結合の研究としては、鈴木国弘『在地領主制』(雄山閣、一九八〇年)、同『族結合の中世的特質とその展開』(『史叢』二・三・一四合併号、一九六九年)、同『中世前期一族結合の研究視覚―惣領制をどう問題にするか―』(『日本歴史』二八二、一九七一年)などの鈴木氏の一連の業績、岸本光子『鎌倉期在地領主層における族的結合の構造』(『中央史学』九、一九八五年)など多数ある。さらに、女性史の分野として近年の大きな成果は、『日本女性史大辞典』(吉川弘文館、二〇〇八年)の刊行があげられる。

(2) 近年の成果としては、峰岸純夫・入間田宣夫・白根増大編『中世武家系図の史料論』上・下(高志書院、二〇〇七年)の刊行があげられる。

(3) 『大日本古文书』家わけ一四に収録、以下「熊谷家文書」は「熊」と表す。

(4) 熊谷氏の安芸国三入庄に関する領主制論としては、清水久夫「東国御家人熊谷氏の西国移住について―安芸国三入庄を中心として―」(『法政史論』四、一九七七)、佐藤和彦「南北朝内乱史論第八章(東京大学出版会、一九七九年)に詳しい。また武蔵国熊谷郷、そして熊谷氏の系譜に関する論文としては、鈴木哲雄「武蔵国熊谷郷における領主と農民」(『地方史研究』一六三、一九八〇年)、錦織勲「安芸熊谷氏に関する基礎的研究」(『日本歴史』四三七、一九八四年)、高橋修「中世前期の在地領主と「町場」」(『歴史学研究』七六八、二〇〇二年)、同「武蔵国における在地領主の成立とその基盤」(『中世東国の世界 I 北関東』高志書院、二〇〇三年)、高橋和弘「熊谷氏の惣領制の展開」(『日本史攷究と歴史教育の視座』日本史攷究会編、二〇〇四年)、林讓「熊谷直実の出家と往生とに関する史料について―吾妻鏡史料批判の一事例―」(『東京大学史料編纂所研究所報』一五、二〇〇五年)、柴崎啓太「鎌倉御家人熊谷氏の系譜と仮名」(『中央史学』三〇、二〇〇七年)、拙稿A「鶴岡八幡宮領武蔵国熊谷郷における請所」(『日本歴史』七二二、二〇〇八年)、同B「熊谷氏の地頭補任に関する一考察」(『埼玉地方史』五九、二〇〇八年)など多数ある。

- (5) 錦織氏前掲註(4)参照。
- (6) 柴崎氏前掲註(4)参照。
- (7) 「熊」四六号。
- (8) 「熊」九二号。
- (9) 「熊」と一緒に伝えられている系図を使用。これ以降、文中の「系図」とは特に指定しない限りこれを指す。
- (10) 「熊」四〇号。
- (11) 「熊」四一号。
- (12) 「熊」三六号。
- (13) 熊谷氏は(西)熊谷郷系、三入庄系のみならず、近江国塩津庄系、三河国宇利庄系、陸奥国本吉系など全国各地に存在するが、現在柴崎氏が提起した、「系図」の問題が生じており、どの系統か限定できないため、便宜上「熊谷氏全体」と表現しておく。
- (14) この「系図」に関しては、柴崎氏が前掲註(4)の研究で「系図」を作り直す作業をしており、直清が新庄系なのか、それとも別の系譜をひくのか、今後の研究が待たれる。
- (15) 「熊」六一号。
- (16) 道山氏に関して、経行は「熊」五五号など、重行は「熊」六七号など。源慶は「熊」六九号。
- (17) 前掲註(8)参照。
- (18) 例えば、地頭職安堵に関しては「熊」五〇号など。相論に関しては「熊」七〇号などが見受けられる。
- (19) 「熊」四一号など。

- (20) 「熊」七号。
- (21) 前掲註(7)参照。
- (22) 「熊」二四号。熊谷氏及び熊谷郷と鶴岡八幡宮との関係については、拙稿A前掲註(4)参照。
- (23) 「熊」二六号。
- (24) 清水氏前掲註(4)の中で示唆している。それまでは鶴岡八幡宮の請所であることもあり、(西)熊谷郷に本拠を置いていたものと考えられるため、筆者も三入庄は基本的には代官による支配を行っていたと考えている。
- (25) 「熊」三七号。この史料の位置づけについては佐藤氏前掲註(4)参照。
- (26) 田端泰子「中世における女性の地位と役割―婚姻形態を通じて―」(『橘女子大学研究紀要』二〇、一九八二年)。
- (27) 「熊」一〇一号。
- (28) 大饗亮封建的主従制成立史の研究第六章第二節(風間書房、一九六七年)。
- (29) 「熊」一〇四号。
- (30) 田端氏前掲註(26)。
- (31) 前掲註(8)参照。
- (32) 「熊」一〇四号。

※本稿作成にあたり、高橋修氏にご指導いただいた。また、蛭間健悟氏にご助言、ご批判いただいたこの場を借りて感謝申し上げます。

(おおい のりひろ 熊谷市立熊谷図書館主査)

熊谷市史編さん委員会・編集会議・専門部会 報告

I 熊谷市史編さん委員会報告

日時 平成二二年一〇月二三日(水)午後二時
場所 熊谷市中央公民館 三の一会議室

【概要】

・委嘱状交付

(平成二二年七月七日より、市民団体代表の委員が、小林芳雄氏から山口良之氏(いずれも、自治会連合会推薦)に交替となった。)

・教育長あいさつ

・会議内容

〈報告〉

(1) 平成二〇年度第一回熊谷市史編さん委員会(平成二一年一〇月一日)以降に行われた熊谷市史編集会議の開催状況及び考古・古代・中世・近世・近代・現代・民俗の七つの専門部会会議開催状況・調査活動状況について事務局から報告をした。

専門部会活動状況について、考古専門部会長から資料編の執筆要領及び関連資料について補足説明がされた。

(2)事務局が行った基礎調査等について

古文書調査・民俗基礎調査・行政文書整理保存・中世石造物調査の状況及び熊谷市史研究第2号を刊行したことについて事務局から説明を行った。

II 熊谷市史編集会議報告

日時 平成二二年二月二八日(日)午後二時
場所 熊谷市立熊谷図書館 第二講座室

【概要】

- 1 経過報告
- 2 熊谷市史編集委員会設置規則の改正について
- 3 各専門部会進捗状況
 - ・各専門部会より、進捗状況・課題点等を報告
- 4 事務局が行う基礎調査の活動状況
 - ・古文書・民俗基礎調査、行政文書収集等の報告
- 5 平成二二年度の計画について
 - ・仏像・仏画調査について、平成二二年度には、計画等を検討し、早く実施すべきとの意見が出た。

- 6 市史研究について
- 7 その他

・市史の意向を把握するため、市民アンケートを実施すべきとの意見が、全会一致の賛同を得た。平成二三年度の実施を目指すこととなった。

(文責 蛭間 健悟)

〈議事〉

熊谷市史資料編2古代・中世の体裁について

中世専門部会の高橋専門委員から熊谷市史「資料編2古代・中世」の目次案及び体裁について提案説明を行なう。内容は、本編のほかに熊谷家文書、別府家文書、市内所在の中世文書、古代専門部会が調査した木簡等を掲載した写真集を別冊として、また熊谷家文書所収蓮生讓状を原寸で印刷した付録を添付し箱入りにしたいと説明する。

委員から「写真集を別冊にするのは良いが原価が高くなるのでは、市民が手に入れやすい価格設定を」と意見が出され、「仕様等を考え手に入りやすい価格設定ができるよう検討したい。」との答弁がなされた。

他に、「別冊・付録が付くことで購入してもらえる好材料になる。」「付加価値が付くので賛成である。」「この意見が出され、市史編さん委員会の総意として写真集を別冊として刊行することが望ましいとの結論に至った。

(文責 山本 喜久治)

Ⅲ 専門部会活動報告

一 考古専門部会

考古専門部会長 柿沼 幹夫

一 考古専門部会の開催

第一回を平成二二年六月五日に開催し、資料編執筆要領案、今年度資料調査・執筆遺跡の検討を行った。昨年度から一部遺跡の執筆を試みているが、今年度も実際に執筆を進めながら執筆要領(案)を補正し確定を図っていくこととした。また、今年度から遺跡研究に欠かせない地形・地質の特別調査員として清水康守氏が特別調査員として加わることになり、その紹介を行った。

第二回は、今年度割り当ての市史研究第三号に掲載するために企画した座談会の開催と討論内容について協議した。

二 座談会「荒川の流路と遺跡」の開催

北武蔵地方の遺跡の形成を考察する場合、荒川新扇状地の形成と流路の変遷、その時代を明らかにすることが重要な研究テーマとなってくる。清水康守氏が作成した

地質調査を土台とする地形図に、各専門調査員が時代ご

とに遺跡をマッピングして読み取れる情報について討論を行った。先行研究の水準が明らかになるとともに、新たな課題が浮き彫りされた有意義な座談会となった。今号に掲載されているので、ご批判・ご叱正をいただきたい。

三 出土資料の実測調査

未報告資料や既報告でも修正が必要な資料について、実測調査を進めることとし、今年度は古墳出土資料について実測調査を行った。鎧塚古墳墓前祭祀出土品(須恵器、土師器)、女塚古墳出土埴輪、旧妻沼町古墳出土品等の資料化を図ることができた。

四 その他

原稿・図版、遺物実測図、地図、写真資料等についてはデジタル化を進めている。

また、資料編では、三友国五郎氏や小澤国平氏などに代表される熊谷市にまつわる考古学研究者を取り上げる予定であり、今後資料収集に努めてまいりたい。

二 古代専門部会

古代専門部会長 宮瀧 交二

本年度の古代専門部会は、前年度に引き続いて平成二三年度に予定されている『熊谷市史 資料編2 古代・中世』の原稿執筆に向けての調査・研究活動を中心に行った。本年度からは専門調査員に新たに一名(石津輝真氏)が加わって計四名となり、万全の体制となった。

本部会が調査・研究の対象としているのは、古代武蔵国の関係史料、とりわけ幡羅郡、大里郡、埼玉郡、男衾郡関係の史料であるが、昨年度から実施している『新編 埼玉県史』や昭和三八年刊行の『熊谷市史 前編』、そして旧妻沼町、旧大里町、旧江南町の各町史といった既に刊行されている自治体史からの関係資料の抽出作業を終えて、本年度の活動は、新たな関係史料の発見に向けての調査・研究作業に重点を移して実施した。武蔵国埼玉郡の出身で義真に次いで第二代天台座主となった円澄に関する史料に関しては、同時代のものは少なく、中世以降のものが多いことが判明したが、当初の予想を超えてかなりの

数が存在することが明らかになった。また、武蔵国関係木簡(旧武蔵国内出土の木簡及び藤原京・平城京等から出土した武蔵国関係木簡)の調査では、五六点の存在を確認し、その内容の検討を終えた。この他、和歌をはじめとする文学作品や中央貴族の日記等に記された武蔵国についての調査は現在進行中である。いずれにしても、本年度末に予定している第三回専門部会会議において、『熊谷市史 資料編2 古代・中世』に掲載する史料を最終的に確定し、四月から各専門調査員は原稿執筆作業に取り掛かるものとした。

専門部会会議は、七月四日及び八月二九日に開催し、前掲のとおり本年度内にもう一回開催する予定である。また、一月一〇日には、かねてから本年度に予定していた中世専門部会との合同部会会議を開催し、来年度に差し迫った『熊谷市史 資料編2 古代・中世』の原稿執筆に際しての、パソコンを用いた原稿執筆にかかる入力フォーマットの確定など、具体的な調整作業を図った。

熊谷市史編さん委員会・編集会議・専門部会 報告

三 中世専門部会

中世専門部会長 高橋 修

1 中世専門部会の開催

今年度の専門部会は、第一回を五月二十七日に開催し、中世の各専門調査員担当分野の選択史料について調整し、あわせて熊谷家の中世における本宗家と推定されている塩津熊谷家関係の掲載史料についても検討した。第二回は一〇月一三日に開き、作業日程や掲載史料についての再検討、付録・写真集を含めた資料編Ⅱの装丁等についての確認を行った。特に装丁については、箱入りとすることは、編さん委員会に諮って検討することになった。第三回は、一月一〇日に開催され、入力原稿の形式について、確認作業を行った。なお当日は、古代専門部会との合同部会も開かれ、両部会間で、収録史料や入力形式の調整を行った。

2 文献史料調査

① 長野家文書、阿保文書調査(埼玉県立文書館)

埼玉県立文書館に保管されている長野家文書、阿保文

書を調査した。長野家文書は、熊谷の商家・長野家に伝わる文書で、今回は、天正期の成田氏長朱印状他四点を精査した。阿保文書は、阿保(児玉郡神川町)を本拠とした阿保氏に関する文書である。特に市内成田と関わる文保二年(一三二八)関東下知状と暦応三年(一三四〇)阿保光泰讓状とを精査した。

② 斎藤家文書調査(新潟県阿賀野市立吉田東伍記念館)

中世文書の斎藤家文書(卷子装、全一二通)、斎藤家略系譜(卷子装)、斎藤家が近代に史料探訪を行った記録等を調査した。

③ 上之村神社・一乗院・龍淵寺調査(いずれも市内上之)

上之村神社では、永禄元年(一五五八)成田長泰寄進の日本殿扉を、一乗院では、文明六年(一四七四)の作とされる金剛界・胎藏界曼荼羅を調査した。龍淵寺では、成田系図、成田氏分限簿写、成田記、大永五年(一五二五)の銘がある銅鈴の調査を行った。

④ 国立公文書館内閣文庫、国立国会図書館古典籍資料室調査

国立公文書館では鎌倉大草紙や武州文書等、国会図書館では武家事紀の、熊谷関係部分の精査を行った。

この他に、後閑文書(京都大学総合博物館)、宇津木文書(大阪城天守閣)、国分石川文書(東北歴史博物館)、秋田藩家蔵文書(秋田県公文書館)、熊谷家文書(京都歴史資料館)等の調査が行われ、さらに猿投神社文書(愛知県豊田市)等の調査が予定されている。

3 石造物調査

平成二二年度より、調査報告書『中世の石造物』を刊行するため、中世石造物担当の各委員が、市内に所在する中世石造物の悉皆調査を行っている。

本年上半期は、昨年引き続き妻沼地域の調査を行い、一部を除いて調査が終了した。板碑二〇四点、五輪塔一四四点、宝篋印塔三二点、石仏九点、石幢三点、無縫塔一点の総計三九三点を確認することができた。そのうち、今回の調査で新たに確認できたものは一九四点、逆に確認できなくなったものが四三点であった。

六月一三日には、中世石造物調査会議を開き、昨年度の調査での課題点、本年度の調査計画等について審議した。

下半期には、奈良、中条、大幡地区及びその周辺についての調査を行った。大方の確認調査を終え、写真撮影、カ

ードの作成、拓本の採取等を行っているところである。妻沼地域以上に、多くの中世石造物が新たに確認されている。

また、円光報恩寺からの連絡を受け、高さ二・五メートル余りの年不詳阿弥陀一尊板碑についての調査も行った。新たに確認されたもので、一三世紀半ばの造立と推定されている。

七月一日、一八日、一九日には、立正大学との共同調査が行われた。立正大学文学部教授池上悟専門調査員を指導者として、立正大学の学生の手によって、妻沼小島医王寺、妻沼小島共同墓地、ちのしお教育資料センターの調査が行われた。

四 近世専門部会

近世専門部会長 北村 行遠

近世部会では、平成二二年の主要な活動として、平成二一年度第二回部会、平成二二年度第一回部会を開催した。平成二二年度はあと一回の部会を予定している。また、平成二二年には現地での史料所在調査もおこなった。以下、部会の内容について簡単ではあるが、まとめておきたい。

平成二二年の主要な活動

平成二二年度第二回近世部会(平成二二年二月一八日)

・古文書調査について

市史編さん室より史料の所在確認・調査状況の報告をうける。調査終了の文書群のうち、上中条の常光院文書をはじめとした五件の内容などについて報告がなされた。また、調査継続中の文書群には、上之の小鮎昌雄家文書、新堀新田の根岸勇家文書、川原明戸の飯田恒文家文書、青山の根岸友憲家文書、新堀の中村定弘家文書、妻沼の歡喜院文書などがあり、新たに借用した文書群としては、筑波

の柳沢辰夫家文書、俵瀬の常見善治家文書、小泉の田所常行家文書、平戸の藤井八重子家文書などがあるとして、それぞれの状態・内容の説明をうけた。専門調査員からは四方寺の吉田康久家文書の進捗状況について質問をし、膨大な史料群のため、五年間で調査を終了させる計画であるとの回答がなされた。このほかにも文書目録を作成する際にデータベースソフトの導入についての可能性については、当面は表計算ソフトのエクセルで作業をすすめるとの回答があった。

事務局から調査した文書群全体の所在情報として「史料所在情報」の一覧表が配付されたが、専門調査員から大字順に並べ替えて史料の有無の確認が可能な作表の要望をした。あわせて事務局から、今後とも調査対象地域が広範囲になるとともに、これまでの調査地域自体に偏りがみられるので、効率的な調査に切り替えられないか、あるいは事務局でおこなう所在調査のほかに近世専門部会でも調査協力ができないかとの打診がなされた。部会から、市史編さん室で所在情報を再整理していた。ただ、今年度中に対応する旨の回答がなされた。

・くまがや古文書学習・研究会について

市史編さん室が依頼している古文書の筆耕作業についての説明をうけ、近世部会からも筆耕希望する古文書の提示を依頼されたが、いまのところ特に緊急を要する史料は無いので、これまで通りの対応で作業をすすめてもらうことをお願いした。

第一回近世部会(平成二二年一〇月五日)

・古文書調査について

市史編さん室より史料の所在確認・調査状況の報告をうける。調査終了の文書群のうち、上之の小鮎昌雄文書をはじめとした一九件などの説明があった。また、現在調査中の史料群には平戸の藤井八重子家文書をはじめ一件あり、本石の竹井輝彦家を中心に史料整理を進めているとの報告をうけた。このほかに、新たに借用した古文書には、川原明戸の明道寺文書をはじめ一件などの説明がなされた。

・熊谷妻沼地域における古文書所在確認調査結果について
市史編さん室より昨年度末におこなった専門調査員による所在確認調査の結果報告があった。調査は平成二二

年三月二七(土)、二八日(日)の二日間おこなわれ、主に宿場町であった熊谷駅周辺と妻沼の歡喜院周辺を調査対象地として、可能な限り旧家を訪問した。不在の家も多く見られたが、後日調査の必要な家も数軒見うけられた。ただし、今回の調査では大量の古文書を有する家は特に見あたらなかった。

・林金吾家文書について

市史編さん室より歡喜院の建築に関わる史料として宮町の林金吾家文書の報告があった。別編「聖天堂の建築編」のため写真撮影がおこなわれており、近世部会においても必要不可欠な史料となるため写真データの提供をうけた。

・今後の所在確認調査について

昨年度同様に専門調査員による所在確認調査の必要性の有無について検討がなされたが、編さん室により作成された「市内古文書情報」をもとにして、調査が必要と思われる地域を検討して、次回の近世部会までに調査対象地域を決めることとした。また、市内にとどまらず、県外とくに国文学研究資料館などの公共機関に収蔵される古文書についても調査の必要があるとの意見がなされ、今後の検討課題とした。(以上)

五 近代専門部会

近代専門部会長 村田 安穂

平成二二年度第三回近代・現代合同専門部会

(平成二二年三月一三日)

平成二二年度に実施した熊谷市北部地域の巡見に引続き、現代部会と合同で熊谷市西部・南部地域の巡見を行った。(現代専門部会報告参照)

資料作成・案内・解説は現代専門部会高橋信之専門調査員が担当した。

平成二二年度第一回近代専門部会

(平成二二年八月一日)

平成二二年度活動計画について検討し、つぎに事務局が収集している古文書・写真等の調査の報告と、また近代史料の所在について説明を受けた。また具体的な調査開始に向けて専門調査員の担当分野について決めたが、現代専門部会との整合性については今後の検討課題とした。

新聞記事については調査カードを作成せずにデジタル入力し、一般史料についてはカードを作成し使用することとした。今後資料情報の共有化について、事務局に情報を集中し、必要に応じて事務局から各委員にメールで配信しては、との意見が出た。

会議終了後、妻沼展示館収蔵庫内の文書収納状況を一覧した。

平成二二年度第二回近代専門部会

(平成二二年一〇月二四日)

平成二四年度から本格的な調査が開始となるので、調査・資料収集開始に向けての活動計画について、行政文書・諸家文書、産業・商業・交通・新聞雑誌等史資料の収集方針をめぐって具体的な意見が出され討議がなされた。つぎに事務局から文書調査の進捗状況の報告がなされ、また今後の新史料発掘のための情報収集について話し合った。

会議終了後、片倉シルク記念館に赴き飯島一氏(熊谷学講師・元埼玉県蘭検定所長)のご説明により見学した。

六 現代専門部会

現代専門部会長 黒須 茂

平成二二年度第四回現代部会(平成二二年一月二四日)

資料編6く8「近代・現代」の現代の章節構成について各専門調査員から担当する分野ごとに試案を提示し説明を行なった。ただし、具体的な相互検討は今後の史料調査・収集の進展に応じて行なうこととした。

また、近代部会と合同で実施の予定となっている熊谷市西部・南部地域の巡見について三月一三日に実施することとし、巡見場所・コース等の確認を行なった。最終的には近代部会及び事務局と打合せを行い、最終案を確定させることとした。

会議終了後、広報誌を中心に史料の閲覧・調査を行なった。

平成二二年度第五回現代部会(近代部会との合同部会)

熊谷市西部・南部地域巡検 (平成二二年三月一三日)

(1) 巡検箇所・地域(主要部分)

① 籠原駅・開設七〇周年記念碑 ② 埼玉県農林総合研

究センター水田農業研究所(旧玉井農業試験場)・野村盛久顕彰碑 ③ 航空自衛隊熊谷基地 ④ 御稜威ヶ原工業団地 ⑤ 湧水と三尻の集落、三ヶ尻観音山・龍泉寺 ⑥ 川原明戸の江南サイホン遺構 ⑦ 六堰頭首工 ⑧ 埼玉県循環器呼吸器病センター(旧小原療養所) ⑨ 埼玉県農林総合研究所センター畜産研究所・森林緑化研究所(旧畜産試験場) ⑩ 文殊寺 ⑪ 立正大学熊谷キャンパス ⑫ 青山根岸家長屋門・祖霊社 ⑬ 熊谷堤・万平公園

(2) 日程

午前一〇時 JR籠原駅北口集合・出発
午後五時 熊谷駅南口で解散

(3) 巡検資料(高橋委員作成)

* 巡検地の概要解説 * 小麥埼玉二七號並育成者野村盛久君顕彰記念碑々々 * 荒川新扇状地の微地形図 * 熊谷市周辺の地形図(明治二六年、昭和四年、昭和二七年) * 大里用水関係資料 * 埼玉縣大里用水路改良事業竣工記念碑々々 * 三ヶ尻及び熊谷駅周辺航空写真(昭和二二年 米軍撮影) * 巡検地付近二万五千分の一地形図

(4) 巡見概要

当日は天候に恵まれ、予定した巡見場所を全て回る
ことができ、熊谷市西部・南部地域の歴史的施設・地
区・旧跡等について委員の認識を深めることができ
た。

なお、巡見の実施日が日曜日であったため、施設に
よっては休業日であったものの快く受け入れて解説
をしていただいたことに感謝し、この誌面をお借りし
てお礼を申し上げます。

平成二二年度第一回現代部会(平成二二年五月九日)

平成二二年度の活動方針については、旧妻沼町の資料
編が旧熊谷市の資料編よりも先に刊行される計画であ
るので、当面は調査の対象を妻沼町編に集中させること
とした。新聞の調査については近代専門部会の分野にも
亘り、統一的かつ効率的に史料収集を行なうため、また
相互利用や公開などについて近代専門部会・現代専門部
会での協議・調整が望まれるとした。
会議終了後、広報誌の調査など各担当の作業を行っ
た。

七 民俗専門部会

民俗専門部会長 飯塚 好

第一回民俗専門部会

日時 平成二二年六月二〇日(日) 午後二時より

場所 熊谷図書館第二会議室

内容 平成二二年度調査計画、口頭伝承など担当が決ま
っていない分野について検討。事務局が行う基礎調査に
についても意見交換した。

現地調査

調査地は、原島、新島、池上、下川上、円光、箱田、星川、佐谷
田、久下、久下(新川)、村岡、万吉などで、年中行事を中心
に、社会生活についても調査内容含めた。



大塚松岡清家 迎え盆行事



市内巡見の様子(埼玉県農林総合研究センター・水田農業研究所)

寄贈文書・資料の紹介

(平成二十一年一月〜一二月)

I 妻沼荒井映吉家文書について

はじめに

平成二十二年(二〇一〇)一〇月六日、栃木県足利市在住の荒井映吉氏より熊谷市に対して、歴史資料を市史編さん室に寄附したい旨の申出があった。この史料は、妻沼町立図書館(現熊谷市立妻沼図書館)に寄託されていたものである。一〇月一六日、熊谷市では、この申出の受入を決定し、受け入れた史料は、妻沼展示館の収蔵庫に保管している。

なお、この史料については、妻沼町立図書館に寄託されていたときに、元深谷市・花園町・川本町文化財保護審議会委員の田尻高樹氏が調査・整理等を行い、目録と解説を作成されている。当史料を紹介するにあたって、この

解説を掲載させていただいた。また、当史料を熊谷市へ寄附していた、だくにあたって、熊谷市の郷土史家堀越尚二氏にたいへんご尽力いただいた。所蔵者の荒井氏、及び文書の調査・保存に貢献された田尻氏・堀越氏に深く感謝申し上げます。

荒井映吉家文書の紹介

田尻 高樹

一 村の概要

妻沼村は妻沼郷長井庄忍領に属す。村名を沼沼・女沼とも書く。村の東は善ヶ島村、南は弥藤吾村、西は台村(熊

谷市)、北は利根川を隔てた対岸上野国邑楽郡古戸村(群馬県太田市)である。当村は中山道熊谷宿より分岐し、上野国へ達する脇往還の駅場であり、熊谷宿へ二里二八町余、邑楽郡古戸村へ半里余の継立て人馬を出す。明和元年(一七六四)の家数二九〇・人数一二七三(荒井家文書「村明細帳」)、文政五年(一八二二)二二三(『新編武蔵風土記稿』、天保一五年(一八四四)ころ一六七(『武蔵国改革組合村々石高・家数取調書』『新編埼玉県史』資料編一四近世五付録)、その多くは脇往還の両側に連住す。毎月五・一〇の日を市立の定日とするが、文政五年の「地誌調御用留帳」(荒井家文書)によると、益・暮の外は市立てをしな

再び幕府代官支配となる(『同前』)。元禄十一年(一六九八)八月、旗本地方直し^{じかた}によって村高一六六二石八升三合を四等分し大久保源右衛門・大久保三太夫・大久保長九郎・内藤金左衛門に分給され、幕末に至っている。検地は文禄三年(一五九四)三月大河内孫十郎・高林次郎兵衛、貞享元年(一六八四)二月小野加兵衛ほか七人、元禄元年(一六八八)十月新発砂畑は市川孫右衛門改む。利根川は二つに分流し、その間に幕府代官支配と旗本知行地に分轄された流作場が存在した。

二 所蔵文書の概要

1 近世文書について

荒井家は近世初期から幡羅郡妻沼村の名主役を勤めた家で、現在の当主映吉氏は栃木県足利市に居住する。平成七年一月火災により文書類も焼失したが、以下に紹介する文書を搬出することができた。

聖天宮領(朱印高五〇石)の入会村であったが、寛文八年(一六六八)一二月二六日加増により加々爪甲斐守直澄(二万三千石)の領分となる(『断家譜第一巻』)。延宝九年(一六八二)二月九日不行跡により領地を収公された(同前)。同月二五日(同年九月二九日和改元す)上野国安中城から下総国古河城へ転封した堀田筑前守正俊の領分となった(『新訂寛政重修諸家譜』。貞享二年(一六八五)六月二三日堀田下総守正仲の出羽山形城へ転封により、

最古の文書は、文禄三年(一五九四)三月の「武州幡羅郡目沼郷屋鋪検地帳(写)」である。寛文以前の文書は一三通あり、年貢割付五通のほかは全部写しである。文書を項目

別に分類すると、表が示す通りで、近世文書では土地と租税関係が多く、前者は五四通(二・三%)、後者は四四通(一七・三%)である。

次に、項目別に主なものを挙げる。

支配関係文書は二一通ある。貞享四年(一六八七)の「御条目書写」は幕領代官から妻沼村へ下付されたものを、後年写したと思われる。近世中期ころ、旗本領主の財政経済は窮乏していたが、地頭大久保三十郎もその例外でなく、先納金や「借金巨細訳書」など五通がこれを示している。宝暦六年(一七五六)、北河川原の馬子が、妻沼村までの約束で旅人を運ぶ途中、妻沼村畑地内で旅人に切殺され、馬

表1
近世文書の項目別分類

項目	点数
A 支配	21
B 土地	54
C 租税	44
D 村況	5
E 村政	20
F 戸口	12
G 水利・治水	10
I 交通	5
J 商業・金融	9
K 社会	24
L 家	16
M 雑	34
計	254

を乗逃げされる殺人事件があり、このほか日光社参関係では寛文三年(一六六三)、享保十三年(一七二八)、安永五年(一七七六)の四通がある。

土地関係文書では、文禄三年の「武州幡羅郡目沼郷屋鋪検地帳(写)」、古河城主堀田筑前守領分時代の貞享元年「畑検地野帳」二冊、元禄元年の「新発砂畑改野帳」や貞享元年の「田方名寄帳」二冊、「畑方名寄帳」六冊のうち四冊、「堤外古畑名寄帳」、元禄元年「新島反別名寄帳」などが目ぼしい。妻沼村には利根川の川欠けによって出来た野錢場があつたが、元禄十一年対岸の古戸村との間に地境紛争が起き、古戸村が奉行所へ提訴している。將軍吉宗の新田開発政策により、利根川通り干揚り場開発のこと(流作場)が持上がり、旗本知行地の川欠け分九町歩余も含まれていたため一悶着あつた。しかし検地後、幕領役人から知行所分は割返され、幕領代官支配地と旗本知行分に分かれた流作場が完成した。

租税関係文書では、年貢割付が一九通ある。古いものは寛永四(一六二七、一部欠失)・一一・一九年で、一年の割付には大河内金兵衛の名が見える。天和元年(一六八一)の割付は堀田筑前守領分時代、また元禄十一年の割付

は地方直しにより妻沼村が旗本知行地となつたが、両者とも知行最初の割付状である。

村況関係文書では、明和元年伝馬加助郷村に仰付けられる村々の状況を、検見する幕府役人へ差出すために作られた「村明細帳」と文政五年「新編武蔵風土記稿」編さん資料調査に来村した役人へ差出した「書上控」があり、役人が足立郡大間村(鴻巣市)の福島幸作者「武蔵志」を携えて来たことなどが、一緒に綴つた「御用留帳」に記されている。この外、「妻沼村旧事覚書」が二冊ある。これは藤左衛門(右平)貞成が筆まめで、近隣の文書・記録類や聖天宮蔵の文書等を筆写、あるいは自己作成による旧史などを記したものである。

水利・治水関係文書は二〇通ある。妻沼村と善ヶ島村両村は、周囲の村より稍低い地形にあり、そのため周囲の八木田・弥藤吾・八ッ口・江波・上須戸五ヶ村(熊谷市)の悪水は両村悪水堀に落込んでいた。堀浚いの節は、前記七ヶ村の人足で行なつていた。ところが八木田村は、一日勤めただけで後の人足を差出さなかつたため、妻沼・善ヶ島両村から訴えられ、元禄四年(一六九二)の裁許状写がある。原告側の主張が認められたが、八木田村側も、他

村が村高割で人足を差出すのに、村高の半分でよいことを勝ち取っている。

この外、弥藤吾村が新堀を掘り、妻沼村側の堀へ悪水を落したための、年不詳の訴訟も起きている。天保七年(一八三六)字芝川続き横堤悪水の仕口竹樋の埋入りにつき、妻沼村内の上郷と下郷とに利害の対立があつたが、合意の一札が交わされている。

仁手堰から導入する備前堀の水を利用した幡羅郡一四ヶ村組合では、天明三年(一七八三)浅間噴火のため仁手堰の導水が困難となり、寛政二年(一七九〇)堰口縮切りの案が出されたが、当組合ではこれに反対しない旨の「為取替証文之事」がある。また幡羅郡一四ヶ村が寛政九年(一七九七)ころから、南北各七ヶ村のグループに分かれ、その両者間で結ばれた年不詳の「仮議定」もある。

交通関係文書は五通ある。妻沼村は、旧来から往来する人々が利用する利根川の賃渡船を扱っていた。ところが延享三年(一七四六)、対岸の古戸村も新規に賃渡船を始めたので、これを差止めるための訴状がある。

社会関係文書は二四通ある。徳川家康が慶長九年(一六〇四)五〇石を聖天宮へ寄進した朱印状写がある。朱印状

の本書一通は、明治元年（一八六八）岩鼻知県事大音龍太郎宛てに返上された。享保一七年（一七三二）聖天宮所蔵の紵糸斗帳ちよしとちやうを將軍吉宗へ上覧に入れたが、寺社奉行所と歓喜院との間を遺り取りした文書写や、歓喜院が刷った木版の「聖天宮錦帷裏書四」がある。年代不明であるが、多分開帳のとき参詣者に配布されたものであろう。

家関係文書は一六通ある。由緒・守護仏のうち一通を除いた七通は、藤左衛門（右平）貞成が書記したものである。「出世毘沙門天像」は田久貞勝以来の持仏とされているが、安永元年（一七七二）これを岡田源三郎へ譲渡した証文がある。

雑関係文書は三四通である。天保一二年（一八四一）新道夢中が八八才の時作った狂歌八通や、同一一年和右衛門が「伊勢参宮・讚岐金毘羅参詣・大和巡遊覽記」、その時使った「京都・高野山・四国名所等案内絵図」などが主なものである。

2 近現代の文書について

町村政関係文書は九通ある。官林監（看）守人であった荒井嘉藤次が明治一三〜一九年迄の県や郡役所へ提出し

正事業に関連して「社寺境内外区画取調規則」が定められ、「祭典法用に必要な場所を区画」して現境内と定め、それ以外をすべて上知することとした。「元朱印除地敷畑調出帳」・「朱印除地書抜調出シ控」・「尋ねの儀あるにつき出頭方依頼状」・「朱印地除地反別・絵図書留」・「寺限取調帳」などは、この時作成されたものである。

土地関係文書は二五通ある。大部分が地租改正のものである。明治五年（一八七二）「地券日記」は壬申地券発行のため、土地所有者を確定する調帳しらべを作成する作業日記と思われる。明治六年（一八七三）七月、地租改正法が公布され、一筆ごとの土地面積を測量する地押丈量が実施されたが、その丈量方法は多く三斜法によった所が多かったようである。当文書の「字西中嶋畑斜図」など二三冊は、この方法によって丈量されたものである。「字々地価積立帳」や「地籍帳」等もある。

当家荒井嘉藤次は明治五年、準副戸長となり、同八年副戸長に就任しているが、明治八・九・一五・一七年の役用日記があり、妻沼村の当時の動きを知ることができる。

（たじりたかじゆ元深谷市・花園町・川本町文化財保護審議会委員）

た書類や、下付された文書類を書留めた「官林用留」が注目される。

社寺関係文書は一三通ある。新政府は明治四年（一八七一）一月、版籍奉還の一環として、寺社の経済的基礎である社寺領に対し、現在の境内をのぞく朱印地・除地などの上知あげちを命じた。しかし現境内と境外とに区別する規程の定めがなく、事は進捗しなかった。そこで太政官は同五月、境内の区別を定め、本堂・庫裏・諸建物の四方に多少の余地を見込んだ区域を現境内とし、その外は墓地を除きすべてを上知することとした。また同八年六月、地租改

表2 近代文書の項目別分類

項目	点数
A 町村政	9
B 社寺・兵事	14
D 警察・消防・訴訟	1
E 土地	25
F 租税	1
G 商工業・金融	1
I 教育・文化	7
K 民生・衛生	1
M 家	5
N 雑	2
計	66

新規整理文書の紹介

今回の寄附にあたって、未整理であった一二五点について、新たに市史編さん室で目録作成等を行った。荒井家文書の総点数は、四六〇点になった。以下、簡単に紹介する。

妻沼図書館に寄託されていた前述の古文書の他に、木箱に収納されていた未整理の古文書がある。木箱には、一二五点の文書が収められていた。主に明治以降の絵地図面である。年代が判明するものは少ない。

江戸時代のものとして推定したものに「妻沼村立会境界界絵図」、「東岡浦小右衛門分絵図」がある。

絵図面として年代が判明するものとして、明治一〇年（一八七七）一月「図式沓間五毛十間五厘百間五分積」、明治一一年（一八七八）一月「地租改正土地丈量絵図面」、明治一五年（一八八二）二月「川欠地絵図面」は妻沼村と字五右衛門窪分の二鋪ある。他に明治期のものは、南八大区五小区播磨郡妻沼村副戸長荒井嘉藤次他二名連名の畑・社・屋敷等の図面が続く。

年代不詳の中には、「渡船場周辺耕地絵図」、「聖天境内耕地絵図」「八幡裏改図面」等、耕地絵図面が多い。

絵図以外では、江戸時代推定「本岡作兵衛と西岡七郎右衛門替地覚書記」、前欠で内容は不明だが、明治九年（一八七六）「右条々連印取替証書」、明治一〇年「以書付奉申上候（聖）天境内上地之義（二付）」、明治二〇年推定「明治二十年度幡羅郡妻沼郵便連合村費予算議案」、明治推定「地所分製地券証御書換願」が挙げられる。

（文責 水品 洋介）

巻頭写真の解説

江戸時代（年代不詳）における妻沼村の田方惣反別を示した絵図である。仁手堰用水など各用水に沿って田地の展開していることがわかる。字ごとの反別も田地の等級とともに記されている。また、「聖天森」や「御林」という記載が見られ、妻沼聖天堂の周囲が森であったことも確認できよう。

（文責 栗原 健一）

Ⅱ 飯塚川田恒雄家文書について

はじめに

平成二二年（二〇一〇）七月一日、市内在住の川田恒雄氏より熊谷市に対して、歴史資料を市史編さん室の史料として寄附したい旨の申出があった。内容は、江戸期の貢租・土地・戸口・金融等に関する古文書である。七月二二日、熊谷市では、この申出の受け入れを決定し、受け入れた歴史資料は妻沼展示館の収蔵庫に保管している。

以下、御寄贈していたいた文書を紹介する。

一、調査の経緯

川田恒雄家文書は、先に、大山雄三氏が川田氏から古文書を預かった。しばらく経過した後の平成二〇年五月一七日に、川田恒雄氏、原口与五左衛門を祀る来迎寺の護持会会長小久保英雄氏、及び市史編さん室職員が大山氏宅を訪問し、七六七点を借用した。借用した文書群は、衣装ケース二つに収納されており、大山氏が整理した分類項目毎に並んでいた。そのため、まとまりを活かしつつ中性紙封筒に文書を封入してから、中性紙箱に保存する措置

を施した。その後、大山氏が逝去され、平成二二年五月二九日に、市史編さん室職員が再度大山氏宅に訪問し、四二点を借用した。

今回御寄贈いただいた文書は、これら八〇九点である。川田恒雄家文書については、別に、妻沼図書館に二四六点が保管されており、合せて一〇五五点である。市史編さん室では、これらを川田恒雄家文書として一括して調査したので、併せて紹介する。

二、飯塚村の概況

川田恒雄家文書の伝来した幡羅郡飯塚村（現熊谷市）は、東西一里・南北六町の横長の村で、東は八木田村、南は原井・下増田村、西北は太田村（以上、現熊谷市）に隣接する。村高は、「武蔵田園簿」（慶安二年（一六四九）頃作成）で七五五石余（田四二七石余・畑三二七石余）、「元禄郷帳」「天保郷帳」ともに七五五石余であった。支配は、はじめ幕領、寛永年間（一六二四—一六四三）一部は旗本山本氏・深津孫左衛門氏の相給、享保八年（一七二三）に幕領は深津小膳氏知行となり、相給村落であった。「武蔵国改革組合 村々石高・家数取調書」（天保一五年（一八四四））弘

化二年(一八四五)頃(『新編埼玉県史資料編一四 近世五付録』によると、深津鎌五郎、深津弥左衛門、深津小膳、山本新右衛門の四給支配であったことがわかる。川田家は旗本領主深津孫左衛門、弥左衛門の支配した村名主であった。

用水は備前堀を使用していて、寺社は来迎寺、福王寺、近殿明神社、八幡社等があった(『新編武蔵風土記稿』)。

三、文書群の内容

本文書群は、合計一〇五五点である。内訳は、妻沼図書館に保管されていた二四六点、御寄贈分をうけた八〇九点である。文書群の初見は、元禄四年(一六九一)二月「乍恐以書付御訴訟申上候事(八幡神木之出入二付)」(巻頭写真参照)である。江戸期の文書は九〇三点、明治以降は一五二点であり、大部分が江戸期の文書群であるといえる。特徴は、村閥関係の文書が多く、貢租・土地・戸口・金融等、近世村落の基礎的な文書が残されており、大変貴重な文書群といえる。以下、簡略ながら項目ごとに説明していきたい。

A 支配

まず、川田家の支配領主である旗本深津家の系譜について確認していきたい。『寛政重修諸家譜第一七(統群書類従完成会、一九六五)』によると、初代正但(孫左衛門、弥左衛門)に始まる。父正吉の長男として生まれ、慶長一九年(一六一四)大坂冬の陣のとき大番に列し、土岐山城守定義の組に属した。翌元和元年(一六一五)大坂夏の陣では、江戸にいて留守の番を勤める。のち組頭となり、寛永二年九月二日武蔵国幡羅・上総国望陀両郡に采地(領地、知行所)五〇〇石を宛行われる。寛永一八年死す。享年五八歳。

二代正貞(弥七郎、越中守、従五位下)は、寛永元年小性組に列し、後、慶米(扶持)として給する米、扶持米三〇〇俵を給う。寛永一〇年二月七日二〇〇石加増で采地五〇〇石を賜る。寛永一四年御膳奉行に転じ、寛永一八年に家督を継ぐ。承応三年(一六五四)一月二十九日新院附にすすみ、摂津国嶋下郡のうち五〇〇石を加恩され、都合一〇〇〇石を知行する。明暦元年(一六五五)従五位下・越中守に叙任され、万治三年(一六六〇)に死す。享年六〇歳。

三代正国(八郎右衛門)は、万治三年二月二三日に家

督を継ぎ、小普請になる。寛文六年(一六六六)二月三日小性組に列し、元禄三年七月二三日桐間番にうつり、元禄五年書院番になる。正徳元年(一七一)正月一日下田奉行に転じ、四月七日に布衣(江戸時代、五位以下の着用した絹地無文で裏のない狩衣)をゆるされる。正徳三年駿府町奉行、正徳五年九月二五日寄合に列す。享保七年七月一日に致仕(隠居)し、享保一八年一月二十九日に死す。享年八三歳。

四代正房(七郎右衛門)は、宝永六年(一七〇八)四月六日小性組の番士に列し、享保七年七月一日に家督を継ぐ。七〇〇石を知行し、三〇〇石を弟弥十郎元義に分けあたえる。享保一六年正月一四日より道奉行を勤め、元文五年(一七四〇)四月一九日西城納戸頭になり、二月二二日に布衣をゆるされ、寛保二年(一七四二)三月二八日の丸留守居に転じ、寛保三年三月一四日勤めを辞し、寄合となり、七月一八日に致仕する。宝暦三年(一七五三)七月九日に死す。享年七七歳。

五代正尚(頼母、八太夫)は、享保一五年八月一九日書院番に列し、寛保三年七月一八日に家督を継ぎ、明和三年(一七六六)五月六日に番を辞す。安永三年(一七七四)一

一月一九日に死す。享年七九歳。

六代正満(喜三郎、八郎右衛門)は、宝暦一三年二月一八日小性組に列し、安永三年二月二六日に家督を継ぎ、天明二年(一七八二)三月二二日に番を辞し、寛政八年(一七九六)二月一九日に致仕する。享年不明。

七代正路(喜三郎、弥左衛門)は、寛政八年二月一九日に家督を継ぐ。時に三七歳、采地七〇〇石。これ以降の内容は、小川恭一編著『寛政譜以降旗本家百科事典』第四巻(東洋書林、一九九八)による。文政八年(一八二五)二月七日に書院番より小納戸、文政一一年までに辞す(文政一一年武鑑に記載なし)。享年不明。

八代吉次郎(弥太郎、遠江守)は、文政一三年二月一日に小納戸、天保六年七月一九日に西丸小納戸、天保七年一〇月に西丸小性、天保八年四月二日に本丸小性、天保一一年七月に番を辞す。享年不明。

九代喜三郎(弥左衛門、摂津守、保太郎)は、父は鎌五郎で、文久二年(一八六三)五月七日に書院番講武所調役出役より講武所支配取締役(両番上席)、文久三年一月一日に講武所頭取、九月一〇日に御持小筒組之頭並(千石高)、元治元年(一八六四)一〇月に歩兵頭並、慶応三年(一

八六七)五月一日歩兵頭(二千石高)、慶応四年一月二八日に御役御免勤仕並寄合になる。

以上、深津氏の歴代略歴を述べた。次に、本文書群での旗本領主変遷を確認していこう。深津氏の名が確認できる初見は、享保三年八月「差上申一札之事」からであり、深津八郎右衛門とある。八郎右衛門は、元文三年四月まで確認ができる。八郎右衛門は、享保七年までを三代正国、それ以降は四代正房のことを指す。その後、深津姓は、宝暦一〇年では深津頼母、明和三年から深津八太夫が出てきて、安永三年四月まで確認ができる。これは、五代正尚のことである。同年一二月になると、深津八郎右衛門が出てきて、寛政一二年一二月まで確認ができる。寛政八年までは、六代正満のことである。享和二年(一八〇二)正月からは、深津弥左衛門が出てくる。これは七代正路である。弥左衛門の名は、弘化三年まで確認でき、嘉永二年(一八四九)深津喜三郎の名がでて、文久元年まで確認ができる。文久三年からは、深津弥左衛門が出てきて、慶応三年一二月頃から、深津長津守を名乗っている。いずれも九代喜三郎のことであろう。また、同年同月「当外御年貢皆済勘定目録」では、飯塚村知行所欄に貼紙があり、「元深津保太郎

天保三年正月「惣村石高改メ書上帳(七五五石)」の知行所石高共に同じである。

捉飼場関係は、いくつかある。捉飼場とは、鷹場の一つで主に鷹を訓練する場である。また、鷹匠等が来村した際の負担をしていた村々のことも含む。享保三年三月四日「一札之事(向後御鷹場二可罷成候間鳥殺生御停止二付)」をはじめ、同年五月「差上ケ申証文之事(当村之儀向後御鷹場に被仰付難形)」、明和七年八月「御捉飼場請印帳等がある。この地域を支配していた鷹匠頭内山七兵衛配下に宛てた文政期の文書には、「差上申一札之事(御鷹御捉飼場御定書)」等いくつかある。天保九年四月一日「御鷹賄組合割帳」は、飯塚村に来村した鷹匠の履歴がわかり、どれくらいの頻度で捉え飼いを行っていたかがわかり、大変興味深い史料である。

【表1】天保14年飯塚村知行所村高家数一覧

知行所	村高(石)	家数(軒)
深津鎌五郎	350	46
深津弥左衛門	300	38
深津小膳	100	11
山本新右衛門	5	0
総数	755	95

知行所」と出ており、明治二年(一八六九)「辰御年貢皆済目録」にも「深津保太郎上知」として飯塚村が出ている。

旗本深津氏の役職がわかるものは少ない。文化一三年(一八一六)八月九日「差上申一札之事(飯塚村熊之丞申上盗賊入紛失品御尋二付)」に、「御書院番頭室賀山城守組深津弥左衛門」と出ている。

また、旗本領主深津弥左衛門家来市原郡司より、酉年(年代不詳)二月一日「先年御屋鋪類焼にて敷敷御檢約被仰付候二付書状」において、旗本領主屋敷が類焼したため、村々にも儉約をよびかけていることがわかる。

取締りに関するものとしては、嘉永三年「差上申御請書之事(右之もの共召捕衣裳類取上ケ候処衣裳主其場より逃去り不用之品二付焼捨被仰渡二付)」、年代不詳だが「乍恐以書付奉申上候(丑年一)一月中衣類紛失致し候儀御尋二付」がある。

天保一四年正月「関東筋御取締御出役様方江村高家数書上帳」によると、村高七五五石で、深津三氏の他に山本新右衛門知行所五石(民家なし)があったことがわかる(表1)参照。この表の内容は、前掲「武蔵国改革組合村々石高・家数取調書」の飯塚村の項目と一致する。また、

B 貢租

貢租は、年貢関係が中心となり多数残存する。享保一八年三月「乍恐以書付申上候(検地前後御年貢増減之儀二付)」を初見とする。年貢割付状は、明和六年一〇月「武州幡羅郡飯塚村当世之御年貢可納割付之事」の一点と少ない。

年貢皆済は多く残存しており、寛政一二年正月「未年田畑皆済也」を初見とする。享和二年正月「酉年田畑物成皆済也」から、弘化四年正月「巳田畑物成皆済也」までのものとして一九点挙げられる。その中で、文政七年一月「畑方御年貢皆済帳」と同様の形式が三点あった(文政一一年・天保一一年・弘化三年の三点)。嘉永六年「御年貢皆済目録」から表題が変わり、二七点残存する。嘉永期は合計三点、安政期は八点、万延期は二点、文久期三点、元治期一点、慶応期七点、明治期が二点、年代不詳が一点である。

村内の村人からどれくらい年貢を取り立てたかわかるものとして、寛政八年八月「畑方秋御年貢取立帳」をはじめ、文政一二年六月「夏成御年貢取立帳」、天保三年八月「秋成御年貢取立帳」等がある。

田畑勘定帳も多数残っている。田畑勘定帳は、勘定目録

ともいい、村側が年貢を納め勘定したかわかる帳簿である。寛保六年「田畑勘定帳」をはじめ、宝暦六年極月「山本様田畑勘定帳」、宝暦一〇年一二月「田畑勘定帳 控」、明和期二点、安永期三点、天明期三点、寛政期五点、享和期一点、文化期五点、文政期三点、天保期一〇点、嘉永期三点であり、年次の判明する文書だけでも三八点確認できる。同様の内容で、「勘定目録帳」と表記されているものは三点あり、万延元年（一八六〇）、文久元年、慶応二年のものである。

C 土地

検地は元禄一一年三月に改めるとある（『新編武蔵風土記稿』）。検地帳は残存しないが、土地関係の史料として、同年二月吉日「飯塚村畑改帳」をはじめ、同年三月「屋鋪帳」、同年同月「藪改帳」、同年三月一四日「居屋敷帳」の四点がある。また、寛政四年一〇月「検見野帳」、明治二年「高反別書上帳」等がある。字ごとの反別（かんべつ）土地の面積。町、反、畝、歩の総称）を記したものととして、享和二年正月「悪戸道下 野分畑 荒所反別書出シ帳」、安政五年（一八五八）「悪戸田方内見帳」等がある。

定例之花神楽仕候跡芝居に似合候儀手入召捕（二付）等がある。

E 戸口

五人組に関するものは、七点ある。初見は、宝永六年二月「五人組合之覚」で、当時の五人組構成員を伺える。元文二年三月「宗門御改、五人組、人別御改、合帳」、元文三年四月「宗門御改、五人組、人別御改、合帳」、安永九年三月「宗門御改、五人組、人別御改、合帳」は、五人組前書と宗門帳との合帳で記載されている。五人組前書とは、村でのきまりを誓約した文言で、領主に提出しているものである。あと、慶応四年九月「御条目五人組書上帳」がある。

人別改帳は、一五点ある。前掲の元文二年「宗門御改、五人組、人別御改、合帳」をはじめ、元文三年、安永三年、安永九年の宗門帳がある。天明六年三月「宗門并人別御改帳」から名称が統一され、享和四年、文化一三年、文政三年、文政五年、文政一二年、天保二年四月、弘化三年、嘉永五年、安政五年のものである。人別改帳の家数と人口をまとめたのが、【表2】である。これは飯塚村内深津弥左衛門知行

名寄帳は、年代がわかるものが四点ある。享保八年「三百石之方名寄帳」、寛延三年「田畑等名寄帳」、明和三年、寛政三年の「田畑永高名寄帳」である。他に年代不詳の田畑名寄帳が、二〇点近くある。

D 村政・村況

村明細は「飯塚村明細書上」、「覚（村明細書上）」がある。前者は下書きで内容が途中であり、年代不詳である。後者は安政六年八月に天災で飯塚村が被害に遭い、普請掛り役人中に提出したものの控えで、村の概要及び用水の破損箇所が明記されている。

村入用は年代不詳の「村入用夫錢書上帳」がある。他には鍛冶御堂堰の入用として、安政四年「鍛冶御堂堰諸色入用」、年代不詳の入用帳が二点ある。また、伝馬入用もいくつかある（後述）。

訴訟関係では、文化二年四月「乍恐返答書ヲ以奉申上候（常七より私共一八名相手取理不尽出入訴訟二付）」や、同年同月「乍恐以書付御訴訟奉申上候（家相統を妨候出入二付）」がある。これは、飯塚村訴訟人常七が奉行所に出したものである。他には、嘉永三年六月「差上申一札之事（鎮守

【表2】深津弥左衛門知行所飯塚村家数并人口変遷

和 暦	西 暦	家数（軒）	人口（総数）	人口（男）	人口（女）
元文 2 年	1737	54	273	136	137
元文 3 年	1738	54	270	136	134
安永 3 年	1774	61	273	132	141
安永 9 年	1780	55	253	126	127
天明 6 年	1786	55	247	132	115
享和 4 年	1804	56	231	123	108
文化 13 年	1816	49	209	112	97
文政 3 年	1820	48	202	106	96
文政 5 年	1822	48	210	111	99
文政 11 年	1828	49	213	118	95
天保 2 年	1831	48	208	113	95
弘化 3 年	1846	43	200	103	97
嘉永 5 年	1852	43	211	112	99
安政 5 年	1858	42	206	112	94

所内の総計である。家数は元文二年の五四軒から始まり、安永三年で六一軒になるが、次第に減少傾向にある。人口も元文二年の二七三人から、安政五年には二〇六人となり、同じく減少傾向にあることがわかる(前掲「表1」)。天保一四年飯塚村深津弥左衛門知行所家数は三八軒)。全体的に一八世紀から一九世紀にかけて家数・人口共に減少傾向があるといえる。家数・人口は表記されていないが、明治元年三月「当巳宗門人別書上帳」もある。

人別送り状は、いくつがある。他村から飯塚村に入る場合のものとして、嘉永二年「送一札(当村方雄次郎兄直次郎、其村方佐左衛門智養子縁組内談出来二付)」、天保四年「落附一札之事(其村方重蔵伴文三郎、村方金左衛門智養子に賞請二付)」、嘉永七年二月「一札(飯塚村儀右衛門娘きち、村方友右衛門伴富蔵縁組引取候二付)」がある。

一方、飯塚村から他村に行く場合のものとして、天保九年二月「送り証文之事(私組下百姓友次郎娘きの、其村方要助嫁二付)」、万延二年二月「落着一札之事(其村方栄蔵娘げん、村方嘉十郎娘に賞請二付)」が挙げられる。

質地証文は、七二点と多く残存する。延享四年(一七四七)二月二十八日「質物之

証文之事(上畑二反一畝歩此代金八両)」をはじめ、

宝暦八年一二月「質田証文之事(下田六畝一四歩此代金一両二分)」、天明期四点、寛政期七点、享和期二点、文化期一二点、文政期一八点、天保期一四点、嘉永期九点、安政期二点、文久四年正月「質地畑証文之事(上畑一反九畝二〇歩此代金二〇両)」、慶応元年四月「質地田証文之事(中下田合一反五畝六歩此代金四九両)」がある。

り、文化・文政・天保期に質地証文が多い傾向といえる。

また、文化八年正月「御用御貸附借証文」において名主兵左衛門は、七〇両を貸附方役所より拝借している。こ

F 交通

助郷関係は、幕末のものがいくつもある。天保六年「深谷宿御伝馬惣前御請印帳」、天保一〇年「御伝馬助郷日帳(子丑年迄)」、天保一二年「助郷人馬触元写帳(天保一〇〜一二年)」がある。また、江戸期「乍恐以書付御歎願奉申上候(尾州様御上京二付深谷宿より助郷被仰付免除歎願二付)」、文久三年一〇月二十九日「差上申一札之事(中仙道深谷宿助郷戸森村外七ヶ村之義困窮休役二付休役代助郷被仰付二付)」、同年一〇月「乍恐以書付奉願上候(深谷宿江新規増加助郷被仰付、御伝馬代助郷免除願二付)」等をはじめとして、関係した文書は多数残っており、どれも増助郷の免除願いに関するものである。

伝馬入用は、天保六年「伝馬諸入用金取立扣帳」、同年「御伝馬入用人足賃銭所々出役取調帳」がある。

G 商業・金融

商業関係では、農間渡世に関するものがある。文政一〇年七月「覚(妻沼村渡世調)」は、関東御取締出役に提出した際の写であるが、妻沼村の居酒屋渡世、髪結渡世、湯屋渡世等の人名・人数を確認することができる(「表3」参照)。

【表3】文政10年妻沼村渡世一覧

	渡世	人名	創業	備考
1	居酒屋	半右衛門	100年前	百姓
2	居酒屋	金兵衛	60年前	百姓
3	居酒屋	新右衛門	文化8年	百姓
4	居酒屋	権兵衛	文化9年	
5	居酒屋	九左衛門	享和元年	
6	居酒屋	弥兵衛	文化2年	
7	居酒屋	善兵衛	100年前	
8	居酒屋	小助	文化15年	
9	居酒屋	八郎兵衛	文化3年	
10	居酒屋	安五郎	文化5年	
11	居酒屋	五兵衛	—	
12	居酒屋	加八	文化8年	歎喜院地借
13	居酒屋	周蔵	文政9年	五右衛門店
14	居酒屋	儀兵衛	文政元年	又兵衛店
15	居酒屋	藤四郎	文化10年	彦七店
16	髪結	松右衛門	文化8年	仲右衛門店
17	髪結	弥惣次	文政2年	馬之助店
18	髪結	浅次郎	—	五右衛門店
19	髪結	久次郎	—	
20	湯屋	文之助	文政5年	百姓文右衛門伴
21	湯屋	孫左衛門	—	百姓
22	湯屋	次之助	—	百姓
23	煮売	小左衛門	—	百姓
24	煮売	全左衛門	文政9年	百姓
25	煮売	弥五兵衛	—	組頭
26	煮売	源兵衛	—	百姓
27	煮売	仁右衛門	—	百姓
28	煮売	八五郎	50年前	八右衛門店

の文書は縦帳であり、関連する文書を控えたものである。

その中の「差上申拝借証文之事」においては、七〇両の拝借に対して利足を年一割として、亥年一二月から辰年一

二月までという付箋がある。同じく「御用御貸附借証文」の中の「差上申實地証文之事」においては、「御水帳」と書かれている部分に訂正がなされ、「名寄帳面」とあり、實地が列挙されている。反別は、合計で七町八畝二六歩であったことがわかる。残りの内容を要約すると、飯塚村には水帳がなく、享保八年の名寄帳をもって村役人・惣百姓立合の上、地所を改めて、名寄帳と實地証文をもって取り計らったことがわかる。ちなみに享保八年の名寄帳は、「三百石之方名寄帳扣」が残っており、これをもとに算出していたと思われる。

H 寺社・信仰

来迎寺関係が、いくつかある。来迎寺は古義真言宗で、幡羅郡蓮沼村(現深谷市)惣持寺の末寺で、雲祥山威徳院と号す(「新編武蔵風土記稿」)。前掲「元禄四年二月」乍恐以書付御訴訟申上候事(巻頭写真参照)は、八幡神木の出入に關する訴状であり、訴訟人が来迎寺で、相手側が飯塚村勘兵衛で奉行所に提出したものである。訴訟は来迎寺の僧(快弁)の留守中に勘兵衛が、鎮守八幡宮社地にある杉の木と神木の根を切り取ってしまったことに発する。こ

れに關連する文書としては、江戸期「寛(八幡木社地之儀勘兵衛神木の根切取与五左衛門訴出二付)」が挙げられる。こちらでは訴え出たのは、与五左衛門であり、来迎寺は差紙をもらい、評定に及んでいる。勘兵衛が杉の木・神木の根を切り取ったのは、元禄二年の一二月で、評定がはじまったのが元禄四年二月六日で、二月一四日に「永々迄来迎寺持分」となった。その際、証文一通、訴状一通、八幡社地絵図一舗が作成されていたことがわかる。勘兵衛がどのような処罰をうけたのかは不明である。

その他には、寛延四年七月一日「往来手形」の下書きや雛形がある。また、享和二年三月「来迎寺什物帳」は、来迎寺の什物が記されている貴重な史料である。

御札・御守は、「御札」、「鬼神宮御守護」が残されている。

I 家

借用した中に川田家の家系図はなかったので、史料上わかる範囲内で家系を確認していききたい。前掲「元禄一年」飯塚村畑改帳に名主兵左衛門と出ている。川田姓は、正徳四年「田反高元歩永高宗門御改手形三通下書田成本歩」の作成者に川田兵左衛門と出ているのが初見である。

おわりに

最後に、快く文書を御寄贈いただいた川田恒雄氏、川田家文書の調査に尽力された故大山雄三氏、文書調査の仲介をしてくださった小久保英雄氏に深く感謝申し上げる次第である。

(文責 水品 洋介)

川田家は代々兵左衛門を名乗る者が多く、代替わりを追うことはできなかった。何代か兵左衛門が続いたのち、安永三年一月から天明六年まで名主武右衛門がみうけられ、寛政六年一二月に名主孫市が出てくる。武右衛門が登場している期間には、兵左衛門は登場しない。武右衛門・孫市が川田家の先祖かどうかは、判然としない。また、寛政七年一二月から名主兵左衛門が登場してくる。文政二年になると、名主交代の文書が散見できる。当時の名主兵左衛門が病死して、文次郎を跡役として名主にするという内容である。文次郎は太田村要七の息子であり、文化一三年に川田家へ養子として入り、そのまま飯塚村名主見習役についた。文政二年六月頃名主になり、改名して兵左衛門と名乗る。以後、名主は兵左衛門であり、慶応元年まで確認できる。その間、安政五年に川田次右衛門が出てくる。慶応三年になると、飯塚村名主見習川田次右衛門とあり、明治元年にも川田治右衛門と出てくる。廃藩置県の後、明治八年に川田兵治が確認できる。

以上、簡略ながら川田家の系譜をたどってみたが、不明な点が多く、今後の課題である。

Ⅲ 妻沼内田隆英氏資料(高札)について

はじめに

平成二二年(二〇一〇)二月七日、堀越尚二氏の御紹介により、市史編さん室職員が妻沼の内田隆英家を訪問し、そこで、「高札」を拝見させていただいた。同年二月二十六日に内田氏より寄附したい旨の申出があり、同年二月二十六日熊谷市では、この申出の受け入れを決定した。受け入れた「高札」は、妻沼展示館の収蔵庫に保管してある。

以下、御寄附していただいた「高札」について、紹介する。写真が巻頭(4頁)にある。併せて参照されたい。

御寄附していただいた「高札」は、享保六年(一七二一)二月に出されたものである。鉄砲を打つ者や、鳥を捕えた者を見かけたら報告するようにと命じたものである。享保期(一七一六〜一七三五)の鷹狩再興にあたり発布されたものである。八代將軍徳川吉宗は、密告による鉄砲摘発に褒賞令を発していた。当初、鉄砲打をとらえた者に銀三〇〇枚を与える旨であったが、以後褒賞金額は定めず密告内容に応じて下賜した(「高札書改之儀」二付御書付)

(「徳川禁令考 前集第三」)。「高札」は、褒賞令改定に伴い発布されたものと考えられ、鉄砲打ちの密告に加えて鷹場内での捕鳥者の密告も奨励している(練馬区立ふるさと文化館企画展示図録『御鷹場』、二〇一〇)。妻沼村の高札場に掛けられていたものであろうか。

内田氏によると、妻沼の名主家であった荒井家の男子が内田家に婿に入った(時期不明、江戸時代カ)。「高札」は、館林早川家にあったが、男子婿入りの時に荒井本家から貰い上げたものとして伝えられている。

同文言の「高札」はいくつか残存しており、熊谷市立図書館発行「高札」(平成四年)にも同文言の「高札」が掲載されている。併せて参照されたい。

おわりに

快く資料を御寄贈くださった内田隆英氏、御紹介していただいた堀越尚二氏に深く感謝申し上げる次第である。

(文責 水品 洋介)

市史編さん室 事務局活動報告

(平成二二年一月〜二月)

Ⅰ 古文書等調査報告

一 古文書等調査の概況

市史編さん室では、各専門部会活動の資料とするため、市内にある古文書等の史料について、目録作成・写真撮影等の基礎的な調査を行っている。

平成二二年一月から二月の間に、三四件の文書群(総点数一〇〇四九点)について調査を終えた(一部を除き、次項にそれぞれの文書群についての解説を付した)。これで、平成一九年度より七六件(総点数二二〇〇〇点超)の調査を終えたことになる。なお、平成二二年二月末日段階で、二七件(総点数三五〇〇〇点超)の史料群を借用しており、現在、調査を進めている。ほかに、熊谷市で所蔵している一六件(総点数二五〇〇〇点超)についても、随時、調査を行っていく予定である。

Ⅱ 調査終了文書の紹介

肥塚豊田明子家文書 六点

近代文書。昭和一八〜一九年頃、横浜の実家に残る母親から、神奈川県足柄下郡湯河原町の成田屋旅館に疎開していた所蔵者へ宛てた手紙と、出征前に撮影された兄弟の写真である。

瀬南小林美和家文書 一点

近代文書。昭和九年(一九三四)四月二五日「第一期種痘済証」。種痘とは、痘瘡の予防接種のこと。

籠原南個人所蔵文書 三点

書籍。年不詳「赤穂義士伝実記」上・中・下三巻の写本。下巻奥書には、赤穂浪士磯貝重郎左衛門と榛沢郡岡部

村(現深谷市)の住人との関係が記述されている。

奈良新田三浦実家文書 八三点

近世・近代文書。三浦家は、本山派修験林泉院大僧都で挿花の師を勤めた順任(舟月斎)を輩出した家である。本文書群は修験に関する刊本・写本類が中心である。嘉永二年(一八四九)三月二日「金欄地結袈裟免許状」は、順任が聖護院門跡から金欄地結袈裟の着用を許された史料である。金欄地結袈裟とは、本山派修験で僧都以上の者が着用した結袈裟のことである。また、挿花の正風遠州流の免許状や秘伝書がある。初見は元禄九年(一六九六)「引導(引導之口決写)」。

妻沼内田隆英氏資料(高札) 一点 162頁参照

新堀新田根岸勇家文書 一四五点

近世・近代文書。近世は村況・用水、他は書籍関係中心である。初見は書籍では寛保元年(一七四一)に作成された「二十四章孝行録」の写本がある。古文書の初見は、明和元年(一七六四)二月「割付写(村明細帳付)」。

初見は慶安三年(一六五〇)「寅年上野村御年貢可納割付之事」。近代は行政、村政中心である。

上之個人所蔵文書 七点

近代文書。内訳は、古文書三点と写真資料四点。初見は明治五年(一八七二)十月「相統講議定連名帳」。上之村連合戸長役場作成の明治一九年八月二日「田畑宅地反別名寄帳」は当時の土地集積状況を示す史料といえる。写真は家族の写真である。

間々田稻荷神社 四一点

近代文書。神社由緒書や稻荷講(初午講)関係が中心である。由緒書は三点あり、すべて明治四二年(一九〇九)に作成されたものである。講関係では、昭和期の講規・講員簿があり、講組織は現在の深谷市・群馬県太田市の村々にまで及んでいた。

間々田青木福永家文書 五八点

近代文書。和算・土地売買・金銭貸借関係が中心である。算術関係には、妻沼仲町江原久三郎という人物の作

また、弘化四年(一八四七)七月「幡羅一郡石高地頭姓名村々名主帳」、幡羅郡の村々の石高・地頭(旗本領主)姓名、領主ごとの村役人(名主・組頭)が記されており、好史料といえる。

川原明戸飯田恒文家文書 六七点

近世・近代文書。飯田家は、明治時代、戸長を勤め村政に携わる。近代文書中心であるが、近世は用水・組合・寺社・貢租関係がある。寺社関係では、明道寺に関する文書がある。他には、文久期の「文久余荷新堀絵図面」が重要である。初見は宝暦五年(一七五五)一月朔日「証文之事(中畑三畝四歩・金七両)」。

上之小鮎昌雄家文書 二五五一点

近世・近代文書。埼玉県で以前整理していた一九三〇点の文書と、新たに調査した六二一点をあわせた文書群である。小鮎家は、近世に代々名主を勤め、近代では戸長を勤め、上之村の村政に深く関わっている家である。近世は郷蔵・蔵米地払等の支配関係、貢租・村政・水利関係、及び米・金銭関係の伝票が大量に残っている。

成した明治三三年(一九〇〇)「算法記」がある。これには、算術の問答が繰り返し記されている。なお、青木家には多くの貴重な民具が保存されている。

葛和田齊藤健一家文書 五一点

書画。寺門静軒讚・代五渡画の「月瀬写真(山水画)」(縦一二九cm×横四六cm)をはじめ、代五渡の俳句二点、頼山陽の漢詩二点の合計五点である。初見は文政一〇年(一八二七)「漢詩(書)」(縦一一三cm×横二七cm)。

俵瀬常見善治家文書 七一点

近世・近代文書。初見は文化六年(一八〇九)「利根川通武州幡羅郡葛和田村地内堤川除御普請出来形帳」。他は明治前期の文書。内容は利根川通の用水普請出来形帳が五点。明治一六年(一八八三)四月七日「御請書(徴発金施工等二付)」が一点ある。

重森美幸氏収集文書 一点

近代文書。「御布告留」一点。時期は明治一〇年(一八七七)二月から明治一五年一月七日までの布告を書き

留めたものである。作成は榛沢事務所とあり、榛沢村(現深谷市)内に設置された事務所のことであろう。文書形態は、埼玉県令、各課等から廻達が郡役所に到来し、その内容を副区長春山氏による指示が添えられているものが多い。内容は、配達記録、学事、租税、地租、諸商業に関する布告が多い。

妻沼関田生恵家文書 二点

近世絵図・書。絵図は、年代不詳だが備前堀用水に関するものである。計八紙からなり、一部欠落しているが、周辺用水組合村も明記されている。また、絵図の瀧瀬村(現本庄市)付近に書き込みがあり、天保六年(一八三五)に瀧瀬地内を模様替えしたと書かれている。そのため、幕末期の状況を示す絵図といえる。

本町根岸一家文書 三〇一点

近世・近代文書。根岸家は、近世、熊谷宿本陣竹井家の支配人を勤め、近代は熊谷町町長、熊谷市市長をはじめ市政に大きく貢献した家柄である。本文書群は熊谷周辺の古文書と、根岸家代々に関する文書、俳諧関係

が中心である。初見は寛政二年(一七九〇)四月二一日「覚(刀一腰、脇指一腰・金一五両二分売上一札)」。特に、竹井家本陣支配人であった二代根岸清兵衛(平兵衛)に関する文書が貴重である。一二代常次郎・三代代忠に関するものは、賞状・寄附感謝状が主である。

久保島松岡蔵家文書 七四七点

近世・近代文書。松岡家は、質屋・米穀販売・小作経営等を行い、明治期の市三郎は久保島村会議員・会計掛、松四郎・宗治は学校教師等を勤めた。家経営・「十露盤」(そろばん)稽古・伊勢参宮譚・祝儀不祝儀・卒業証書等の文書が多い。地図では、明治三六年(一九〇三)に作成された久保島・三ヶ尻地図がまとまっている。初見は、文久二年(一八六二)「伊勢参宮銭別受納帳」である。

大麻生田島道夫家 三一点

近代文書。明治から平成にかけての庚申講日待の順番を記したものの三〇点と、近代「正面金剛像図」。初見は明治二三年(一八九〇)「庚申(待表)」。

玉井西田茂夫家文書 一点

近代文書。大正五年(一九一六)六月一日「金銭時貸帳(土蔵立替普請帳裏二有)」。横半帳。表紙からは、金銭貸借の帳簿が記されている。裏表紙からは、土蔵建て替え時の普請帳が記されている。

飯塚川田恒雄家文書 一〇五五点 151頁〜161頁参照

高柳高橋泰巳家文書 五八五点

近世・近代文書。高橋家は、代々高柳村の名主を勤め、文政二年(一八二八)頃から紺屋を営んでいた。近世は、貢租・村政・村況・戸口等、村方文書が中心である。初見は、元禄二年(一六九八)一〇月「寅之年貢納割付之事(二口合永七貫二五六文五分)」。高柳村は元禄一年より旗本奥村氏の支配となり、それ以降の文書が高橋家に伝来している。今回調査した文書の他に、一五九一点が埼玉県立文書館に寄託されている(この他、若干の未整理文書有)。基本的資料としては、天保一五年(一八四四)の村明細帳、名寄帳、村儀絵図、及び高橋家が担った名主及び戸長職による高柳村文

書、高橋家の家文書等。

津田西明寺文書 四点

近世文書。本尊脇侍の勢至・観音菩薩像を修復に出した際、両脇侍像から出てきた胎内文書二通と、新造立施主と記されている包紙(未開封)二紙。胎内文書は、いずれも享保五年(一七二〇)のものであり、山口伊兵衛なる人物が作成した切紙で、各菩薩を新しく造立した際に作成されたものである。

妻沼堀越尚二家文書(追加借用分) 一二点

近世・近代文書。注目すべきは、明治五年(一八七二)「妻沼明細録」であろう。これは村の概況を記したもので貴重である。「妻沼村家数持高軒別儀絵図」、「地租改正耕地字分六拾番号老厘縮図表」は、妻沼荒井映吉家文書の複写である。この二点は荒井家文書で焼失してしまつた史料の一部であり、今となっては貴重な史料といえよう。他には、江戸期「離縁状」、明治三九年(一九〇六)大我井神社の太鼓改造費を寄附した証書等がある。

妻沼新井良律家文書 一〇点

近代文書、明治期から初代多助が創業し、現在は米穀店を営む商家の文書である。初見は明治四〇年（一九〇七）一月「土地台帳」である。これは大正六年（一九一七）までの新井家の土地所有調べが記されており、善ヶ島・上根・男沼村等周辺地域の土地を所有していたことがわかる。大正期の文書は、貸し金の控え帳や、長屋普請の雑費帳、口取り帳等、営業取引に関するものがある。昭和期のものは肥料の貸し付けの控え帳が三冊ある。

最後に、古文書の調査をさせていただいた所蔵者の皆様
に厚くお礼申し上げます。

（文責 一 経間健悟 二 栗原健一・水品洋介）

II 写真調査報告

市史編さん室では、古い熊谷市の街並みや建物・橋などの風景写真、地域の祭りや暮らしの様子などを伝える写真史料について調査・収集を行なっている。

平成二二年一月から一二月の間に古い写真を所蔵していると連絡をいただき、一六件二四七点の写真調査を実施した。また、民俗基礎調査の際に当時の様子が分かる資料として一七件一二四点の写真を提供いただいた。

主な内容は、町並・風景写真では熊谷町役場庁舎などの建物や神社等の建造物、大正八年熊谷町体育会発足時の飯能町との対抗野球や戦前のうちわ祭など行事や祭り等の写真を提供していただいた。

また民俗基礎調査（住生活・交通・交易）に併せて提供をいただいた写真は、煙出しの付いた母屋や土蔵、地鎮祭・上棟式などの建築儀式、以前使用していた籠や蚕火鉢などの民具、赤岩（葛和田）の渡し等の写真であった。

今後、市報等で古文書や古い写真をお持ちでないか情報提供をお願いしながら、写真史料の調査・収集を進めていく予定である。

（文責 山本 喜久治）

III 民俗基礎調査報告

一 民俗基礎調査の実施

熊谷市史別編「民俗」の基礎調査として、平成一六年度から七つの分野の調査を熊谷地域及び妻沼地域で実施してきた。

平成二二年度は、「住生活・交通・交易」について妻沼地域を対象とした。平成二二年四月一二日妻沼中央公民館において、調査員に委嘱状を交付、説明会を開催し調査を開始した。調査員は二人で、調査期間は平成二二年七月三〇日までであった。

1 住生活

戦後の経済成長とともに、住宅の造りや宅地の利用方法も大きく変化してきた。かつては、商家の多い市街地と農村部では大きな特徴の違いが見られ、殊に養蚕の盛んな地域では屋根の上に小さな煙出しをつけた家がたくさんあった。

しかし、農業の機械化と産業構造の変化に伴い、昭和三〇年代頃から家の作りも変化してきた。牛や馬に代わっ

て耕耘機やトラクターが普及し牛・馬が必要なくなり土間から牛・馬小屋が消え、縄ないや藁編み等の土間での作業もなくなり土間が板張りの床や応接間に変わってきた。その結果、地域に違いのない家が増えてきた。

このように変化をする前の屋敷構えや家の構造・間取り、また住まい方、建築儀礼等を住生活としての調査の対象とした。

2 交通・交易

古くからの街道や鉄道・バス・人力車等の交通機関、運搬用具、また、利根川や荒川に近いことから舟運・河岸場・渡船場等の河川交通や、近隣や遠くにいる人への伝達方法としての通信等を対象とした交通と、市（イチ）や店商い、行商等の交易を調査の対象とした。

二 調査報告書の刊行

1 民俗編第六集 『生産・生業（妻沼地域編）』

A4版 三四七ページ

第一章 調査の経緯と質問事項

第二章 総論（調査結果の概要と分析）

昭和30年10月分 学校給食献立表

昭和30年10月 小学校給食献立表 熊谷市給食研究所

日、曜	料理名	栄養量		ごま甘藷
		蛋白質	熱量	
3(月)	パン ごまみそ 吉野汁	24.3	577	1. 材料 (5人前) さつまいも 中2本 黒ごま 小さじ1杯 砂糖 大さじ4杯 油 大さじ2杯 2. 作り方 ごまは炒る。さつまいもはせん切りか短冊切にして空あげ。 砂糖に水(半量以下)を加えて加熱し蜜を作り、さつまいもにからませた後ごまをふりこむ。
4(火)	パン りんごクリーム 肉うどん	23.6	604	
5(水)	パン ミルク おでん	26.5	608	
6(木)	パン きんとん みそけんちん	25.8	737	
7(金)	パン ミルク かきあげ	24.0	645	
10(月)	パン ジャム カレスチュー	20.4	626	
11(火)	パン うすら甘煮 豆腐とわかめのみそ汁	25.7	631	
12(水)	パン ミルク チンドウイッチ	21.8	608	
13(木)	パン クリーム 鯨の角煮 豆腐清汁	23.8	592	
14(金)	パン さんまカレーあげ 甘酢	27.4	619	
17(月)	パン ココアミルク いり豆腐	27.0	634	
18(火)	パン クリーム ねぎま汁	25.5	613	
19(水)	パン ミルク 小倉煮 おろし和え	25.3	653	
20(木)	パン ビーナツみそ 野菜ソテー	28.1	625	
21(金)	パン さんまのかばやき 豆腐の清汁	26.9	644	
24(月)	パン りんごクリーム 肉うどん	23.6	604	
25(火)	パン ごま甘藷 チャウダー	22.9	700	
26(水)	パン ミルク 鯨のみそ煮	27.6	605	
27(木)	パン ぶどう豆 カレスチュー	26.7	677	
28(金)	パン ミルク 竹輪磯部あげ 粉ふきいも	26.8	681	
31(月)	パン ミルク 浸し 甘藷とりんごの重ね煮	21.3	595	
計	2 1 回	25.2	632	



◆お知らせ◆

澄んで高く晴れた秋空、さわやかな風にコスモスがゆれてしみじみ秋が訪れて来ましたみのりの秋の行楽は食に結びついた事も多くて楽しいものです。さんま、さば、いわしも脂肪がのつておいしく、たくさん出廻ります。豊かないろいろの食品の持ち味をいかして味いましょう。重くどつしりと栄養のある食事を心掛け『天高く馬肥ゆるの秋』よい食事を取つてより健康にこの秋をたのしみましょう

2 民俗編第七集 『住生活・交通・交易(熊谷地域編)』

第三章 調査票
 調査員 二九人
 調査件数 五二件
 平成二二年三月三十一日発行
 一部千円で有償頒布

第一章 調査の経緯と質問事項
 第二章 総論(調査結果の概要と分析)
 第三章 調査票
 調査員 二七人
 調査件数 六七件
 平成二二年一月一日発行
 一部千三百円で有償頒布
 ※住生活・交通・交易(妻沼地域編)は三月末刊行予定

(文責 山本 喜久治)

IV 行政文書の整理・保存

熊谷市における行政文書等は熊谷市文書管理規程により保存期限が定められており、永久保存文書以外は保存期限満了後に廃棄することになっている。

市史編さん室では歴史史料として重要な行政文書等を市史編さんに活用するとともに、調査研究史料として後世に残すため、熊谷市の主要な制度の内容及びその変遷が明らかにするもの、市が実施した事業の沿革を記録したものの、市が行う主要な調査・統計等の結果を明らかにするもの、市の組織・機構等の変遷がわかるものなど二〇項目を保存すべき基準として設け、平成一八年度末に保存期限が満了となるものから収集を始めた。

平成二二年度は、保存期限が平成二二年三月で満了となる文書等から一七四箱を収集し、市史編さん室において選別・整理・保存作業を行なっている。

本年度に収集した行政文書等の中に、昭和三〇年一月から昭和五七年三月までの学校給食献立表があり、現代の歴史的行政文書等として、次ページに掲載し紹介しておきたい。

(文責 山本 喜久治)

V 市史編さん業務日誌
〔平成二年度〕

1・6	原島川島光江家写真借用	2・3	上之個人所蔵文書借用	3・22	中央公民館
1・6	肥塚豊田明子家文書調査	2・7	妻沼内田隆英氏資料(高札)借用	3・26	熊谷家文書調査(高橋・鎌倉・齋藤・田中各委員、山口県立文書館、29日)
1・14	くまがや古文書学習・研究会との共同調査打合せ	2・8	平戸藤井八重子家文書借用	3・27	近世専門部会文書所在確認調査(細野・高橋委員、28日)
1・17	第二回民俗専門部会会議(熊谷図書館)	2・18	第二回近世専門部会会議(立正大学)	3・31	「熊谷市史研究」第2号刊行
1・17	中世石造物調査	2・19	立正大学古文書研究会との共同調査(飯塚誠一郎家文書、2・23日)	3・31	「熊谷市史(妻沼地域編)調査報告書民俗編第六集生産・生業」刊行
1・19	平戸藤井八重子家文書調査	2・24	立正大学古文書研究会との共同調査(飯塚誠一郎家文書、2・24日)	4・1	原島川島光江家写真返却
1・21	原島後藤肇家文書借用	2・24	文書調査(県立文書館)	4・1	川原明戸飯田恒文家文書返却
1・24	第四回現代専門部会会議(妻沼中央公民館)	2・26	妻沼内田隆英氏資料(高札)寄附申出	4・5	三ヶ尻黒田勇家文書返却
1・26	小泉田所常行家文書返却・借用	2・26	弥藤吾関口栄一家文書借用	4・5	上之乗院資料返却
1・28	くまがや古文書学習・研究会との共同調査打合せ	2・27	中世石造物調査	4・7	上之小鮎昌雄家文書返却
1・29	立正大学古文書研究会との共同調査(飯塚誠一郎家文書、2・2日)	3・5	立正大学古文書研究会との共同調査(飯塚誠一郎家文書、3・9日)	4・7	上之個人所蔵文書返却
1・29	瀬南小林美和家文書調査	3・8	大阪府堺市重森美幸氏収集文書借用	4・7	上之地区文書所在確認調査
1・29	籠原南福島義弘家文書調査	3・11	日向船田祥一家文書調査	4・12	本石神山博家写真調査
1・31	中世石造物調査	3・11	近代・現代専門部会合同視察	4・12	民俗基礎調査(住生活・交通・交易)調査員委嘱式・調査説明会(妻沼中央公民館)
2・1	熊谷松村繁家写真借用	3・13	中世石造物調査(熊谷図書館)	4・19	久保島松岡蔵家文書返却
2・3	くまがや古文書学習・研究会との共同調査打合せ	3・14	第三回考古専門部会会議(妻沼)	4・19	新堀新田根岸勇家文書返却
2・20	くまがや古文書学習・研究会との共同調査打合せ	3・20	日記念公開講演会(商工会館)		堀越元雄氏収集文書返却

4・20	ちのしお教育資料センター調査	6・3	の日記念公開講演会(商工会館)	6・30	万吉福島尚二家写真返却
4・20	第一回埼玉県地域史料保存活用連絡協議会(以下「埼玉協」という)理事会出席	6・3	新堀中村定弘家文書返却・借用	6・30	円光八木原香家写真返却
4・22	立正大学古文書研究会との共同調査(飯塚誠一郎家文書、5・6日)	6・5	第一回考古専門部会会議(妻沼中央公民館)	7・1	飯塚川田恒雄家文書寄附申出
5・1	あうんの会開講式で講話	6・13	中世石造物調査会議(熊谷図書館)	7・6	第一回古代専門部会会議(熊谷図書館)
5・9	第一回現代専門部会会議(妻沼中央公民館)	6・13	妻沼地域文化財調査研究会に出席	7・6	大麻生田島道家文書借用
5・9	野口泰助氏収集文書・海駅門調査(熊谷図書館)	6・15	大阪府堺市重森美幸氏収集文書返却	7・8	玉井西田茂夫家文書借用
5・10	間々田稲荷神社文書返却	6・17	妻沼聖天山の建築についての打合せ・調査(籠堂ほか)	7・8	桜町江森正次家写真返却
5・10	間々田青木福永家文書返却	6・20	第一回民俗専門部会会議(熊谷図書館)	7・10	斉藤実盛公敬仰会で講演
5・10	間々田椎橋繁作家文書返却・借用	6・21	妻沼新井良律家文書借用	7・11	立正大学との共同調査(池上委員、中世石造物等・妻沼医王寺)
5・12	本石志村忠夫家文書返却・借用	6・21	妻沼関田生恵家文書調査	7・12	中世石造物調査
5・16	中世石造物調査	6・21	桜町江森正次家写真借用	7・12	妻沼堀越尚二家文書借用
5・17	保存期限満了行政文書収集	6・21	円光八木原香家写真調査	7・14	栃木県足利市荒井映吉家(妻沼)文書調査
5・19	保存期限満了行政文書収集	6・21	考古遺物調査(柿沼・関各委員、江南文化財センター)	7・15	大原報恩寺板碑調査
5・20	江南まつり実行委員会で講話	6・23	万吉福島尚二家写真調査	7・15	埼玉協研修会出席
5・25	葛和田齊藤健一家文書返却	6・23	安保家・長野家文書調査(県立文書館)	7・16	中世石造物調査
5・25	依頼常見善治家文書返却	6・24	石原秋山昇家写真調査	7・18	立正大学との共同調査(池上委員、中世石造物等・妻沼医王寺、19日)
5・27	第一回中世専門部会会議(茨城大学)	6・25	宮前町石井源次郎家写真調査	7・18	飯塚川田善也家文書借用
5・29	中世石造物調査	6・25	本石神山博家写真返却	7・20	本町精屋総本店調査
5・29	飯塚川田恒雄家文書借用	6・25	中世石造物調査	7・26	本町根岸一家文書調査・返却・借用
6・1	埼玉協総会・国際アーカイブズ	6・27	中世石造物調査	7・29	大里整理所遺物調査(細田・吉田各委員)
6・3	の日記念公開講演会(商工会館)	6・27	新堀中村定弘家文書返却・借用	7・30	広瀬古墳群遺物調査(関委員、熊

谷図書館	7・31	9・5	吉田東伍記念博物館(新潟県阿賀野市)で斉藤実利文書調査(高橋・鎌倉・齋藤・田中各委員)	10・13	各委員)
中世石造物調査	8・1		第一回熊谷市史編さん委員会(中央公民館)	10・13	
第一回近代専門部会会議(妻沼中央公民館)	8・2	9・7	妻沼堀越尚二家文書借用	10・13	
上奈良篠澤靖雄氏来館	8・3	9・9	葛和田荒川宗一郎家文書寄附申出	10・14	
教育実習生受入	8・2	9・9	津田西明寺文書調査	10・14	
第二回考古専門部会会議(熊谷図書館)	8・8	9・13	中世石造物調査	10・16	
岡山根岸友憲家長屋門調査	8・10	9・13	高柳高橋泰巳家文書返却・板碑調査	10・19	
大麻生田島道夫家文書返却	8・12	9・13	第二回近代専門部会会議(中央公民館)・視察(片倉シルク記念館)	10・24	
玉井西田茂夫家文書返却	8・12	9・13	中世石造物調査	11・1	
本町根岸一家文書返却	8・12	9・19	「熊谷市史(熊谷地域編)調査報告書民俗編第七集住生活・交通・交易」刊行	11・2	
久保島松岡巖家文書返却	8・12	9・20	彩の国いきがいがい大学熊谷学園で講義	11・7	
新堀森田照子家文書借用	8・12	9・23	中世石造物調査	11・8	
大塚松岡清家民俗調査(飯塚委員)	8・13	9・26	深谷市森米恵氏収集文書借用	11・12	
立正大学古文書研究会との共同調査(飯塚誠一郎家文書、8・20日)	8・16	10・4	文書調査(齋藤委員、内閣文庫・国立国会図書館)	11・15	
三ヶ尻田中神社要石調査	8・19	10・5	中世石造物調査	11・16	
板井篠場喜一家文書借用	8・23	10・6	深谷市森米恵氏収集文書借用	11・16	
深谷市森米恵氏収集文書借用	8・25	10・6	中世石造物調査	11・18	
中世石造物調査	8・28	10・6	市政宅配講座(雀宮自治会館)	11・21	
第二回古代専門部会会議(熊谷図書館)	8・29	10・7	上奈良篠澤靖雄家文書調査	11・23	
立正大学古文書研究会との共同調査(飯塚誠一郎家文書、8・7日)	9・3	10・11	中世石造物調査		

栃木県足利市荒井映吉家(妻沼)文書借用	11・28		
妻沼堀越尚二家文書返却	11・29		
上奈良篠澤靖雄家文書借用	12・2		
中奈良石坂健彦家訪問	12・6		
妻沼新井良律家文書返却	12・8		
桜町正森正次家写真調査	12・10		
中世石造物調査	12・13		
箱田念仏堂調査	12・21		
中世石造物調査	12・23		
川原明戸中嶋忠一郎家文書調査報告	12・28		

(注1) 中世石造物調査は、主に5月までは妻沼地域、6月以降は中条、奈良、大幡地域を実施(栗岡、磯野、伊藤、江原、野口、諸岡、太田各委員)

(注2) 本業務日誌は、事務局が関わったものについて記載しています。

VI 事務局紹介

熊谷市教育委員会	
教育長	野原 晃
教育次長(平成二〇年度)	柴崎 久
(平成二一年度)	藤原 清
社会教育課長	斉木 千春
市史編さん室	
市史編さん担当副参事	根岸 敏彦
主幹兼室長	山本 喜久治
主任	蛭間 健悟
嘱託	栗原 健一
臨時職員	水品 洋介
	栗原 慶多
	井口 雄二
	井出 英美子
	高井 直美
	時田 史子
	廣瀬 典雅
	松葉 弘美
	三俣 美加
	望月 潤一

巻頭写真(片倉製糸工場関係)解説

平成二二年六月に桜町にお住まいの江森正次氏から、昭和初期の桜堤(熊谷堤)や片倉製糸等の写真を所蔵しているとの連絡をいただき調査を行なった。

関係する写真は四点保存されており、片倉製糸紡績株式会社(現片倉工業株式会社)石原製糸所が主催の観櫻会の写真と工場内部の製糸機及び作業の様子を撮影したものであった。

熊谷の製糸業は、明治一六年七月二八日に日本鉄道株式会社の中仙道線(現在のJR高崎線)が開通し、生糸の安全かつ迅速な輸送が確保され大きな転機となった。

その後、沿線において製糸工場は増加し、その規模を拡大し発展を遂げることになる。熊谷における製糸工場数は、明治一四年は一工場であったが、明治四〇年には五工場に、昭和七年には一三工場に増加している。

片倉工業株式会社が熊谷に工場を展開したのは、明治四〇年六月に片倉組石原製糸所として操業を開始したのが最初であり、熊谷では規模の大きい製糸工場であった。撮影された当時の熊谷堤は、秩父鉄道石原駅の辺りから線路の南側に沿って熊谷駅の東にある万平公園に向か

っていた。観櫻会は会社の主催で開かれ、場所は現在の宮前町辺りであった。写真右方に写っている制服・制帽姿の人々は工場内に設置された青年学校の生徒である。(昭和五年撮影)

また、工場内部での製糸作業風景の写真は、御法川式多条操糸機という繭から製糸する機械である。一台の機械で二〇本(緒)の生糸を製糸することができ、同工場には当時五〇〇台設置されていた。(昭和六年撮影)

明治時代から続いた片倉工業株式会社熊谷工場は何度か名称変更などの変遷を経て平成六年一二月に操業を休止し、同社の蚕糸業部門に幕を閉じた。

いずれの写真も、熊谷市における近代の産業や暮らしを記録する写真資料として貴重な写真である。

(文責 山本 喜久治)

〈参考文献〉

- 『まゆの国』 井上善治郎 一九七七
- 『片倉製糸紡績株式会社20周年誌』片倉製糸紡績株式会社考査課 編輯 一九四一
- 『新編埼玉県史 資料編21 近代・現代3』 埼玉県 一九八二
- 『新編埼玉県史 通史編5 近代1』 埼玉県 一九八八
- 『埼玉県蚕糸業史』 埼玉県蚕糸業協会 一九六〇

市史編さん室からのお願い

古い文書や写真をお持ちではありませんか？

現在、市史編さん室では、熊谷市に関する古い文書や写真を所有する方のご協力をいただき、調査を行います。

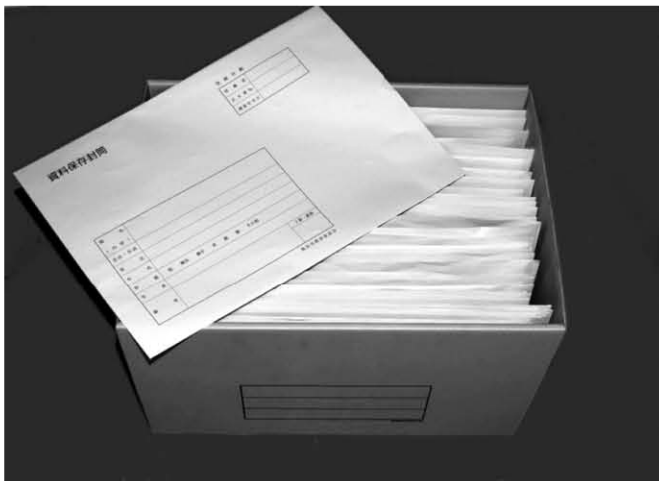
以下の古い文書や写真を所有している方は、熊谷市史編さん室まで御連絡ください。訪問して、実地調査をさせていただきます。

調査の対象

- 一 文書 太平洋戦争以前のもの。
- 二 写真 戦後まもなくまでの熊谷の行事や風景を撮影したもの。

調査させていただいた古文書や写真については汚れ等を落とし、長期保存が可能な封筒や箱に詰めさせていただきます。また、古文書については、目録を作成して贈呈いたします。

市史の編さんには、市民の皆さんの御協力が不可欠です。なにとぞ、宜しくお願い申し上げます。



写真にあるような封筒と箱に詰め替えてお返しいたします。資料の長期保存が可能になります。

熊谷市史刊行物のご案内

市史編さん室では、新熊谷市史の編さんに伴い、下記の刊行物を販売しております。

新熊谷市史の本のほかにも、旧熊谷市・旧大里町・旧妻沼町・旧江南町で刊行した歴史の本も購入することができます。

熊谷市史研究

市史の調査研究から得られた成果や史・資料の紹介、編集委員の論考などを掲載しました。熊谷市史研究は、毎年1冊ずつ刊行する予定です。

書名	内容	価格	大きさ発刊年
1 第2号	細野健太郎「一九世紀の醸造家経営と地域市場」、栗原健一「天保期『田圃』御用と関東在々買上粉世話人」など	700円	A5判 平成22年

※創刊号は売り切れしました。

民俗編調査報告書

多くの市民調査員のご協力により、民俗に関する膨大かつ詳細なデータを集めることができました。1件1件の詳細なデータと概論を掲載しています。熊谷・妻沼各地の伝統や風習を細かく知ることができます。

書名	内容	価格	大きさ発刊年
1 年中行事(旧熊谷市編・旧妻沼町編)	年中行事について、概論と各家・地域の詳細な調査票を掲載	売り切れ	A4判 平成16,18年
2 食生活(旧熊谷市編・旧妻沼町編)	食生活について、概論と各家の詳細な調査票を掲載	各1,000円	A4判 平成17,19年
3 衣生活(旧熊谷市編)	衣生活について、概論と各家の詳細な調査票を掲載	売り切れ	A4判 平成18年
4 人の一生(旧熊谷市編・旧妻沼町編)	出生・結婚・葬送等について、概論と各家の調査票を掲載	各1,000円	A4判 平成19,20年
5 民間信仰・口頭伝承(熊谷地域編・妻沼地域編)	信仰や昔話等について、概論と各家・地域の調査票を掲載	各900円	A4判 平成20年
6 生産・生業(熊谷地域編・妻沼地域編)	農業・商い等について、概論と各家・地域の調査票を掲載	熊谷地域編 1,200円 妻沼地域編 1,000円	A4判 平成21,22年
7 住生活・交通・交易(熊谷地域編)	屋敷構え・交通等について、概論と各家・地域の調査票を掲載	1,300円	A4判 平成22年

○市史研究・民俗編調査報告書の販売場所

熊谷市役所6階社会教育課・熊谷市立熊谷図書館(3階美術郷土資料展示室)・大里図書館・妻沼図書館・江南図書館、市史編さん室(妻沼展示館内)

販売中の旧熊谷市・旧大里町・旧妻沼町・旧江南町の刊行物

販売中のもののみご案内いたします。

旧熊谷市史刊行物

1 熊谷市史通史編	近現代の行政史を中心にまとめた市制50周年記念誌	3,000円	A5判 昭和59年
-----------	--------------------------	--------	--------------

旧大里町史刊行物

1 大里村史	旧大里町の自然や原始から現代までの歴史を扱った通史編	2,000円	A5判 平成2年
--------	----------------------------	--------	-------------

旧妻沼町史刊行物

1 妻沼町誌(全)復刻判	昭和3年の妻沼町(現妻沼・弥藤吾地区)で刊行した町誌を復刻	1,000円	A5判 平成7年復刻
--------------	-------------------------------	--------	---------------

○旧熊谷市史・大里町史・妻沼町史関係書籍の販売場所：市史編さん室(妻沼展示館内)

旧江南町史刊行物

1 資料編1 考古	荒川と台地・丘陵に刻まれた、原始古代以降の遺跡、出土遺物を網羅	3,000円	A5判 平成7年
2 資料編2 古代・中世	武蔵国造の時代から、戦国大名後北条氏の支配までをたどる。	3,000円	A5判 平成10年
3 資料編3 近世	江戸時代の旧江南町域に残る諸家文書を多数収録	3,000円	A5判 平成13年
4 資料編4 近代・現代	明治・大正・昭和時代の行政、諸家文書、新聞などを多数収録	3,000円	A5判 平成13年
5 資料編5 民俗	旧江南町域の習慣・風俗・伝統行事・信仰などを多方面に収録	3,000円	A5判 平成8年
6 自然編1 動物	旧江南町域に生息する昆虫・動物を調査して写真で解説	3,000円	A4判 平成10年
7 自然編2 植物	旧江南町域の植物植生を調査し、写真で解説	3,000円	A4判 平成14年
8 通史編 上巻	原始時代から近世までの旧江南町のすがたをまとめる。	3,000円	A5判 平成16年
9 通史編 下巻	近代から現代までの旧江南町のすがたをまとめる。	3,000円	A5判 平成16年
10 報告編1 江南町の板碑	中世の文化財「板碑」の発祥地である旧江南町の石造物をまとめる。	4,000円	A4判 平成15年

○旧江南町史の販売場所：江南文化財センター、市史編さん室(妻沼展示館内)

購入方法

直接購入される方

書籍ごとに販売場所が異なりますので、ご確認の上、販売場所にお越しください。

郵送を希望される場合

送料は着払いとなります。代金分の定額小為替を熊谷市史編さん室にお送りください。その際、購入する書籍名、郵送先のご住所、お名前、電話番号を書いたメモをお入れください。

市史編さん室(熊谷市教育委員会 社会教育課内)

〒360-0202 熊谷市妻沼東1-1 電話:048-567-0355 FAX:048-589-2811
(妻沼展示館内) E-mail shishihensan@city.kumagaya.lg.jp

編集後記

『熊谷市史研究』の第三号をお届けします。

本号では、論考等として、考古専門部会による座談会、中世専門部会専門調査員鎌倉佐保氏の「一二世紀における熊谷市周辺の武士の所領形成―中条氏・成田氏を中心に―」、同じく中世専門部会特別調査員諸岡勝氏の「鎌倉時代末期の板碑の一事例 『築道型』の分布と特性」、本市教育委員会職員大井教寛氏の「熊谷氏の系譜と西遷」の四編を掲載いたしました。

それぞれ、長年温めてきた研究成果を発表いただきました。

本号を手取る殆どの方が、荒川の流路について関心を持つておいでのことと思います。この座談会では、荒川の流路と様々な時代における遺跡の分布を基に、活発な意見交換が行われております。

鎌倉氏は、別符や中条は「符」や「保」による一種経済的な特典を生かし開発されてきたのではないかと推測され、また、そこに一二世紀の成田氏や中条氏の関わりを論じています。

諸岡氏は、行田市築道下遺跡から出土した板碑群を指標として、埼玉県北東部に所在する鎌倉時代末期から南北朝時代にかけて造立された同形態と考えられる板碑群について、詳細な検討を行なっておられます。

大井氏は熊谷氏の研究に取り組みされており、また、執務

を担当する熊谷図書館においても、熊谷氏に関する様々な展示や関係の本を刊行するなど非常に意欲的です。「熊谷氏の系譜と西遷」では、熊谷家文書を研究する中で、熊谷直経の代に名字とする地である熊谷に対する支配が以降加速度的に薄れていくという重大な転機が訪れた、とする考察が述べられております。

今回の市史研究でも、力作がそろいました。どうか熟読いただきたいと思えます。

妻沼荒井映吉家文書につきましては、所蔵者の御厚意により寄贈いただいたところですが、本文書については既に田尻高樹氏により綿密な調査がなされ、詳細にわたる解説が記されております。田尻氏は、長きにわたり地元において古文書研究に御尽力され、また、元深谷市・花園町・川本町文化財保護審議会委員として御活躍・御貢献されております。本文書の解説を掲載するにあたり田尻氏から快諾をいただきました。本欄を借りてお礼を申し上げます。

さて、中世期の武将斎藤別当実盛が開いたとされる妻沼聖天山に所在の歓喜院聖天堂(国指定重要文化財)は、平成一五年に保存修理工事着工、平成二二年一月一八日に竣工式が挙行され、本殿については工事が終了し、数々の彫刻が鮮やかな彩色により蘇りました。訪れる多くの方々がその壮麗さに魅了されることでしょう。本年六月からの一般公開が楽しみです。(N)

熊谷市史研究 第3号

平成23年3月25日 発行

編集・発行 熊谷市教育委員会 社会教育課市史編さん室
〒360-0202 熊谷市妻沼東1-1 (妻沼展示館内)
電話 048-567-0355

印刷 有限会社 英知